

愛媛縣

第五章 工場衛生

職工五十人以上ヲ使用スル工場ニ於ケル疾病狀況

Table of health status for workers in Ehime Prefecture. Columns include organ systems (e.g., respiratory, digestive), gender (male/female), and occupational categories (e.g., textile, agriculture). Rows show counts for various conditions like pneumonia, asthma, and other ailments.

一、檢診人員 一〇、〇八八人
二、右人員ノ内不健康者數 七、四三六人
三、不健康者中最モ多キモノ
イ、トラホーム 五三〇人
ハ、氣管支加答兒 三六〇人
ホ、扁桃腺炎 二九一人
ト、肋膜炎 二八八人
計 一、一七一人
口、結核 二七一人
胃、腸加答兒 二八八人
計 七、四三六人
合 計 一、一七一人
口、結核 二七一人
胃、腸加答兒 二八八人
計 七、四三六人

Table of health status for workers in Ehime Prefecture (continued). Similar to the first table, it details health conditions and occupational categories for a different set of workers, including counts for various ailments and a summary of total workers and those who are unhealthy.

昭和九年秋季職工健康診斷結果表

管下五十人以上ノ職工ヲ使用スル適用百二十工場ニ於ケル昭和九年中三日以上休業ヲ要シタル職工ノ疾病患者總數ハ

男 二、二五七(前年一、六八九) 計 九、八一八
女 七、五六一(前年六、四四一)
死亡男 八 女 三三 計 四一
ニシテ罹病數前年ノ八、一三〇ニ對シ、六八八ヲ増加シ、死亡ハ僅ニ一名ノ増加ヲ示シ居レリ、而シテ本表ニ於ケル疾病患者數増加ノ原因ハ工場ノ増加ニ伴フ就業職工數が前年ヨリ約八百餘名増加シ隨テ疾病患者數モ亦増加ノ傾向ヲ示セルモノト認ムルモノナリ

罹病率

昭和九年中職工五十人以上使用工場ニ於ケル疾病ノ罹病率ニ付テ見ルニ全百分率ハ四〇・四〇ニシテ前年ノ三四・六七ト對比スルニ五・七三ノ増加率ヲ示シ、大規模工場ニ於ケル職工ノ増加ト共ニ何レモ疾病率ノ増加ヲ認ムルモノナリ
各業態別ニ於ケル罹病百分率ハ左表ノ通ニシテ罹病者百名以上ヲ發生セル業態ニ付テ見ルニ製絲業其ノ主位ヲ占メ四十八人四一ニシテ、紡績業ノ四十七人三六之ニ次ギ人造絹絲業ノ二十二入〇五ヲ以テ最低罹病率トス
而シテ本罹病率ヲ以テ推測スルニ、管下人造絹絲工場ニ於ケル職工ノ健康狀態ニ付甚同傳フルガ如キ保健上大ナル被害アルコトヲ認メザルモノニシテ一面本工場ニ於ケル保健施設完備ノ表現ヲ認ムルモノアリ(本項二、人絹工場ニ於ケル職業的疾患ノ狀況ニ詳記ス)

業態別罹病百分率表

(職工五十人以上工場)

業種別	就業職工數	死亡	疾病數	罹病百分率	業種別	就業職工數	死亡	疾病數	罹病百分率
製絲業	六、四四二	一三	三一	四八・四一	製紙業	八〇	一	二〇	二五・〇〇
紡績業	五、三七七	六	二五	四七・三六	人造肥料製造業	八八〇	一	二	四二・二
織物業	七七	一	八	一〇・三一	人造絹絲業	二、〇九二	一	二	四七・〇九
染色整理其ノ他加工業	六、五一八	一四	二〇	三九・一四	雜業	一、八二三	一	四〇	二二・〇五
機械製造業	四六四	五	一八	三九・〇一	計	一〇二	一	二二	二一・五七
金屬品製造業	三三二	一	四	一三・五五					
	一一三	一	九	八・五〇					
計	二四、三〇〇	四一	九八	四〇・四〇					

更ニ之ヲ病類別ニ就テ罹病率ヲ見ルニ「呼吸器疾患」依然トシテ其ノ主位ヲ占メ百分率十六人・五ヲ示シ消化器疾患ノ七人四之ニ次ギ「中毒」ノ〇・四ヲ以テ最低罹病率トス

尙本年中前年ニ比シ罹病率減少セルモノハ「傳染病及全身病」ノ一・六「血行器疾患」ノ一・一「中毒」ノ〇・三ニシテ「呼吸器疾患」ノ三・二九増加ヲ第一位ニ其ノ他ノ病類別ニ於テ何レモ増加ノ傾向ヲ示シ居レリ
病類別罹病百分率及前年トノ比較左ノ如シ

病類別罹病百分率

病類別	男		女		合計	罹病百分率
	死亡	患者	死亡	患者		
法定傳染病	一	一	一	一	二	二・二六
傳染病全身病	一	一	一	一	二	二・三六
神經系疾患	一	一	一	一	二	一・八五
眼器疾患	一	一	一	一	二	二・〇一
血行器疾患	一	一	一	一	二	一・三三
呼吸器疾患	三	二六	二	一六	四	四・八五
消化器疾患	二	二	一	一	三	一・九九
泌尿生殖器疾患	一	一	一	一	二	一・八八
皮膚器疾患	一	一	一	一	二	二・〇一
運動器疾患	一	一	一	一	二	一・三三
中毒	一	一	一	一	二	二・〇一
其他ノ疾	一	一	一	一	二	一・三三
計	二〇	二〇七	一〇	一〇一	三〇	三・二九

罹病率前年比較表

病類別	前年罹病率		本年罹病率		増	減	病類別	前年罹病率		本年罹病率		増	減
	死亡	患者	死亡	患者				死亡	患者	死亡	患者		
法定傳染病	一・一〇	一・一〇	二・二六	二・二六	一・一六	一・一六	消化器疾患	六・二〇	六・二〇	七・〇四	七・〇四	〇・八四	〇・八四
傳染病及全身病	二・五二	二・五二	二・三六	二・三六	〇・一六	〇・一六	泌尿生殖器疾患	二・六一	二・六一	二・五一	二・五一	〇・一〇	〇・一〇
神經系疾患	一・四三	一・四三	一・八五	一・八五	〇・四三	〇・四三	皮膚器疾患	四・二二	四・二二	四・四二	四・四二	〇・二〇	〇・二〇
眼器疾患	一・六〇	一・六〇	一・九九	一・九九	〇・三九	〇・三九	運動器疾患	一・七二	一・七二	二・一七	二・一七	〇・四五	〇・四五
血行器疾患	一・八七	一・八七	二・七七	二・七七	〇・九〇	〇・九〇	中毒	〇・〇七	〇・〇七	〇・四	〇・四	〇・三三	〇・三三
呼吸器疾患	一三・二一	一三・二一	一六・五〇	一六・五〇	三・二九	三・二九	其他ノ疾	三・三六	三・三六	四・九	四・九	一・五三	一・五三

職工ノ眼病、脚氣、花柳病患者ノ狀況
管下五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル眼病、脚氣、花柳病患者十名以上ノ罹病業態別ニ就テ見ルニ其ノ狀況左ノ如シ
イ、眼 疾 患

眼病ハ前年ノ全罹病百分率(・六〇)ヨリ・三九ヲ増加セルモ之ヲ業態別ニ見ルトキハ製絲業ノ一・八一増加ヲ主ナルモノトシ、其ノ他何レモ増加ノ傾向ヲ示シ
僅ニ紡績業ノミ前年ヨリ一・六八減少シ人造絹絲工業ニ於ケル眼疾患罹病率ハ二・三五ニシテ順位ハ第四位ニアリ

病 類 別	性 別		製 絲 業	紡 績 業	織 物 業	製 紙 業	人 造 肥 料 製 造 業	人 造 絹 絲 製 造 業
	男	女						
ト ラ ホ ー ム	三	七						
其ノ他眼疾患	一四	〇八						
合 計	一八	八						
罹 病 百 分 率	二・九一	一・六三						
前 年 罹 病 率	一・一〇	三・三一						

ロ、脚 氣

脚氣ハ男八四、女一八八、計二七二人ニシテ前年(三五九)ヨリ八七名、罹病百分率五三ニ對シ・四一ヲ何レモ減少セルヲ認メ多數職工ヲ使用スル工場ニ就テ
見ルニ染色整理其他加工業三・二ニシテ其ノ主位ヲ占メ、織物業ノ一・五之ニ次ギ、製絲業ニ於テ・四増加セル他、何レモ減少ノ傾向ヲ示シ紡績業ノ・七六ヲ
以テ最低罹病率トス
本疾病ニ付テハ工場食ノ改善ニ俟ツトコロ大ナルモノアリ、通勤職工ノ多數ヲ擁スル工場及立作業ヲ主トスル工場ニ特ニ發生率多キヲ認ムルモノニシテ、胚
芽米、麥飯其ノ他榮養的副食物ノ利用ヲ勸奨シ本病發生ノ豫防警戒ニ努メ居レリ
ハ、花 柳 病

黴毒患者ハ十七名、淋病患者ハ十四名ニシテ何レモ前年ヨリ一名減少シ居リ其ノ業態別左ノ如シ

病 類 別	性 別		製 絲 業	紡 績 業	織 物 業	金 屬 品 製 造 業	人 造 肥 料 製 造 業	人 造 絹 絲 製 造 業	計
	男	女							
淋 病	二	一〇							一二
微 毒	一〇	一〇							二〇
男 女 合 計	一二	二〇							三二

以上ノ狀況ニシテ、全般的ニ疾病増加ノ傾向ニアルハ、粉塵發散顯著ナル業態、其ノ他湿度、換氣關係、更ニ過勞ニ伴フ疾病發生ノ誘因ニ拮加保健衛生上無關
心ナル結果ニ起因スルモノアルヲ認ムルモノニシテ、衛生思想ノ向上ヲ目的トスル講演、講話ニヨリ産業衛生ノ發達並ニ産業衛生ニ關スル智識ノ普及ニ努メ、
工場施設ノ缺陷ニ對シテハ絶ヘズ労働者ノ健康保持ニ即シタル設備ノ改善ヲ強要シ居レリ

福 井 縣

職工五十人以上使用工場ニ於ケル負傷疾病調

別種業	工 場 數	病 類 別		結 核 性 疾 患	呼 吸 器 疾 患	脚 氣	其ノ他	職 業 性 疾 患	負 傷	ト ラ ホ ー ム	計
		男	女								
製 絲 業	二	共	究								
紡 績 業	三	男	女								
織 物 業	一	男	女								
製 紙 業	一	男	女								
人造絹絲製造業	一	男	女								
人造肥料製造業	一	男	女								
金屬品製造業	一	男	女								
其他	一	男	女								
合 計	八	男	女								

一、當時職工百人以上ヲ寄宿セシムル工場ニ於ケル疾病調査（昭和九年四、五、六月調査）

業種別	肺結核		其ノ他ノ結核		肋膜炎		肺氣管支炎		感冒		計		ホトムラ		消化器		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
合計	2	3	1	2	5	10	3	11	1	1	11	11	1	1	11	11	11	11	26
製糸業	2	3	1	2	5	10	3	11	1	1	11	11	1	1	11	11	11	11	26
織物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
績物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

業種別	製糸		織		物		紡		績	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	11	12	9	10	1	1	1	1	1	1
調査工場数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
調査職工数	11	12	9	10	1	1	1	1	1	1

備考 本調査ハ職工負傷疾病月報ニ依リ作成シタルモノニシテ休業三日ニ達セザルモノハ算入セズ但シ發生件數ニ於テハ重複セズ
二、當時職工百人以上ヲ寄宿セシムル工場ニ於ケル疾患調査（昭和九年九、十、十一月調査）

結核其ノ他ノ呼吸器、トラホーム、消化器病調査表

業種別	肺結核		其ノ他ノ結核		肋膜炎		肺氣管支炎		感冒		計		ホトムラ		消化器		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
合計	6	7	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
製糸業	5	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
織物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
績物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2

業種別	製糸		織		物		紡		績	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	11	12	9	10	1	1	1	1	1	1
調査工場数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
調査職工数	11	12	9	10	1	1	1	1	1	1

備考 本調査ハ職工負傷疾病月報ニ依リ作成シタルモノニシテ休業三日ニ達セザルモノハ算入セズ但シ發生件數ニ於テハ重複セズ

富山縣

春季 疾病表

（昭和九年度）

業種別	流行病地方病及傳染病		全身病		神経系及感		血行器		呼吸器		消化器		泌尿生殖器		骨及運動器		計		患者總數ニ對スル百分率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
合計	110	119	131	140	133	143	119	123	119	123	119	123	119	123	119	123	119	123	2.5	
製糸業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.8
織物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5
績物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5
製糸業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5
織物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5
績物業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5

之レガ發生ヲ月別ニ見ルニ七月最も多ク八月之ニ次ク

患者數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一月	十二月
患	一	一	四	三	五	七	一六	八	四	七	四	二

二、花柳病

職工五十名以上使用スル工場ニテ本病ノタメ三日以上休業シタルモノ左表ノ如ク二十二名ニシテ前年ヨリ著シク減少セリ

業種別	病別類		計
	微毒	淋病	
製絲業			
金屬品製造業			
醸造業			
菓子製造業			
製藥業			
計	四	八	一二

健康診断及職工採用時ノ體格検査ヲ督促ス本年中最多數ノ入社時検査ヲ施行セルハ共立モスリン中山工場ニシテ五二三名ヲ診断セリ其ノ内課左ノ如シ

- 検査總人員 五二三
- 内 甲二四六、乙一四四 合格
- 丙一一三、合格考慮ヲ要スルモノ、丁二〇、不合格、重トラホーム八、重近視五、結核二、心臟病二、色盲二、其ノ他一

熊本縣

職工ノ眼病ハ春秋二期ノ健康診断ニヨリ最も多ク發見セララルモノニシテトラホーム結膜炎ニシテ專屬醫或ハ囑託醫ニ治療ヲ受ケツツアリ該トラホーム患者ニ就テハ器具洗面器其ノ他傳染ノ虞アル器具ノ使用ニ付テハ健康者ト區別シ使用セシメ居レリ

脚氣ニハ他縣ヨリノ稼働職工ニ多ク重症者尠ク輕症ナルモノニ於テモ歸省セシメ暫時ニシテ治療シ出勤スルノ状態ニアリ

花柳病ハ鐵工業製紙業製業人造肥料製造業等ノ男工ニ多シ

區分	被検査人員		計
	十二指腸蟲卵保有者	蛔蟲卵保有者	
男	四二六・七%	一五	四四一・七%
女	二四七・三・五%	七三四	二五九・三・三%
計	一三三・六%	七四九	二七〇・九・一%

那是製絲株式會社熊本工場ニ於テ其ノ工場衛生主任主トナリ看護婦二名ヲ手傳ハシメ職工ニ對シ人體寄生蟲検査及驅除ヲ爲シタルガ其ノ成績左表ノ通り

静岡縣

職工ノ眼病脚氣花柳病其他ノ疾患ノ狀況

本縣工業懇話會ニ於テ本年五月職工五十人以上ヲ使用スル四十七工場ニ就テ職工ノ健康診断ヲ行ヒタル結果左ノ如キ罹病患者ヲ發見セリ

業種別	工場數	診斷人員		トラホーム		其他眼病		脚氣		花柳病		其他	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
製絲業	三	一〇一	八七	二	一四	一	一	一	一			二	二〇
紡織業	八	一七六	九三五	二	一八七	一	三	一	一			二	二九
織染業	二	二〇〇	九四	一	二〇							一	二五
器具業	一	四〇	九	一	三〇							一	四〇
紙業	一	一九七	三七	一	二							一	一五
油糖業	一	七三	二二	一	二							一	一
製糖業	一	二四	三	一	一							一	一
製畜業	一	三三	一〇	一	一							一	一
印刷業	一	一五〇	三三	一	一							一	一
製材業	一	一四	一〇	一	一							一	一
製電業	一	一五	一七	一	一							一	一
計	四	一八八	九八五	二	二四	一	一	一	一			二	二五

高知縣

職工五十人以上使用スル工場ニ於ケル疾病ハ左表ノ通りニシテ之ヲ前年度ニ比較スルニ脚氣並其ノ他ノ疾病ヲ除ク他ハ總テ増加ヲ示シタルニ鑑ミ事業者ヲ督勵シ之ガ豫防施設ヲ圖ルノ要アルヲ認メラル

病名	昭和七年		昭和八年		昭和九年		
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	
病名	昭和七年	昭和八年	昭和九年	病名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
結核	一	二	四	トヲホーム	二〇	二	一七
呼吸器病	四二九	二七二	三一	脚氣	二二	一五	一七
計	四三〇	二七四	三一五	花柳病	一一	一五八	八八
赤痢	一	一	一	其感	三七五	七六七	九一七
腸チブス	一	一	一	ノ	一	一八六三	一七五三
計	一	一	一	計	五四〇	二、七九〇	二、七九七

岐阜縣

病名	紡績十工場		織物三工場		製絲四工場	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数
脚氣	一〇二九	一、〇八三	二一五五	五二七	二八	七三一
花柳病	一三〇	九四五	三一七	六八〇	四一	一九七
眼病	一三〇	九四五	三一七	六八〇	四一	一九七
消化器病	三八五	八、五九五	一七九〇	一、四三五	一五二七	一、三九八
計	八二九	一〇、〇八三	一、七九〇	一、四三五	一五二七	一、三九八

宮崎縣

四月施行ノ健康診断結果表ヨリ本縣ノ主要業態製絲業、人造絹絲業、人造肥料製造業、製材業ノ四業種ニ付トラホーム患者ヲ調査表トシテ示セバ
 (昭和九年四月現在)
 トラホーム患者數調

業種別	製絲業		人造絹絲業		人造肥料業		製材業	
	男	女	男	女	男	女	男	女
患者數	八	一六	三	一	三	一	五	四
受診者數	四三	四三	一、八六三	一、四三三	八四	八六	四六	四七
性別	男	女	男	女	男	女	男	女
通勤寄宿別	通	勤	寄	宿	通	勤	通	勤
通勤	三	四	一	一	一	一	一	一
寄宿	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	三	四	一	一	一	一	一	一

第二項 職業性疾患

職業性疾患の發生狀況は別表記載の如く、本年度に於ては人造絹絲工場増加と共に從來二硫化炭素中毒に於ては殆んど京都府下に限られたる觀ありしも、本年度に於ては新たに三重縣下よりも其の發生の報告あり、共に顯著なる増加を示したるは將來大いに注意すべき現象なり。

二硫化炭素中毒

本年發生の職業性疾患の重要なものにつき其の原因、症狀等を略記すれば次の如し。
 本邦に於ける二硫化炭素中毒は主としてウイスコース法による人造絹絲製造工場に發するものにして今年度は殊に其の發生多く今後注目すべき問題なり。京都府下の某工場に於ては最も多數の患者發生を見たり、此の患者の主症狀は殆ど神經衰弱様症狀、球外視神經炎、角膜知覺麻痺、痛覺鈍麻等を伴ふものにして、更に精神症狀を起すものもあり、京都府に於ては從來最も多數に發生したる硫化室、溶解室、熟成室にては、つとめて衛生設備の改善を命じ職工の教育に充分の注意を拂ひたる結果漸く其の發生が著しく減少したるに拘らず從來比較的發生の少なかりし操絲室に於いて著しく多數の患者を出しつゝあるは、

本年度に於ける新たな傾向と見るを得べく、其の原因に就きては特殊の事情ありと雖も豫防上比較的等閑に附せられたる爲なるべく、之に加ふるに本病の決定を爲す、工場醫及其の他の醫師が本病に關する専門的知識を増加せることも亦其の重要な一因なりと認めらる。

本病の發生豫防には素より二硫化炭素瓦斯の漏洩防止が第一義にして、之がためには硫化及溶解作業を全部密閉式装置となす要あるは勿論硫化作業終了後「ザンテート」を溶解装置へ移送する直前に於て硫化装置内にて「バキュームポンプ」を以て残留二硫化炭素瓦斯を吸引し之を屋外に相當の距離を置き放出せしめ、充分に除去したる後にあらざれば「ザンテート」を取らざるを要す。

硫化水素中毒

人絹工場に於ては其の紡絲作業に夥しく硫化水素瓦斯を發生し、之に基く角膜表層炎及結膜炎は別項に記載の如く多數發生しつゝあり。

工場換氣不充分なる處に於ては眼疾患のみならず眞の中毒も起り得ると考へらる。濃度大ならば硫化水素は中樞神経系の興奮と麻痺とを來し呼吸困難、心臟麻痺を起すこともあり、稀薄ならば慢性に諸粘膜炎を害し、前記の如き眼疾患の外胃腸障害、上氣道加答兒、皮膚の紅疹、水泡等を起すことあり、人造絹絲工場に於ける、硫化水素の發生する作業場は換氣可及的良好にして作業者の呼吸する空氣中の硫化水素の稀釋をはかるべし。

砒化水素中毒

砒化水素發生の工程は硫酸亞鉛製造に於て亞鉛含有物を硫酸にて溶解するとき、亞鉛含有物中の金屬亞鉛と硫酸との反應に依り生ずる水素と亞砒酸と作用し、砒化水素を發生するものにして、此の際に胃され中毒を起すものと認めらる。従つて豫防方法としては發生瓦斯を高さ煙突より空中に飛散せしめ、専ら漏洩防止に努むると共に、職工には作業中必ず防毒マスクを使用せしめ、時々作業を交替せしめるを要す。

塗料瓦斯中毒

某繭市場會社に於て繭乾燥終了後、コルニツシユ汽罐内の錆止めを行はんとして塗料を汽罐内部に塗り、翌午前前日の殘部を塗布すべく、三名内部に入り約五分間程塗り一度外に出て、再び這入り其の儘三名共倒れたる事例あり。

醫師手當の結果二名は漸く蘇生せるも一名は遂に死亡せり、本例の如き揮發性塗料塗布には通風を良くし、瓦斯發生による中毒に注意するを要す。

其他造船所或は船渠會社などに於て船底のペンキ塗作業中にペンキより發生する瓦斯により中毒せる者の報告二三ありたり。

硅肺

本年度に於て發生せる硅肺の三例は何れも製鐵業窯業部製瓦工にして一例は入職以來十五年六月に及び其間混練係に於て硅石配合混練に従事し、一例は又入職以來十八年五月に及び其の間成形係として粘土煉瓦、硅石煉瓦の成形に従事し、一例は入職以來煉瓦職として十七年六月月間主として粘土煉瓦、硅石煉瓦の成形に従事せるものにして何れも呼吸器に異狀を覺え診斷の結果硅肺と決定せるものなり。

即ち長年月の作業中自然に硅塵を吸入せし爲ならん、粉塵の發散する作業場所に於ては防塵マスクの使用督勵及散水其他により可及的に粉塵を少くせしめつゝあるも尙完全を期する爲め多額の費用を投じて作業方法の大改革により絶對に粉塵の發散を防止する設備を圖るべきなり。

鉛中毒

鉛中毒は年々減少し、本年は電池工場の糊塗部職工が鉛痲痛を起せるものと、白鉛製造工が作業上白鉛粉塵の自然吸入等の爲腹痛を起せるとの報告を見たり。

瘰癧

紡績工の手指先端に起る瘰癧は毎年報告する如く本年度に於ても多數にして、此の瘰癧は高速度に移動する絲の切斷を繼ぐ際、指先が摩擦され、其の損傷部より化膿菌の侵入による者が多く瓦斯絲製造の瓦斯燒に最も多く發生す。製絲工場に於ても依然として本病の發生著し。

電擊性眼炎

電擊性眼炎は電氣銲接又銲斷作業に従事する者に最も多く、即ち數千度に熱せられた物體からは強い光の外に紫外線が多量に放出され、肉眼で之を見る時は忽ち角膜、結膜の障害を受け之等の作業に従事する者にして其の豫防方法を誤る時は強く眼が痛み、流涙、羞明、灼熱、異物様感が起り視力障害を惹起す、然し治療によつて初期には容易に恢復するものとす。

熱射病

鋼鐵製造業に多く、之に従事する者は高温、高濕の爲め發汗甚しく、爲に體內水分及食鹽の減少によつて専ら四肢の痙攣が發作性に起る。

職業病發生表 (全國)

病名	工業又ハ作業名	職業名	性別	患者數		府縣別
				患者總數	死亡數	
二硫化炭素中毒	人造絹絲	操絲	男	三	一	京
				三	二	京
				一	二	京
				五	九	京
				三	九	京
				二	三	京
				一	五	京
				三	九	京
				二	三	京
				一	五	京
				三	九	京
				二	三	京
				一	五	京
				三	九	京
				二	三	京
				一	五	京

病名	工業又ハ作業名	職業名	性別	患者數		府縣別
化水素中毒	織造業	織造	男	一	一	京
				一	一	京
				二	二	京
				二	二	京
				九	九	京
				二	八	京
				四	二	京
				二	七	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京
				一	一	京

項目	病名	療	疽	爪床炎、指炎、 菌毒性皮膚炎	指蜂窩織炎	項目	病名	療	疽	爪床炎、指炎、 菌毒性皮膚炎	指蜂窩織炎
一人平均休業日數	八・〇	三・二四八	八・〇	六・六	八・九三	最長休業日數	八・〇	五・五	五・五	四・一	四・一
療養延日數	八・五	八・五	八・二	八・二	八・二	最長療養日數	八・五	五・五	五・五	四・一	四・一
一人平均療養日數	八・五	八・五	八・二	八・二	八・二						

二、紡績工場ニ於ケル職業病
二工場ニ於ケル状況左ノ如シ

項目	病名	濕潤作業ニ ヨル皮膚病		項目		病名	濕潤作業ニ ヨル皮膚病		項目	病名
		療	疽	療	疽		療	疽		
新患者數	二	一〇三	四	八	八	二四六	一、一八八	三八一	六〇	
未治繰越數	二	一	二	一	二・〇	一・一八	一・一五	八・五	七・五	
休業延日數	八	七六八	二五五	一五	三	五三	五三	五四	五	
一人平均休業日數	〇・七	七・四	五・七	二	二六	六七	七〇	一〇		

三、人造絹絲工場ニ於ケル職業病

人造絹絲工場ニ於テ發生セル職業病中ニ硫化炭素ノ中毒ニ關シテハ昭和九年中ニ發病セルモノ合計九十三名ニ達セリ、之ヲ前年ト比較スルニ其ノ發生數ハ四割以上ノ増加ナルモ作業場所別ニ觀ル時ハ前年中多數發生シタル硫化炭素、溶解室、熱成室ニ於テハ殆んど患者ノ發生ナキニ反シ、既往ニ於テハ殆んど中毒患者ノ發生セルコトナキ採絲室ニ於テ比較的多數患者發生セリ、是レ主トシテ既ニ報告セル如ク採絲室ニ於ケル特殊ノ事情アリタルニ因ル可シト雖モ前者ニ在リテハ前年中患者多發セル結果衛生設備ノ改善及職工ノ教育ニ充分ノ注意ヲ拂ヒタルニ拘ラズ後者ニ於テハ比較的不注意ナリシメナランカ、而シテ又一般ニ患者數ノ増加セルハ本病ノ決定ヲナス工場醫及其ノ他ノ醫師ガ専門的智識ヲ增加セルコトモ亦其ノ重要ナル一因ナリト認メラル、ニ硫化炭素中毒以外ノ職業病トシテハ前年ト同様結膜炎及潰瘍アリ左表ノ如シ

項目	病名	急性結膜炎	手指ノ潰瘍	項目	病名	急性結膜炎	手指ノ潰瘍
新患者數	四二七	六五五	一・二	最長休業日數	一・二	最長休業日數	一・二
未治繰越數	二二	一三	八、一〇五	最長療養日數	八、五二九	最長療養日數	八、五二九
休業延日數	二、七八三	八一八	一九		一八六		一八六
一人平均休業日數	二、七八三	八一八	一九		一八六		一八六

四、生絲ヲ共ニスル組織物工場ニ於ケル職業病

項目	病名	急性結膜炎		項目		病名	急性結膜炎		項目	病名
		療	疽	療	疽		療	疽		
新患者數	一七	一三	四	六	六	一〇七	八	三・三	一〇	
未治繰越數	一〇〇	八三	一三	五五	一〇	二〇	二〇	五	二二	
休業延日數	六	六・四	三・三	九	三	二六	二六	五	二二	
一人平均休業日數	一一四	一〇七	一三	六〇	六〇	一三	一三	二二	二二	

五、捺染工場ニ於ケル職業病

捺染男工五名調液男工三名ガ酸ニヨル皮膚炎（四肢、胸、顔面等ニ濕疹ヲ生ジ痒痒ヲ感ズ）ニ罹リ長キハ三ヶ月以上療養ヲナセルモ概ネ輕症ニシテ又皆ナ六月七月ニ於テ發病セリ
六、其ノ他ノ工場ニ於ケル職業病
鉛中毒患者ハ累年減少シ來タリ本年ハ唯一名ノ糊塗部職工ガ鉛痛症ニテ六日間自宅療養ヲナセルノミ
某機械工場ニ於テハ一名ノ見習塗工ガ漆毒ニ罹患シ胸部右腕右腕高ニ皮膚炎ヲ起セリ

三重縣

職業病

人造絹絲製造工場ニ於ケル紡績作業ニ從事スル職工ハ結膜炎、角膜炎等ニ侵サルモノ多キコトハ毎年報告セル處ナルガ昭和九年一月ヨリ同年十二月ニ至ル一ケ年ノ調査ヲ遂ケルニ左表ノ通りニシテ患者延總數一七八名ニシテ患者ハ主トシテ紡績部ニ於ケル結膜炎患者ニシテ昨年ニ比シハ七八名ノ減少ヲ示シ其成績次第ニ良好ニ向ヒツツアリ
尙同工場ニ於テハニ硫化炭素ノ中毒ニヨリ精神障害ヲ起スノ疑アリト認メ調査ノ結果別表ノ如ク紡績部ニ於テ神經衰弱患者七名ノ發生ヲ見タル狀況ニシテ目下同工場ニ於テニ硫化炭素瓦斯漏洩ノ防止方法トシテ左ニ
記
硫化及溶解作業ハ全部密閉式装置ヲ採用シ硫化作業終了後「ザンテート」ヲ溶解装置へ移送スル前ニ硫化装置内ニテ「パツキユームポンプ」ニ依リ殘留ニ硫化炭素瓦斯ヲ屋外ニ相當ノ距離ヲオキ放出シ完全ニ除去シタル後ニ非ラザレバ取出サザルモノトス
硫化室ハ三方ノ出入口及窓ニ依リ自然換氣トス

第五章 工場衛生

溶解室ハ地下室ナルヲ以テ壓搾空氣ノ一端ヲ開口シ強風通風トセリ
人造絹絲工場ニ於ケル業務上眼病患者調

(自昭和九年十二月
至昭和九年十二月)

病名	工程別	性別	患者延人員	休日三日未滿		休日三日以上	
				月別患者延人員	休業延日數	月別患者延人員	休日延日數
結膜 炎	原液	男	一五五	一〇九	一七七	四六	一九八
雜役	男	一	一	一	一	一	一
結膜 炎(表層)	晒絲	男	一六	一四	一	一	一
角膜炎	紡絲	男	一	一	一	一	一
合計			一七八	二一〇	一九三	五八	二四三

人造絹絲工場ニ於ケル神經衰弱患者調

工程別	月別	患者數	休日延日數	最長休日數	工程別		月別	患者數	休日延日數	最長休日數
					紡絲	工程				
紡絲	五月	一	二	二	合	計	九月	一	七	三
二月	三	三	九	一	七	一	一	一	五	
										合計

宮崎縣

法適用工場ニ發生スル疾患ニシテ職業性疾患ト認ムベキモノハ人造絹絲業ノ結膜炎、角膜炎(又ハ角膜潰瘍)及製絲業ノ皮膚炎(又ハ皮下蜂窩炎)ニシテ、工場法施行規則第二十四條ニ基キ五〇名以上ノ職工負傷疾病月報ニヨリ前記職業性疾患ヲ調査スルニ左ノ通り
一、人造絹絲業ノ職業性疾患

ビスコース式人造絹絲業職業性疾患月別表

(職工數男一、〇四五名
女一、六三五名)

月別	性別	罹病者數	休業日數	月別		性別	性質	罹病者數	休業日數
				男	女				
一月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
二月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
三月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
四月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
五月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
六月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
七月	男	一	一	一	一	男	皮膚	一	一
合計		七	七	七	七	男	皮膚	七	七

右表ノ如クビスコース式人造絹絲業ニ於テ發生シタル職業性眼疾患者ハ三日以上ノ休業ヲナシタルモノ少キモ、工場附屬寄宿舎規則第十六條ニ基キ同施行規則第七條ニ依リ四月及十月ノ二回健康診断結果表トシテ届出タルモノ二、相當該患者ノ發生ヲ見タリ、特ニビスコース式人造絹絲業一工場ハ九年一月ヨリ事業開始シタルモノニシテ、當局トシテモ職業性疾患ノ發生ニ就イテハ考慮シツツアリ
左ニ本縣人造絹絲業二工場ノ届出タル健康診断結果表ヨリ職業性眼疾患者數ヲ揭示スレバ

人造絹絲工場

(ビスコース式)

四月施行ノ分

病名	新ニ發見シタル患者數	計		從來傷病ノ爲現ニ治療中ノ患者數	計	總計
		男	女			
結膜炎	三八	一	一	一	一	三八
角膜炎	三八	一	一	一	一	三八
合計	三八	二	二	二	二	四〇

月別	區分		罹病者數	計	當月中ニ於ケル休業日數	工場數	職工數
	男	女					
十月	一八	二五	四三	一	一	一	一
九月	二一	二五	四六	一	一	一	一
八月	二一	二五	四六	一	一	一	一
七月	一四	二五	三九	一	一	一	一
計	一八八	二一七	四〇五	一	一	一	一

愛媛縣

管下人造絹絲工場（二工場）ニ於ケル疾病狀況ニ付調査スルニ、昭和九年中休業三日以上ヲ要シタル疾病患者數左ノ如シ
 就業職工男一、〇三〇計一、八二三
 人造絹絲業ニ於ケル疾病表

病類別	男		女		計	罹病百分率
	男	女	男	女		
梅毒	二〇	二	一	一	二二	二・二
寄生蟲	七	二	一	一	一二	一・二
其ノ他全身病	二	一	一	一	五	〇・五
神經衰弱、ヒステリー	一	一	一	一	四	〇・四
其ノ他神經系疾患	二	一	一	一	五	〇・五
トラホーム	二	一	一	一	五	〇・五
其ノ他眼疾患	二	一	一	一	五	〇・五
心臟疾患	一	一	一	一	四	〇・四
肋膜炎	一	一	一	一	四	〇・四
肺炎、氣管支炎	一〇	一〇	一	一	二二	二・二
其ノ他呼吸器疾患	六	八	一	一	一六	一・六
合計	六八	七二	三二	三二	一〇二	一〇・二

以上ノ通ニシテ、其ノ罹病百分率ハ、二十二人〇五ヲ示シ職工五十人以上使用工場、業態中ノ最低罹病率ニシテ、其ノ作業ト關係アリト認メラルル疾患ニ付キ

罹病率ヲ調査スルニ左表ノ通ニシテ、本比率ニ付テハ管下ニ該當工業ノ對比スルモノ無キ關係上の確ナル判定ヲ下スコト能ハザルモ、近府縣ニ於ケル同種工業ノ罹病率ト對比スルニ、巷間傳フルガ如キ人造絹絲工業特有ノ疾患發生率ハ極メテ小數ナルモノト認メラルルモノニシテ、採業後僅一箇年餘ノ狀況ニ徴シテ此ノ判斷ヲナスハ適切ヲ缺クノ感ナキニハアラザルモ新設工場トシテノ危害豫防及衛生施設ニ付テハ特ニ萬全ヲ期シ之等疾患發生ノ防止ニ配意ノ跡ヲ認ムルモノニシテ管下人造絹絲工場ニ於ケル從業員ノ保健衛生状態ハ良好ナルモノト認ムルモノナリ

病類別	男		女		計	罹病百分率
	男	女	男	女		
脚氣	二〇	一	一	一	二二	二・二
神經系疾患	一七	一	一	一	一九	一・九
眼疾患	三〇	一	一	一	三二	三・二
合計	六七	三	三	三	七六	七・六

滋賀縣

本縣工場ニ於テ特ニ職業性疾患ト認ムベキハ人絹工場ニ於ケル眼疾、指ノ潰瘍及神經衰弱様疾患、精神障害ノ類ナリ之等ノ疾患ハ比較的輕微ニシテ多クハ短日間ノ休養ニ依リ治癒スト雖モ中ニハ精神障害ニ依リ治療頗ル永キニ涉ルモノナリトモテ其ノ原因必ズシモ人絹工場ノ作業ニ基クモノナリヤ或ハ之ガ系統又ハ體質ヲ有スルモノガ偶々發病シタルモノナルカハ尙確然タラザルモノアリ依テ發病者アル毎ニ其ノ前後ノ狀況ヲ調査研究シツツアリ本年中三人絹工場ヨリ届出ニ係ル負傷疾病月報中之等ノ疾病ヲ調査スルニ別表ノ通ニシテ其ノ大部分ハ二硫化炭素中毒ニ起因スルモノナルヲ推知シ得ベキモ其ノ病名ガ診察醫師ニ依リ必シモ一致セズ固ヨリ採用時ニ於ケル體格検査ノ標準ニ差異アリ或ハ職工ノ休息、榮養状態、作業場ノ設備等モ影響スル所アリ而シテ本表ニ依ルトキハ三工場中A、B兩工場ニ於ケル罹病率ハ其ノ職工總數ニ於テ殆ンド同率ヲ示セルモ特ニC工場ニ於テ其ノ數多キヲ見ル其ノ原因ニ付テハ固ヨリ作業場ニ於ケル構造設備ニ尙改善スベキ點アルヤニ認メラルルモノハ輕微ナル罹病者ト雖モ悉ク記載届出ヲ勵行セルニ依ルモノニシテA、B兩工場ハ輕微ノモノヲ除外セルニアラズヤト認メラル

區分	結膜炎		頭痛		神經衰弱		關節炎		フルンケル		心悸亢進症		眩暈		咽喉カタル	
	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日	以下三日	以上四日
A 工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

兵庫縣

業種別	病類別	性別	治療患者數		休業日數		治療日數	
			男	女	日	日	日	日
製絲業	皮下蜂窩織炎	女	5	2	5	2	5	2
製絲業	皮膚蜂窩織炎	男	5	1	5	1	5	1
計			10	3	10	3	10	3

職工職業病者休業及治療日數調

(自昭和九年一月至昭和九年六月)

(其一)

病類別	性別	製絲業	紡績業	未治	
				日	日
皮膚蜂窩織炎	女	1	1	1	1
皮膚蜂窩織炎	男	1	1	1	1
計		2	2	2	2

職工職業病調

(自昭和九年七月至昭和九年十二月)

(其二)

病類別	性別	製絲業	紡績業	未治	
				日	日
皮膚蜂窩織炎	女	3	4	3	4
皮膚蜂窩織炎	男	4	1	4	1
計		7	5	7	5

職工職業病調

(自昭和九年一月至昭和九年六月)

(其一)

業種別	病類別	性別	治療患者數		休業日數		治療日數	
			男	女	日	日	日	日
紡績業	皮膚蜂窩織炎	女	3	4	3	4	3	4
紡績業	皮膚蜂窩織炎	男	4	1	4	1	4	1
計			7	5	7	5	7	5

福岡縣

職工職業病調

(乙表ノ一)

區分	工場	工場	結膜炎	頭痛	神經衰弱	關節炎	フルンケル	心悸亢進症	眩暈	咽喉カタル	計
計	5	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1
C	4	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

工業種類	病名	業種別	月別發生患者數											
			七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計					
紡績業	皮膚蜂窩織炎	紡績業	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

職工職業病調

(乙表ノ二)

工業種類	病名	業種別	月別發生患者數											
			七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計					
製紡業	皮膚蜂窩織炎	製紡業	9	6	9	9	4	2	2	2	2	2	2	2

第三項 結核

工場労働者の結核疾患に就ては、先年日本結核豫防協会より「工場衛生施設漸く重視せらるると雖も工場災害の防止に偏し工場疾病特に結核の豫防に關し施設するところ甚だ少し、依て適當なる衛生技術官を増置し、且結核豫防上必要なる方策並に施設を講ぜられんことを望む」なる建議ありたり。

尙第六回日本産業衛生協會總會には社會局長官より發したる「労働者の肺結核豫防上適當なる施設如何」に對し前年度年報に於ても記述せる如く、發病防止策としては、入社時の體格検査並に健康診断を勵行し、工場附屬寄宿舎規則第十六條の定期健康診断を全職工に適用せしめ、工場醫の規程を設け、其の他過勞の防止及健康増進のためには榮養の改善、工場食標準の制定、體育の奨励、衛生思想の普及、結核患者の早期發見に努むる等を実施することの急務なる所以に就き答申を見たるものにして、其の各項目は何れも本病豫防上最も適切なるものなるを以て、既に之が實行に移しつゝあるものあり、將來最も重要な問題なりと云ふを得べし。

各縣に於ける結核發生狀況左の如し。

長野縣

結核性疾患

健康診断ヲ施行セル工場四五三受診職工數六六、八四六名中發見セラレタル結核患者ハ（肺結核及喉頭結核）一四名罹病率〇・〇二一%爾他ノ結核四名其罹病率ハ〇・〇〇六%ナリ之ヲ各年度ノ結果ト比較スレバ次表ノ如シ

健康診断ニ依ル結核患者調査表

Table with columns for year, factory count, and various tuberculosis statistics (inspection, other, total, percentage).

Table showing tuberculosis statistics for Nagano Prefecture from 1925 to 1929, including factory counts and various rates.

次ニ負傷疾病月報（職工數五十名以上）ニ依レバ一〇一名（肺結核喉頭結核）其ノ罹病率ハ〇・二一六%ナリ之ヲ各年度ノ結果ト比較スレバ次表ノ如シ

負傷疾病月報ニ依ル結核患者調査表

Table showing injury-related tuberculosis statistics for Nagano Prefecture from 1925 to 1929.

呼吸器疾患

職工健康診断ニ依ル患者總數ハ四五三名其ノ罹病率〇・六八%ニシテ内肋膜炎及氣管支炎ハ一三八名罹病率ハ〇・二一%ナリ、負傷疾病月報ニ依レバ呼吸器患者數六、三三四名罹病率一・一三%肋膜炎氣管支炎肺炎ノ合計一、二七一一名ニシテ罹病率ハ二・七三%ナリ

感冒ノ狀況

此處ニ感冒ト稱スルハ扁桃腺炎喉頭炎鼻加答兒等單ニ感冒ト記載セルモノノ總稱ナリ 健康診断ニ依ル感冒患者數ハ一七〇名ニシテ罹病率ハ〇・二五%ナリ負傷疾病月報ニ依レバ五、〇三〇名罹病率ハ一〇・七九%ナリ之ヲ最近五ヶ年間ノ感冒ニ比較スレバ次表ノ如シ

感冒患者調査表

Table showing statistics for influenza and other respiratory diseases from 1925 to 1930.

年次	患者實數	罹病百分率	全病名ニ對スル百分率	
			昭和八年	昭和九年
昭和七年	一、六九一	一四・八九	二八・六九	昭次區分
昭和八年	一、九〇九	一三・七四	二九・五六	患者實數
			五、〇三〇	罹病百分率
			一〇・七九	全病名ニ對スル百分率
			三一・三四	

昭和九年度ニ於ケル月別發生狀況ハ次表ノ如シ
昭和九年度月別發生狀況

區分	月別	患者實數												全病名ニ對スル百分率	
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
發患者實數	一月	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
	二月	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
罹病百分率	一月	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七
	二月	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七

愛媛縣

管下五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル結核ハ前年ノ三七ニ對シ殆ド倍數ノ六八ニシテ織物業ニ於テ特ニ著シク、其ノ他製絲、染色整理其他加工業ニ於テ何レモ増加ノ傾向ヲ示シ居レリ、而シテ之等患者ノ小數ナル業應ニアリテハ、本比率ヲ以テ一概ニ其ノ罹病率ト斷定シ難キモ、多數職工ヲ使用セル工場ニ付テ見ルニ染色整理其ノ他加工業ノ・六四其ノ主位ヲ占メ織物業ノ・四四之ニ次ギ、紡績業ノ・一七ヲ最低罹病率トナス

病類別	性別	製絲		紡績		織物業		染色整理		其他加工業		其他		計	死亡
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
肺結核、喉頭結核	男	九	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肺結核、喉頭結核	女	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他ノ結核	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他ノ結核	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
男女合計		二〇	一〇	一〇	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
罹病百分率		〇・三一	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七
前年百分率		〇・一五	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八	〇・一八

呼吸器疾患

呼吸器疾患ハ五十人以上工場ニ於テ
男 七七九 計 四、〇一〇 内死亡 男三、女一六、計一九
女 三、三三一

ニシテ其ノ罹病百分率ハ十六人五ヲ示シ病類別中、罹病率ノ最高位ヲ占ムルモノナリ
各業別患者數左ノ通ニシテ製絲業前年ヨリ著シク増加ノ傾向ヲ示シ其ノ罹病百分率ハ紡績業ノ二四・一四ヲ主位トシ、製絲業ノ一九・二三之ニ次ギ、人造絹絲業ノ七・一四ヲ以テ最低罹病率トナス
業應別呼吸器疾患表 (五十名未満發生業應ヲ除ク)

病類別	業種別	性別	製絲		紡績		織物業		染色整理		紙		人造肥料		人造絹絲	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
肋膜炎		男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肋膜炎		女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肺炎氣管支炎		男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肺炎氣管支炎		女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他		男	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他		女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
男女合計			二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
死亡			一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
罹病百分率			一・九	二・三	二・四	二・四	二・二	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一

福井縣

五十人以上ノ工場ニ於ケル本項該當患者ハ左表ノ如ク肺結核患者二五三爾他ノ結核患者三七名ニシテ其ノ結果ヲ見ルニ肺結核患者ニシテ治療シタルモノ一〇二名、死亡六一名、解雇四二名、未治療繰越四八名ナリ爾他ノ結核ハ治療二八名死亡四名解雇四名未治療繰越一名ナリ而シテ之等結核患者及呼吸器患者ノ總患者數四、二九三名ニ對スル千分比ヲ見ルニ次ノ如シ

業種別	病類別	結核		呼吸器病		業種別	病類別	結核		呼吸器病	
		患者數	千分比	患者數	千分比			患者數	千分比	患者數	千分比
製絲業	結核	六	一・四	二九	六・八	紡績業	結核	一	二・七	二九・六	五
製絲業	呼吸器病	六	一・四	二九	六・八	紡績業	呼吸器病	一	二・七	二九・六	五

業種別	結核		呼吸器病		業種別	結核		呼吸器病	
	患者数	千分比	患者数	千分比		患者数	千分比	患者数	千分比
製紙業	三	〇・七	一〇	二・三	前年	一七二	四三・八	二二六	六一・二
染色整理加工業	一一	二・八	一六	三・七	計	二九〇	六八・〇	二六六	六二・〇
織物業	一三四	三一・二	一八三	四二・六	人造肥料製造業	—	—	—	—
捲絲業	八	一・九	二〇	四・七	計	—	—	—	—

上記ノ如ク前年ニ比シ結核患者二四・二%呼吸器患者ニ於テ〇・八%ノ増加ヲ示シ居レルハ遺憾ナリ

三重縣

昭和九年一月ヨリ同十二月ニ至ル間ニ於テ常時職工五百人以上ヲ使用スル工場ノ疾病月報ニヨリ調査シタル處別表ノ如ク肺結核、喉頭結核呼吸器患者數ハ製絲業女五三名、紡績業男二三名、女三六七名、織物業男一二名、女一二五名、合計男三五名、女五四五名、總計五八〇名ニシテ以上三種工業ノ職工總數ニ對スル患者ノ割合ハ〇・三%弱トナリ更ニ之レヲ業種別ニ患者發生ノ割合ハ紡績業ニアリテハ職工總數ニ對スル〇・三%ニシテ織物業ハ〇・二%製絲業ハ〇・三%ヲ示シ患者發生ノ割合ハ製絲業ニ於テ最も高ク紡績及織物業之レニ次ギ之ヲ前年ニ比スルトキハ總數ニ於テ〇・〇〇五%ノ増加ヲ示シ之レヲ業種別ニ見ルトキハ紡績業ニ於テ〇・〇二%ヲ増加シ織物業ニ於テ〇・一%ヲ減少シ製絲業ニ於テ〇・二%ノ増加ヲ來セル狀況ナリ

昭和九年一月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ寄宿舎職工ノ健康診斷ヲ施行シタルニ其成績ハ別表ニ示ス如ク診斷ヲ行ヒタル工場數七七職工男一、五五五名、女一五、〇〇〇合計一六、五五五名中肺結核及呼吸器患者男女計二九名ニシテ檢診職工總數ニ對スル患者ノ割合ハ〇・一七五%ニシテ之ヲ前年ニ比スレバ〇・〇一八%ノ増加ヲ示セリ

岐阜縣

縣下ニ於ケル昭和九年中ニ於ケル職工五百人以上ヲ有スル工場十七工場ノ寄宿舎及工場ニ於ケル結核及呼吸病ニ就テ調査スルニ次ノ如シ

病類別	性別	紡績十工場		織物三工場		製絲四工場	
		人員	休業日數	人員	休業日數	人員	休業日數
肺及喉頭結核	女男	二二五〇	四二七八	二一七	二一八	四	一〇五
肺炎及氣管支炎	女男	四七五三	六五二二	二四二	一九三	一四八	二、八三五
肋膜炎	女男	一五二五	七、四二六	九一	三、九一三	五	二、八九五
頭炎	女男	九一七	二、四三五	一三九	二、〇九二	一四	六、三四七
感冒	女男	一、五二〇	九、四二八	三八二	一、八九九	一五三	九一八

千葉縣

負傷疾病月報ニヨルニ職工五十名以上ヲ使用スル三十九工場(十月一日現在職工數六、五七五名)中肺結核ノ爲メ醫療ヲ受ケ三日以上休業シタルモノ十名ニ過ギズ前年ヨリ減少ス之ヲ職業別ニ見ルニ

若年女子ヲ使用スル織物業ニナキハ最近ニ見ザル現象ナリ

業種別	患者數	職工數	業種別	患者數	職工數
器具製造業	二	一五五	菓子製造業	—	九八
醸造業	六	二、一七五	木工業	—	六四五

其ノ他呼吸器疾患トシテ最も多キハ感冒ニシテ氣管支カタル肋膜炎之ニ次グ職工五十名以上ヲ使用スル工場ニ於テ肋膜炎ノ爲メ醫療ヲ受ケ三日以上休業シタルモノ左表ノ如ク四十四名アリ

業種別	患者數	職工數	業種別	患者數	職工數
製絲業	—	二〇三	醸造業	—	二、一七五
織物業	—	一、九二〇	菓子製造業	—	九八
器具製造業	—	一五五	木工業	—	六四五
金屬品製造業	—	五〇六	計	—	五、七〇二

第五章 工場衛生

静岡縣

結核及呼吸器疾患ノ發生狀況左ノ如シ

結核及呼吸器疾患

病類別	業種別		製絲	紡績	織物	整染 理色	機械 器具	金屬	船舶	製紙	製油	絹人 絲造	醸造	製印 本刷	計
	肺結核	肺肋膜炎													
肺結核	一四	一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肺肋膜炎	一五	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
氣管支炎	一八	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
肺炎	四八	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
又ハ肺浸潤	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	八四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第四項 トラコーマ

工場附屬寄宿舎規則並に府縣の工場法施行細則による健康診断の結果栃木縣に於ける工業別トラコーマ検診成績は次に掲ぐる如し。

工業別「トラコーマ」検診成績表(甲)

(昭和九年四月施行)

業種別	性別	總人員	検診人員	患者				計	検診人員對 患者百分比	前年 同期
				重症	輕症	疑似症	數			
製絲	女男	八四七六	八二七五	一	四	五	一〇	七三	一〇九六	
紡績	女男	一、八六九四	一、七二七五	一	七	二	一〇	九一	一、八八二	
織物	女男	二八四七	二八四一	一	三	二	六	八八	二、八〇〇	
整染理色	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
機械器具	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
金屬	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
船舶	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製紙	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製油	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
絹人絲造	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
醸造	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製印本刷	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
計	女男	三、七五二	三、七〇五	一	一	一	三	九一	四、七五二	

第五章 工場衛生

業種別	性別	總人員	検診人員	患者				計	検診人員對 患者百分比	前年 同期
				重症	輕症	疑似症	數			
製絲	女男	八四七六	八二七五	一	四	五	一〇	七三	一〇九六	
紡績	女男	一、八六九四	一、七二七五	一	七	二	一〇	九一	一、八八二	
織物	女男	二八四七	二八四一	一	三	二	六	八八	二、八〇〇	
整染理色	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
機械器具	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
金屬	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
船舶	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製紙	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製油	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
絹人絲造	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
醸造	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
製印本刷	女男	一、〇四	一、〇三	一	一	一	三	八五	一、〇〇〇	
計	女男	三、七五二	三、七〇五	一	一	一	三	九一	四、七五二	

合 計	瓦 斯 業		電 氣 業		雜 工 場 業		製 材 業		紙 製 品 業		印 刷 製 本 業		飲 食 物 工 場 雜 業		菓 子 製 造 業		ラ ム ネ、水 鏡 泉 業		製 粉 業		釀 造 業		護 謨 製 造 業		製 油 業		漆 器 業		製 紙 業		窯 業		金 屬 品 製 造 業			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
七五、三九三	四	五	六	五	八	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
七五、二〇一	四	五	五	八	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一																																				
三〇三			七	二			〇																													
五二五																																				
三一六			七	二			一																													
四三・九八			一	二	三	〇	七	二	二	五	六	五	七																							
五四・〇三四			一	〇																																

業 種 別	船 舶 車 輛 製 造 業		器 具 製 造 業		機 械 製 造 業		染 色 整 理 其 他 加 工 業		織 物 業		製 綿 業		捻 絲 業		紡 績 業		製 絲 業					
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男				
總 人 員	三	三	四	九	一	〇	九	一	三	七	九	〇	三	一	八	五	八	九	一	〇	七	
檢 診 人 員	三	三	四	九	一	〇	九	一	三	六	八	九	〇	三	七	五	三	一	九	一	〇	五
重 症																						
輕 症																						
疑 似 症																						
計 數																						
患 者 百 分 比																						
同 前 年 同 期																						

工業別「トラコーマ」検診成績表(乙)

(昭和九年十月施行)

合 計	瓦 斯 業		電 氣 業		雜 工 場 業		業 種 別	
	女	男	女	男	女	男	別	性
六四、三八七	一	三	三	二	一	〇	一	八
六四、五七六	一	三	三	二	一	〇	一	八
二七七								
三一三								
四二八								
四一六								
六三・七三								
六四・七〇								

第五項 急性傳染病

工場に於ける急性傳染病の流行は豫防施設の發達に拘はず未だ絶無となすに至らず、大阪府に於ては昭和九年中工場法適用工場に就業する職工の内急性傳染病患者六二二名を出したり、職工總數二八四、六二四名(昭和九年十月一日現在)に對し其の罹患率〇・二%に當る尙職工總數二八四、六二四名中通勤者二六七名にして寄宿工三五五名なり。従つて其の罹患率は前者〇・二%、後者〇・七五%に該當。即ち寄宿舎の罹患率は通勤者の約七倍に達するを見れば、寄宿舎に對する急性傳染病の豫防は將來益々注意するを要す。各府縣に於ける發生狀況は左の如し。

大阪府

罹病者

昭和九年中工場法適用工場に就業スル職工ノ内急性傳染病患者六百二十二名ヲ出シタリ職工總數二十八萬四千六百二十四名(昭和九年十月一日現在)ニ比シ其ノ罹患率〇・二パーセントニ當ル

大分類別急性傳染病患者數

病名	工業種類		合計	寄宿舎		合計	特別工場		合計
	男	女		男	女		男	女	
腸チフス	一四	三九	五三	一	三	四	一	五	五三
赤痢	四	一一	一五	一	二	三	一	四	一九
バラチフス	一	三	四	一	一	二	一	三	七
猩紅熱	二	二	四	一	一	二	一	三	七
麻疹	二	二	四	一	一	二	一	三	七
丹毒	二	二	四	一	一	二	一	三	七
ロイル氏病	二	二	四	一	一	二	一	三	七
合計	二五	四二	六七	二	九	一一	五	一六	八三

通勤、寄宿別罹病者

職工總數二十八萬四千六百二十四名中通勤ニ屬スル者二十三萬七千七百四十三名、工場附屬ノ寄宿舎ニ收容スル者四萬六千八百八十一名ニシテ罹病者六百二十二名中通勤者二百六十七名ニシテ寄宿工三百五十五名ナリ從テ其ノ罹患率ハ前者〇・一パーセント、後者〇・七五パーセントニ當ル

通勤、寄宿別罹病者數

病名	通勤		寄宿		合計	特別工場		合計
	男	女	男	女		男	女	
腸チフス	一三	二七	一	三	一七	一	四	二一
赤痢	三	一〇	一	二	六	一	二	九
バラチフス	二	七	一	一	四	一	一	五
猩紅熱	一	一	一	一	四	一	一	五
麻疹	一	一	一	一	四	一	一	五
丹毒	一	一	一	一	四	一	一	五
ロイル氏病	一	一	一	一	四	一	一	五
合計	二一	四二	六	一三	六十	五	一六	七六

寄宿工ハ一定ノ保護、監督ノ下ニ比較的規律アル生活ヲ營ムノナルヲ以テ斯ル傳染病ノ發生ヲ見ルコト尠ナキ筈ノモノナルニ拘ラズ通勤ニ比シ甚シク高率ヲ示ス所以ノモノハ九月二十日ニ至リ某紡績工場(其ノ當時使用職工男百三十三名、女工九百七十九名計千百十二名)ノ女工寄宿舎ニ於テ腸チフス患者發生シ忽チニシテ女工寄宿舎ノ各寮ニ傳播蔓延シ其ノ終熄ヲ見ル迄二百七十四名(内二十名ハ死亡)ニ上ル多數患者ヲ出シタルニ因ルモノナリ而シテ之カ發生原因ハ初發患者ト認メラレタル一女工ガ九月初旬ノ休日外出ノ際工場附近ニテ飲食ヲナシタルニ依ルモノノ如キモ判然セズ遂ニ其ノ系統ハ決定ノ運ビニ至ラズ

静岡縣

傳染病豫防ニ關シテハ工場監督官補及各警察署長ニ指示シ檢病的戸口調査並工場附屬寄宿舎ノ臨檢ヲ爲サシメ之ガ豫防ニ努メタル結果左ノ如ク前年ニ比シ減少ヲ見タルモ死亡者増加シタルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ

第五章 工場衛生

業種別	工場数	業種別		業種別		業種別		業種別		業種別		業種別		業種別	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
製薬業	1	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製油業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人造肥料製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人造絹絲製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計															
菓子製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計															
製材業	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑業	5	336	336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計															
電気業	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属精錬業	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計															
計															
職工總数															
職工数															
蠅															
蠅指二十															
蠅鞭															
蠅蟻															
マトスゲ肺															
マトスゲ肝															
蟲線様毛洋東															
蟲血吸川横															
ロトスコリトスレーギョリスエリオス															
ロギンロトスルナスステイスリーラコ															
計															
率有保卵蟲															

場計	合		場計
	男	女	
1	17	0	17
2	336	336	672
3	0	0	0
4	0	0	0
5	3	0	3
6	19	0	19
計	375	336	711

第五節 診療及救急施設

工場労働者の一般診療は健康保険法によりて行はれつゝあるも、常時健康状態の監督上並に救急施設上工場醫の存在を便利とするを以て、工場醫局を設け醫師を専任とする工場尠からず、然し乍ら工場衛生を主とせる工場醫を設置せる處は、漸く二、三其の例を見るのみにして、未だ普及せず。

救急施設に就ては工場危害豫防及衛生規則第三十二條の規定により工場の状況に應じ、必要な救急用具及材料を補給し、機に臨み之を利用し得る状態に置くものなれども此の點に就てはまだ遺憾とする處多々あり府縣別に其の施設状況を略記すれば左の如し。

長野縣

昭和九年度嘱託醫調査表ハ次ノ如シ
工場醫 嘱託醫調査表

規模別	工場数	嘱託醫					工場數	工場醫數	工場百分比
		無	1名	2名	3名	4名			
五十人未満	414	155	256	3	3	1	1	37.44	

規模別	工場調査	嘱託醫ナキ工場數					工場百分率
		無	一名	二名	三名	四名	
二百人以上	二四〇	九七	一五六	一五	四	一	三九・八一
二百人未満	九四	四一	一七	一二	三	二	二〇・二一
計	七四八	二七一	四五三	三五	一六	四	三六・一一

次ニ工場嘱託醫ニシテ年手當ヲ受ケルモノハ年々減少ノ傾向アリ昭和九年度ニ於ケル年手當ヲ受ケルモノ二〇五名ニシテ半数以上ハ手當ヲ受ケズ手當ヲ受ケル者ニ於テモ其ノ年額ハ少額ニシテ使用職工五十名未滿ノモノニ於テハ自五圓至十圓ノモノ最モ多クシテ二百人未滿ノモノニ在リテハ自十圓至二十圓ノモノ多シ二百人以上ノモノニ在リテハ自五十圓至六十圓ノモノ最多ナリ百圓以上ノモノハ四名ニ過ギズ製絲工場ニシテ専任工場醫ヲ置クハ片倉製絲紡績株式會社松本製絲所、同武井製絲所(上伊那郡伊那富村)アリ

製絲工場ニ於ケル病室ノ狀況ヲ表示スレバ次ノ如シ

規模別	調査寄宿舍數	特別病室	普通病室	無	規模別	
					調査寄宿舍數	特別病室
五十人未滿	二五一	五八	一四〇	一一一	二百人以上	八〇
二百人未滿	一八五	一〇三	一六八	一七	計	五二六
計	四三六	一六一	三〇八	一二八	計	一三〇

(但シ特別病室ヲ有スルモノハ普通病室ヲモ併有ス) 即チ五十人未滿ノ寄宿舍ニ於テモ約半数ハ普通病室ヲ有シ二百人以上ヲ收容スル寄宿舍ニ於テハ大部分普通病室並ニ特別病室ヲ有ス

看護婦並ニ附添人ノ狀況 製絲工場寄宿舍ニ於ケル看護婦並ニ專任附添人ノ狀況次ノ如シ

規模別	調査寄宿舍數	病室アル寄宿舍數	看護婦アル附添人アル寄宿舍數	計	規模別	
					二百人以上	計
五十人未滿	三三二	一四	一	一〇七・一%	二百人以上	六
二百人未滿	一八五	一六	八	五〇・九七%	計	三六
計	五一七	三〇	九	六・三%	計	四二

大阪府

工場附屬診療所及附屬病舎

職工五十人以上ヲ使用スル七百三十五工場中職工及其ノ家族ノ醫療機關トシテ診療所ヲ設ケルモノ百五十一工場、病舎ノ設ケアルモノ九十七工場アリ其ノ設置率前者二〇パーセント、後者一三パーセントナリ之ヲ更ニ各業務種類ニ付検討スルニ本邦工業ノ大宗タル紡績業ハ八九パーセントノ高率ニシテ他種工業ノ追隨ヲ許サズ診療所ニ於ケル醫師ノ割合ハ一診療所ニ一・七人トナリ印刷製本業ノ二・六人、器具製造業ノ二・二人、製藥染料塗料糊料類ノ製造及金屬精鍊業ノ二・〇人宛ニ比シ稍飽キ足ラザルガ如キ感アルモ事實ハ診療所ニ一日二・三時間出張スル嘱託ニ屬スルモノ少ク二六時中診療所ニ在リテ診療ニ終始スル醫師ヲ一診療所ニ殆下一人宛配置セラレル状態ナル上ニ藥劑師(〇・三人宛)、看護婦(二・三人宛)、掃除夫、(二・三人宛)ノ配置ニ於テモ他種工業ハ其ノ比ニアラズ普通病舎隔離病舎ノ設備モ亦相當備ハリ單ナル外見ヲ飾ルモノニ非ラズ職工及其ノ家族ニ於テ有効ニ利用セラレツツアリテ本施設ノ代表的ノモノト謂フベシ

甲 工場附屬診療所職員表

業種別	調査工場數	診療所ヲ設ケル工場數	診療所ヲ設ケル割合	専任醫	嘱託師	藥劑師	看護婦	掃除夫
紡績業	四六	四一	二五・九%	三七	一	一	九五	四九
染色業	三六	二九	二五	二	三	一	一〇	一四
組物業	一六	二六	一六	七	二	二	二六	二五
織物業	一〇	三	三〇	一	一	一	一	二
織物業	一八	三	一六	一	一	一	一	一
金屬業	一一	一	九	一	一	一	一	一
船舶業	三三	四	一二	一	一	一	一	一
機械業	四〇	一	二	一	一	一	一	一
窯業	六二	一	一	一	一	一	一	一
皮革業	二五	一	四	一	一	一	一	一
製藥業	一一	一	九	一	一	一	一	一
化粧品業	二五	一	四	一	一	一	一	一
計	七四八	二七一	二八・二%	一五二	一	一	三六	四九

乙工場附屬病舎調

業種別	業種別	調査工場數	診療所ヲ設ケル工場數	診療所ヲ設ケル割合	普通病舎		隔離病舎	
					室數	病數	室數	病數
染織	造糖	五	一	二〇	一八	一	一	
人	肥料	五	一	二〇	一八	一	一	
製	業	五	一	二〇	一八	一	一	
釀	業	八	一	一二	一〇	一	一	
紙	品	四	一	二六	二四	一	一	
印	業	一	一	一〇	九	一	一	
雜	業	三	一	三〇	二八	一	一	
電	氣	三	一	一〇	八	一	一	
精	鍊	八	一	一三	一〇	一	一	
其	他	三	一	一〇	八	一	一	
合	計	七三五	一五一	二二〇	一九七	五	五	

静岡縣

業種別	業種別	調査工場數	診療所ヲ設ケル工場數	診療所ヲ設ケル割合	普通病舎		隔離病舎	
					室數	病數	室數	病數
製	糖	四	一	二五	二四	一	一	
製	業	四	一	二五	二四	一	一	
化	業	二	一	五〇	四八	一	一	
製	業	二	一	五〇	四八	一	一	
菓	品	一	一	一〇〇	九八	一	一	
紙	品	一	一	一〇〇	九八	一	一	
印	業	二	一	五〇	四八	一	一	
雜	業	四	一	二五	二四	一	一	
電	氣	一	一	一〇〇	九八	一	一	
其	他	一	一	一〇〇	九八	一	一	
合	計	七三五	九七	一三三	一二一	二	二	

職工ノ疾病負傷ノ診療ニ就テハ健康保險法ニ依リ何レモ傷病者發生ノ場合ハ健康保險醫ノ診療ヲ受ケシム又健康保險組合ノ設ケアル工場ニ於テハ病院若ハ治療所ヲ設ケ醫師藥劑師看護婦等ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム尙診療施設アル工場ノ狀況ヲ略記スレバ次ノ如シ

富士瓦斯紡績株式會社小山工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ病院ヲ二ヶ所ニ設ケ醫師六名、藥劑師一名、看護婦二十三名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム、尙右職員ヲ以テ救護班ヲ組織シ有事ノ際ニ備ヘ平素負傷者ノ運搬避難救護等ノ訓練ヲ怠ラズ

日清紡績株式會社濱松工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ病院ヲ設ケ醫師一名、藥劑師一名、看護婦三名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

日本絹絲紡績株式會社大宮工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ病院ヲ設ケ醫師四名、藥劑師一名、看護婦二名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

三光紡績株式會社静岡工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦二名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

富士瓦斯紡績株式會社濱松工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦二名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

東洋紡績株式會社濱松工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦二名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

日本絹絲株式會社島田工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦二名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

東洋モスリン株式會社沼津工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦三名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

東京モスリン株式會社沼津工場ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦三名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

日本樂器製造株式會社ニ於テハ健康保險組合ヲ組織シ醫院ヲ設ケ醫師一名、看護婦一名ヲ置キ常時職工ノ診療ニ従事セシム

王子製紙株式会社富士第一、第二、第三、芝川ノ四工場ニ於テハ健康保険組合ヲ組織シ何レモ診療室ヲ設ケ醫師一名、薬剤師一名、看護婦一名ヲ置キ當時職工ノ診療ニ従事セシム
 鷺津紡績株式会社ニ於テハ診療室ヲ設ケ醫師一名、看護婦一名、看護婦一名ヲ置キ當時職工ノ診療ニ従事セシム、其ノ他ノ工場ニ於テハ診療室ヲ設ケ又ハ寄宿舎ノ一部ヲ病室ニ充用シ居ルモ専任醫ナク傷病者アル場合ハ工場囑託醫又ハ健康保険醫ノ診療ヲ受ケ

三重縣

診療設備トシテ工場診療所ノ設ケアルモノハ東洋紡績株式会社津、山田、富田、四日市、桑名、宮川ノ各工場及宮川モスリン株式会社宮川工場瀧紡績株式会社社松阪支店岸和田紡績株式会社津工場東洋毛織紡績株式会社四日市工場中央毛織紡績株式会社四日市工場松阪木綿株式会社垣鼻工場ノ十二工場ニシテ之等ハ其設備相當完備シ健康保険法ニヨル被保險者ハ殆ンド全部之ヲ利用シ同法ニ依ル被保險者ニアラザルモノハ無料ニテ診療ヲ施シ又従業員ノ家族ニ對シテモ治療ノ要求ニ應ジ若シ入院ノ要アルトキハ療院ニ收容力ノ存スル限り入院セシメ薬價ハ半額ヲ徴ス

岩手縣

工場内ニ病院設備アルハ釜石製鐵所一アルノミニシテ醫師七名(内譯内科二、外科一、眼科一、耳鼻一、齒科一、婦人科一)薬剤師二、看護婦一五、患者收容定員五〇ニシテ設備稍完全シアリ
 此外工場内ニ診療所及患者室ヲ特設シ工場醫ヲ囑託毎日來診セシムルハ縣是製絲株式會社盛岡工場及同會社分工場三ヶ所昭榮製絲株式會社一關工場等大規模ナル工場ノミナリ、之等ノ工場ハ何レモ特別病室(傳染病室)ヲ別棟建トシテ設ケ萬一ニ備ヘアリ
 其他ノ諸工場ハ此ノ種設備ナキモ或ハ工場醫トシテ囑託シ或ハ特約シ置キ負傷疾病者ヲ生ジタル場合ハ迅速ニ診療、加療、投薬ヲ得ルノ方途ヲ講ジアルヲ以テ治療上不都合ヲ認メタル事例ナシ
 尙工場危害豫防及衛生規則ニ依リ救急箱ノ備付ヲ爲シタル工場多ク成績良好ナリ

第六節 母性保護及乳幼児保護

工場法施行規則第九條の母性保護に關する規定中、産後の休養は一般に支障なく實行されつゝあるも、産前休養は不十分なるもの尠からず、長野縣の調査によれば産後休養日數六週間以上に及ぶもの二三八名其の百分率は二六・五%にして即ち産婦の約四分の一は法定の日數以上休養するものと見做さる。

哺乳時間に關しては別段支障なきも、託兒所又は哺乳所の設備未だ充分ならざるを遺憾とす。

長野縣

福井縣の調査によれば縣としても地方的託兒所及工場内に託兒室の設置を奨励し、職工の理解を促し其の費用は可成職工に負擔せしめずして之が實現を計るべく努めつゝあるも、其の利用の點に就ては遺憾とする處多々あり。
 其他本年度に於て岩手縣釜石製鐵所に、三重縣東洋紡績富田工場に、岐阜縣富士瓦斯紡績に夫々託兒所の設置を見たり。山口縣に於ても各工場の哺乳所設備並に哺乳時間に就ては相當考慮せられつゝあり。母性保護及乳幼児保護の狀況を府縣別に記せば左の如し。

産婦調査表

規模別	調査工場數	調査女工數	産婦數	産前休業日數			産後休業日數		
				一日—七日	八日—十四日	十五日—三十一日	元日—五日	六日—十日	十一日—三十一日
五十人以上未滿	四四	一〇、七五	三四	三五	七	三	二六	六	
二百人未滿	二四〇	二五、六九	四六	一五	一〇〇	三	一五	九	
二百人以上	九	二七、七七	二七	五	三	二	八	三	

(産婦數ト休業日數ニ依ル産婦數合計一致セザルハ休業日數不明ナルモノアルニ依ル)
 次ニ産後休業日數六週間以上ニ及ブモノ二三八名其ノ百分率ハ二六・五%ニシテ之ヲ各年度ニ於ケル狀況ト比較スレバ次ノ如シ

産後休業調査表

年次	産婦數	産後六週間以上休業セシ産婦數	同上百分率	年次		産婦數	産後六週間以上休業セシ産婦數	同上百分率
				昭和三十八年	昭和三十九年			
昭和五十六年	一、八四六	五九二	三二・一	同	九〇〇	二二一	二・四五	
昭和五十七年	一、四九九	四四五	二九・七	同	八九一	二三八	二・六五	

即チ各年度ニ於テ産婦ノ約四分ノ一ハ事實上法定ノ休業日數以上休業ス

調査女工數六三、六一一名中出產ヲナセルモノ九四三名内死産二九、流産一九ニシテ生産後死亡セルモノ三七ナリコレヲ示セバ次ノ如シ
製絲工場出產調査表

規模別	調査工場數	産婦數	生		産		生産後死亡セルモノ		死産	流産
			男	女	計	男	女	計		
五十人以上未滿	四一四	三一四	一七二	一七一	三四三	一〇	一四	一六		
二百人以上未滿	二四〇	四〇六	一九八	一九五	三九三	五	四	一三		
二百人以上	九四	一七一	九五	九四	一八九	五	六	一〇		
計	七四八	八九一	四六五	四六〇	九二五	二三	一五	三七	二九	一八

即チ生産兒ニ於テハ男女ノ出産率ニ大差ナク生後死亡セルモノニ於テハ男子(四・七%)女子(三・二%)ニシテ男子ニ稍高率ナリ尙出産兒大工場ニ少キハ有夫ノ女工比較の少キタメナリ

調査女工數六七、一〇三名中生後一年ニ滿タザル生兒哺育スル女工ハ次ノ如シ

哺乳ノ狀況

規模別	調査工場數	調査女工數	通勤女工數	哺乳女工數	哺乳兒數	哺乳女工ノ通勤女工ニ對スル%
二百人以上未滿	二四〇	二五、六四九	七、八一七	三二五	三二五	四・一五
二百人以上	九四	二七、七八七	三、四一四	一〇七	一〇七	三・一三
計	七四八	六三、六一一	一七、七四八	八五〇	八五〇	四・八二

即チ哺乳兒ヲ哺育スル女工ハ八五〇名アリテ殆ソド全部通勤女工ナリ尙通勤女工數ハ一七、七四八名ナリ

特ニ大工場ニ於テハ女工總數並ニ通勤女工數ニ對スル哺乳女工數少キハ大工場ニ於テハ通勤女工數及有夫ノ女工數比較の少キニ依ル

哺乳女工ニシテ乳兒ヲ工場ニ同伴スルハ稀ニシテ其ノ多クハ家族或ハ子守ニ託シ休憩時間中食堂或ハ休憩中授乳セシム

山口縣

就業中ニ於ケル哺乳時間及回数ハ調査工場數二六八中三回ノモノ一九一(七一・三%)其ノ他ノモノ七七ニシテ其ノ中四回ノモノ二七(一〇・〇%)二回ノモノ二四(九・二%)ナリ、尙一回ノ哺乳時間ハ十五分ノモノ最モ多ク一五三(五七・一%)ヲ占メ次ハ二〇分ノモノ四一(一五・三%)一〇分ノモノ二八(一〇・四%)ナリ

乳兒及産婦ノ保護設備

工場種類	棟數		工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數
	工場種類	棟數												
製紙工場	一	六・二五	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六
紡績工場	一	四	化學工場	一	四	化學工場	一	四	化學工場	一	四	化學工場	一	四
人絹工場	一	二五	窯工場	一	四	窯工場	一	四	窯工場	一	四	窯工場	一	四
紡績工場	一	二五	精鍊所	一	四	精鍊所	一	四	精鍊所	一	四	精鍊所	一	四
人造肥料工場	一	四	造船所	一	三	造船所	一	三	造船所	一	三	造船所	一	三
セメント工場	一	三	計	九	九五・二坪	計	九	九五・二坪	計	九	九五・二坪	計	九	九五・二坪

福井縣

乳幼兒連行者調査

(昭和九年十月一日現在調査)

業種別	性別	年齢別		工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數	工場種類	棟數	坪數
		男	女												
製絲業	男	三	一	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六
製絲業	女	三	一	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六
製絲業	計	六	二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二
製絲業	男	三	一	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六
製絲業	女	三	一	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六	製絲工場	一	六
製絲業	計	六	二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二	製絲工場	二	一二

業種別	年齢別		計
	三歳	未満	
製紙業	4	6	10
窯業	1	2	3
木製業	1	1	2
電気業	2	6	8
合計	1100	5000	6100
	191	191	382
	691	691	1382

第七節 工場體育

労働者の保健向上及産業能率の上に、體育運動の重要性が漸次認識せられ、健康體操、ラヂオ體操、基本體操、體育民踊等は全國的に普及實行せらるゝに至り、之が指導に當るべき専門家も逐次常置せらるゝに至れり。殊に日本放送協會が中心となりて實施し來れる夏季のラヂオ體操の會を本年も特に援助し、工場労働者も多數之に参加し相當の成績を挙げたり。

工場體育の本質は前記の如く労働者の保健向上即ち身體の矯正及疲労の恢復促進にありと雖も、一般のスポーツ熱の影響を受けて少數の選手を中心とする競技に墮するものなきにあらず。體育運動の奨励により却つて結核を誘發せしめるが如きは體育運動の主旨に反するを以て充分なる注意を以て望みつゝあり。工場體育に關する地方の状況次の如し。

警視廳

工場従業員ニ對スル體育運動ノ指導

昭和四年以降工場體育指導講習會體育デー並體育大會等ヲ開催シ銳意工場體育ノ普及獎勵ニ努メタル結果其ノ實績顯著ナルモノアルヲ以テ本年ハ更ニ之ガ目的貫徹ノ爲第參回體育指導講習會體育デー並體育大會ヲ開催セリ

工場體育指導講習會開催ノ件

昭和六年以降例年體育指導講習會ヲ開催シ銳意之ガ指導ニ努メタルモ尙各工場ニ於ケル體育運動ノ實況ヲ見ルニ指導者ノ教導方法ニシテ相當改善ヲ要スルモノ多ク特ニ三多摩各署管内ニ在リテハ遅々トシテ進マザルノ實狀ニ鑑ミ本年モ更ニ第四回體育指導講習會ヲ左記ノ通り開催セリ參加工場二三八、出席會員四五九名ニシテ講習員ハ何レモ熱心ニ講習ヲ受ケ其ノ成績顯著ニシテ多大ノ效果ヲ收メタリ

記

イ、主催者 警視廳工場課、東京工場協會
ロ、講習會場及日時

會場名	講習期間	同上時間	方面別
大井町日本體育會體操學校	自五月十九日(四日間)	自午後五時	市部全部
青梅町高等女學校	自五月二十二日(二日間)	自午後五時	青梅、五日市署管内
八王子市高等女學校	自五月二十六日(二日間)	自午後五時	八王子、町田、府中、田無署管内

ハ、講習生 工場従業員中體育指導者トナルヘキ者
ニ、講習科目(男女共通トス)

一、體操 イ、工場體操 ロ、工場鍍山基本體操ノ復習 ハ、女子健康體操

二、民踊 (既ニ實施シタルモノノ復習及新タナルモノ五種)

三、團體競技(主トシテ球技)

工場體育デー並體育大會

昭和七、八年ノ兩年ニ亘リ工數體育デー並體育大會ヲ開催セルニ其ノ成績顯著ニシテ多大ノ效果アリタルニ鑑ミ本年ハ更ニ之ガ普及徹底ヲ期スル爲第三回體育デー並體育大會ヲ開催セリ其ノ實況概略左ノ如シ

記

一、主催者 警視廳工場課

一、參加者 東京工場協會

一、體育デー 工場數 二二、二五、一

一、體育デー 參加人員 二二、〇七〇

第五章 工場衛生

- (1) 準備期間 自九月一日 至九月二十日 二十日間
- (2) 準備期間中ニ實施シタル事項
 - イ、講演並活動寫眞宣傳班ノ派遣
 - 準備期間中體育獎勵並體育思想ノ普及徹底ヲ期スル爲希望セル工場ニ對シテハ講演並活動寫眞ノ宣傳班ヲ派遣ス
 - ロ、體育運動普及ノ爲工場課ヨリ趣意書(二五、〇〇枚)並ホスター(一五、〇〇〇枚)ヲ各工場ニ配布セリ
 - ハ、各工場ニ於ケル體育思想演義ノ爲工場毎ニ適當數ノ體育委員ヲ置き之ガ運動ノ指導ニ當ラシメタリ
- (3) 體育デー
 - 期 間 自九月二十一日 至九月二十三日 三日間
 - 工場體育大會實施狀況

主催者 警視廳工場課 警視廳健康保險課 東京工場協會

體育大會ハ陸上競技、相撲大會、武道大會、軟式庭球大會、軟式野球戰ノ五種目ニ付舉行ス(參加選手ノ資格ハ各競技共五月一日以前ニ履入レタル工場従業員ニ限ル)

一、陸上競技

- (1) 日 時 九月二十四日(秋季皇靈祭) 自午前七時 至午後五時
- (2) 場 所 芝公園競技場
- (3) 競技ニ參加セル選手數 一、七二七名
- (4) 競技種目

イ、マッゲーム

種 目	種 別	參加工場	參加人員數	種 目		參加工場	參加人員數
				體 育	民 踊		
工場、鑛山基本體操	操	一九	二八五			二八	五二五
女子保健體操	操	一一	一六五				
計		一四	二一〇			七三	一、一八五

(マッゲームハ一チーム一五名トシ男女ノ別ナキモ但シ女子保健體操ハ女子ノミニ限ル)

ロ、競 走

- 百米競走(男女) 參加人員 女 四〇名 男 一八名 二百米競走(男子) 參加人員 四〇名 八百米競走(男子) 參加人員 三九名
- 四百米競走(女子) 參加人員 七二名 八百米競走(男子) 參加人員 一二四名
- ハ、ジャンプ
- 走 巾 跳(男子) 參加人員 三二名 走 高 跳(男子) 參加人員 三二名
- ニ、團體球技
- バスケットボール(女子) 參加人員 三〇名 バレーボール(女子) 參加人員 五四名 メダシンボール(女子) 參加人員 六〇名

(5) 選手選出方法

イ、マッゲーム及團體球技ノ出場チームハ原則トシテ工場單位トシテ編成スルコト但シ當時五十名以下ノ職工ヲ使用シツツアル工場ニアリテハ同一支部内ノ三工場以下合同シテ一チームヲ編成シ又ハ當時十人以下ノ職工ヲ使用シツツアル工場ニアリテハ同一支部内ノ工場合同シテ選出スルモ差支ナシ

ロ、一支部ヨリ何チーム出場セシムルモ差支ナシ

ハ、各トラツク及各フィールド競技ハ一支部ヨリ代表選手一名トス

但シ各リレー競走ハ一支部ヨリ代表チーム一組トス

ニ、競走及ジャンプ選手ノ選出ハ一名一種目トス

(6) 大會進行ノ順序及組合ハ別紙プログラムノ通り

(7) 試合ノ結果優勝者ニ對シテハ左記ノ通り賞品ヲ授與ス

- 百米競走(男子) 六等迄 百米競走(女子) 六等迄 二百米競走(男子) 六等迄 八百米競走(男子) 六等迄
- 四百米競走(女子) 六等迄 八百米競走(男子) 六等迄 走 巾 跳(男子) 六等迄 走 高 跳(男子) 六等迄
- 排球(女子) 二等迄 籠 球(女子) 二等迄 メダシンボール(女子) 三等迄 工場體操(男、女) 五等迄
- 工場、鑛山基本體操(男、女) 五等迄 女子保健體操(女子) 五等迄 火 華 音 頭(男、女) 五等迄 日本國民歌(男、女) 五等迄
- 日の丸音頭(男、女) 五等迄

(球技)等ノミニ對シ賞狀ヲ授與シトラツク、フィールド競技合計優勝支部ニ對シ總監盃ヲ體操、民踊ノ優勝工場ニ對シ各優勝旗ヲ授與シ更ニ體操、民踊合計採點ノ優勝工場ニ對シ優勝旗ヲ授與ス)

二、武 道 大 會

- (1) 日 時 十月七日 自午前七時 至午後二時
- (2) 場 所 警視廳演武場

第五章 工場衛生

- イ 試合ハ個人優勝試合トス
- ロ 剣道ハ三本勝負、柔道ハ一本勝負トス
- ハ 審判ハ警視廳武道審判規定ニヨル
- (3) 審判員 警視廳武道師範
- (4) 選手ノ選出
 - 東京工場協會各支部ニ於テ選定ノ上支部毎ニ柔剣道共各三名迄出場セシム
 - 参加人員 剣道 一〇〇七名
 - 柔道 一〇七名
- (5) 試合ノ順序ハ別紙プログラムノ通り
- (6) 優勝者ニハ(一等ヨリ六等迄)賞品ヲ授與ス
- 三、相撲 大會
 - (1) 日 時 十月十四日 自午前八時 至午後三時
 - (2) 場 所 靖國神社境内相撲場
 - (3) 試合方法
 - イ 試合ハ個人優勝試合トス
 - ロ 審判ハ大日本相撲協會ノ審判規定ニヨル
 - (4) 審判員 大日本相撲協會役員
 - (5) 選手ノ選出方法
 - 東京工場協會各支部ニ於テ選定ノ上支部毎ニ各三名迄出場セシム
 - 参加人員 八七名
 - (6) 試合順序ハ別紙プログラムノ通り
 - (7) 優勝者ニハ(一等ヨリ六等迄)賞品ヲ授與ス
- 四、軟式野球大會
 - (1) 日 時 十月二十一日 自午前七時 至午後四時
 - (2) 場 所 隅田公園野球場
 - (3) チーム選出方法
 - チームハ支部混成トナスモ工場單位トナスモ任意トス但シ一支部ヨリ一チームヲ選出スルコト
 - (4) 試合方法
 - イ 管下ヲ東西南北ノ四方面ニ分チ各方面ニ於テ一チームノ優勝チームヲ決シ以上ノ四優勝チームヲ以テ準決勝及決勝戦ヲ行ヒ最優勝チームヲ決ス

福岡縣

工場ニ於ケル運動保健施設調

(昭和九年九月調査)

工場名	區分			種	室內運動施設			種	室外運動施設			種	診療施設					
	種類	利用人員數	事業主労働者數		種類	利用人員數	事業主労働者數		種類	利用人員數	事業主労働者數		種類	醫師數	藥劑師數	看護婦數		
大日本麥酒博多工場																		
おたふく綿株式會社																		

工場名	種	室内運動施設		室外運動施設		診療施設	
		利用人員數	一ヶ月ノ費用	利用人員數	一ヶ月ノ費用	種類	醫師數
藤野製綿博多支店	卓球	概一五	三〇圓				
株式會社波邊鐵工所	柔剣道球	五〇〇	全額負擔	排野、庭球、角力、庭球、魚	五〇〇	全額負擔	應急手当所 嘱託醫 三
鐘ヶ淵紡績博多支店	卓球	二〇〇	四〇圓	釣球、庭球、魚	一三〇	一八〇圓	治療所 嘱託醫 一
合名會社福岡精工所							應急手当所 嘱託醫 一
福岡日日新聞社				野、庭、排球	七〇	四〇圓	
日本足袋福岡工場	卓球	三〇	三〇圓	陸野、庭、排球、角力	二七五	四四六圓	治療所 嘱託醫 二
小川織布工場							
日本板硝子二島工場							治療所 嘱託醫 二
日本火薬折尾作業所				野球	三〇	一五〇圓	治療所 嘱託醫 一
戸畑鑄物若松製作所				野球	一二六	一五〇圓	治療所 嘱託醫 一
明治紡績戸畑工場	卓球、其他	一三七	全額負擔	野球、庭球	各人交替	三三〇圓	治療所 嘱託醫 一
東洋製鐵株式會社	卓球	一〇〇	一五〇圓	野球、庭球	七〇	一五〇圓	治療所 嘱託醫 一
戸畑鑄物戸畑製作所	卓球	二五	一五〇圓	野球、庭球	三三	二三〇圓	應急手当所 嘱託醫 七
日本タール牧山工場	卓球	一八四	三八六圓	野球、相、大弓、庭球	一〇三	一一〇圓	治療所 嘱託醫 一
旭硝子牧山工場	卓球	八〇三	九〇〇圓	大弓、庭球	一、〇四〇	三九〇圓	治療所 嘱託醫 一
旭硝子曹達工場	卓球	山	工場	大弓、庭球	一、〇四〇	三九〇圓	治療所 嘱託醫 一
安田製釘所	卓球	三二四	三〇五圓	野球、排球	一六九	九〇圓	治療所 嘱託醫 一
安川電機製作所	卓球	二〇	同和會 負擔	野球、庭球	三七	負同和會 負擔	治療所 嘱託醫 一
日鐵八幡製鐵所	卓球、大弓	一、三二〇	一、六九九圓	野球、庭球	四五〇	七、三〇圓	治療所 嘱託醫 五 五六 一八九七
福田鐵工所				野球	三三	三〇圓	治療所 嘱託醫 二
幸袋工務所				野球	各自一圓		治療所 嘱託醫 二

昭榮製絲二日市工場	卓球	一三七	一四五圓	庭、排、籠球	三二	一二〇圓	治療所 嘱託醫 二
日本足袋株式會社	卓球	五〇	三〇圓	野、庭、其他	三〇〇	三〇〇圓	應急手当所 一
つちやたび株式會社				野球、庭球	三五〇	三〇〇圓	應急手当所 一
アサヒ製綿株式會社	卓球	一〇〇	五〇圓	野、庭、排、籠球	一四五	九五圓	病院
鐘ヶ淵紡績久留米支店	卓球	五〇〇	五〇圓	庭、排、籠球	六三九	一五〇圓	治療所 嘱託醫 一
若林製絲大石工場	卓球	五〇〇	五〇圓	庭、排、籠球	一五〇	全額負擔	治療所 嘱託醫 一
日之出製絲田主丸工場	卓球	六〇	五〇圓	庭球	四四七	一、六四八圓	應急手当所 嘱託醫 二
三井三池精鍊所	柔、剣道	一一二	三五六圓	野球、角力	二九〇	四八〇圓	病院(分室)
三井三池染料工業所	柔、剣道	一四七	四七〇圓	野球、角力	四四七	一、六四八圓	治療所 嘱託醫 一
鐘紡三池支店	卓球、撞球	二二一	一〇二圓	庭球、弓道	三二	六三圓	治療所 嘱託醫 一
だるま綿合名會社	弓道、卓球	希望者	二〇圓	野球、庭球	六六	一八〇圓	精鍊ト共通
三池窒素株式會社	撞球	九一	七〇圓	野球、庭球	六六	一八〇圓	
電化大幸田工場	柔道	七〇	三〇〇圓	野球、庭球	一八〇	三〇〇圓	
臺灣製糖九州製糖所	撞球	一七	六五圓	野、庭、弓道	一一六	一三〇圓	
王子製紙小倉工場	弓道、卓球			野球、登山	八〇	三〇〇圓	
東洋陶器株式會社	弓道、卓球	四〇	一八〇圓	野球、庭球	九五	六〇〇圓	
九軌小倉發電所				野球	全員	一人宛 一〇錢	
九軌砂津車庫				野球、排球	全員	一人宛 一〇錢	
東京電氣小倉工場	卓球	隨意員數	三六〇圓	野球、庭球	隨意員數	上欄ニ合	
櫻ビール株式會社				野球、庭球	一五四	二七〇圓	
日本冶金株式會社				野球、庭球	隨意員數	五〇〇圓	
古河電線製造所				野球、庭球	一五四	二七〇圓	
淺野モントレスト部門工場	卓球	二五〇	三〇圓	庭球	八三	五〇圓	病院

工場名	室内運動施設		室外運動施設		診療施設	
	種類	利用人員概数	種類	利用人員概数	種類	醫師數 藥劑師數 看護婦數
大日本製糖大里工場	弓道	希望者 二〇〇圓	野球、庭球	九七	スレイトト 共通	
淺野セメント門司支店			野球、庭球	九九		
大阪朝日門司支局	卓球	一〇〇	野球、庭球	上欄二含 二〇〇圓	治療所	一
明治紡績行橋工場	卓球	希望者 五〇圓	庭球、フットボール、野球	六〇圓	治療所	一
豊國セメント門司工場	卓球	一三〇	庭球、フットボール、野球	九〇		
八屋製絲所	卓球	四五	庭球、排球、籠球	六〇		
郡是製絲宇之島工場	卓球	二五〇		一七圓	養生院	一
産業セメント株式会社				三〇〇	治療所	二

工場方面に於るラヂオ體操實施狀況

ラヂオ體操の會が全國の工場方面に非常な勢を以て擴大普及せることは本年度の一記録として可なり工場に於ては既に數年前よりラヂオ體操を實施し來たれるもの尠からざるも、夏季ラヂオ體操の會に参加を見たるは漸く昨年にして、長野、千葉及茨城縣等に於て僅に四十箇所に過ぎざりしも、本年度は社會局が各府縣當局と協力し、此方面への參加勧誘に更に一層力を注げる結果、全國では實に五百有餘の工場が之に参加せり。

工場に於て比較的多數之が催を實施したるは製絲工場にして群馬、長野及栃木の三縣が其の適例なり。之はラヂオ體操が女子従業員の體育運動として最も歡迎されてゐる有力なる證左と考へて可なり。

次に參加人員數に就ては的確な數字は判明せざるも一日の總參加見込人員は約八萬以上に上り、會期を平均二十日間とし總參加延人員は實に百六十萬を突破せるものと考ふ。

而して是等の會場中、毎日千人内外の參加者を見たるものは、東京市の日本電氣、日清紡績、東洋モス及東京モスがあり、府下に於ては多摩郡の片倉八王子製絲所、神奈川縣に於ては横濱市の芝浦製作所鶴見工場、群馬縣に於ては前橋市外の群馬社新潟縣の鐘紡新町工場、太田町の群馬社の東毛工場、長野縣に於ては諏訪郡川岸村の片倉川岸製絲所、静岡縣に於ては東洋モスリン工場等あり。

次に是等工場に於ける體操實施時間を見るに其の多數は就業時間の關係上毎朝六時より實施し難く、五時三十分より實施せるもの多く、更に東京市に於ては午前九時又は午後二時頃に實施したる所も尠からず、前述の如く工場がラヂオ體操の會に参加したるは昨年よりなるも、既に三四年前より年中無休に此體操を實施し來れるものも多數あり。

長野縣諏訪郡平野村の金ル組林製絲所の如きは昭和七年六月より毎朝之を實施しつゝあり、昨年八月長野縣健康保險課主催の被保險者大運動會に於て、ラヂオ體操優秀賞を授與せる光榮に浴せるものもあり、更に又今夏初めて本會に参加せる工場に於て其の成績の良好なることを體驗し會期後も繼續實施せんとするもの多數出現せることは洵に悦ばしき現象なり、尙是等の會場に於ては従業員の外に其の家族を参加せしめ、又體操開始前に國旗掲揚、宮城遙拜精神訓話等を実施せるものも尠からず又工場體操體育民謡踊をラヂオ體操と併用し實施せるものもありたり。

工場に於ける體操實施の効果としては健康並に作業能率の増進、協同規律格守の精神涵養等に於て顯著なる効果を擧げ得るにある一事は、一般の認る處なり。此の意味に於て工場方面にラヂオ體操の普及することは單に従業員の健康増進に裨益するのみならず國家の産業上にも洵に慶すべきなり。

ラヂオ實施工場一覽

東京市(二一九)

(神田區)金子製本、大森兄弟寫眞製版、大谷製本(芝區)大塚製靴部、松下電器東京分工場、田中鐵工所、町田工場、原口無線電機第一、同第二、川口印刷所、日本電機、川崎鐵鋼、今村製菓、アサヒ印刷、芝浦製作所(麻布區)七尾工場、伊東胡蝶園、松本電機、大野工場、染谷鐵工場、横田工場、秋島工場、大澤工

第五章 工場衛生

場、岡田工場、前田製組（牛込區）日清印刷、秀英社（小石川區）當盤印刷、會津屋靴下、共同印刷、福山製本（下谷區）南商店、谷中染工場、大日本製藥東京支店、岡野製菓（本所區）栗原紡織、芳誠舎、村上シヤツ（深川區）坪内硝子、永島硝子、山崎硝子、井田製糖所（品川區）新興毛織、日本光學、帝國電氣岡田電氣、三共社品川工場、歌橋製菓所、高砂工業、日本無線、藤倉工業、星製菓、東電電球大崎工場（目黒區）萬有製菓（蒲田區）東京計器製作所、エービーシー製菓、黒澤工場、内外編物、北辰電機、渡邊製鋼所（澁谷區）赤線檢温器、安全自動車、松井足袋、日本合同罐、電業社、旭電氣、櫻ゴム、松直工場、千代田電線、宇野組鐵工場、今村製菓第一（澁橋區）六樓社野村工場、大澤工場、東京靴（王子區）特殊合金、八越ゴム、東洋紡績（豊島區）藤幸商店、山田石鹼、日本衛生興業、曙石綿、日本染色、秋草合資、國産電機、大正製菓、ラザム製菓、富士寫真フィルム、日本自動車飛行機タイヤ、旭光學工業、英工舎集鴨工場（中野區）今村製菓（瀧野川區）久能木商店、西尾龜ノ子菓子、東邦製帽、日本モスリン、日本纖維化工（荒川區）日本擬革、新興毛織南千住工場、山上染革所、岩田兄弟、トンボハローモニカ（向島區）千代田製靴、日本ゴムボール、秋元皮革、東京モスリン、伊藤染工場、朝比奈商店（板橋區）東京瓦斯電氣火薬工場、東洋モスリン練馬工場（足立區）日清紡績西新井工場、大和毛織（城東區）大日本製糖、平田硝子、日清紡績、東洋モスリン、日立製作所（葛飾區）東洋モスリン金町工場（江戸川區）王子製靴工場
東京府下（八）
（八王子市）久保田織物、八王子組織、八王子輸出織物、西川製絲（南多摩郡）片倉製絲、矢部撚絲、崎醬油、三澤醬油
神奈川縣（二）
（橫濱市）芝浦製作所鶴見工場（川崎市）東京コンヤット製造會社
埼玉縣（四）
（川口市）千葉鑄工所（入間郡）我野町東京セメント（北足立郡）大宮町三榮製絲、同上尾町東洋時計
千葉縣（二）
（千葉市）參松會社（安房郡）岩井町菅沼製鐵
茨城縣（一五）
（水戸市）日清製粉（猿島郡）古河町飲鳥製絲、同須藤製絲（新治郡）石岡町小口製絲、同飯田製絲、土浦町櫛戸製絲、柿岡町廣瀬洋裁（稻敷郡）朝日村旭製絲
鳩崎村上菱醬油（結城郡）石下町秋場織物（多賀郡）助川町常陸セメント（眞壁郡）眞壁町東光社、同眞壁製絲、同谷口製絲（東茨城郡）綠岡村助川製絲
群馬縣（二二）
（前橋市）奈良、兩角、共同組、井口組、町田組、丸下組、本橋、栗原、守矢、木村、淺尾、交水社、丸交組、二九組、井口、共盛組、金井、田島各製絲所（北甘樂郡）富岡町甘樂社、高瀬村高瀬中央、同高瀬、岩平村岩平、福島町眞榮、吉井町吉井、多胡村井池各信用販賣組合、福島町大河原製絲所（碓氷郡）松井町碓氷精練、白井村碓、西橫野村碓源、同中瀬、坂本町碓西、細野村西九十九、同細野、九十九村春日、妙義町諸戸各信用販賣組合（群馬郡）澁川町峠岸、同

丸久組、敷島村須田各製絲所、豐秋村豐卷、小野上村小野上各信用販賣組合、元徳社村群馬馬社（勢多郡）東村水沼、南橋村大岸製絲所、同東、各信用販賣組合
下川淵村三輪織物工場（多野郡）新町鐘紡、同昭榮製絲、平井村入平、同多野、鬼石町淨法寺各信用販賣組合（利根郡）沼田町群馬馬社、同利根組、同弘祐社、同龜田各製絲所（山田郡）大間々町充館、同大間々各製絲所（吾妻郡）中之條町小淵、同昭和館各製絲所、同中之條、岩島村岩島、太田村太田各信用組合（佐波郡）伊勢崎町上毛撚絲、同伊勢崎織物、同伊勢崎製絲、殖蓮村五聖商會、同下城、同星善、同下城（虎）、同井下、同柳澤各織物工場、茂呂村昭和織物、三郷村橋勝織物、埴町金子織物、同淺見織物（新田郡）太田町群馬社東毛、碓塚本町牛田織物（邑樂郡）館林町共立モスリン、同館林織布（外二小工場百二十四）
新潟縣（五〇）（括弧内ハ所轄警察署名）
（新潟）和田製油所、高橋活版所（沼垂）名古屋紡績、土屋鑄造所、猿子鐵工所、日東硫曹、村山製材所、中野組製材工場（新發田）大倉製絲新發田工場（村上町）交益社、山邊里織物、小田機工場（新津）小須戸織物（白根）山際製材工場、鷺ノ木製電所（村松）片倉越後製絲（加茂）皆川商店、北辰舍關營業場、北辰舍關撚絲場、今井製絲場、番場織物（直江津）湯町協信社、金三製材、信越窒素肥料（小千谷）大和製絲場、小宮製菓工場（新井）中央電氣田口變電所
同田口變電所、同藏々發電所、同關川發電所、同田口工場（高田）二山吉組製絲場（内野）渡部硝子工場、鈴木織物工場（三條）長谷川製作所、三條印刷所、齋藤工場、三條物産、宮本玄能、小林印刷、田中工場、三條鋸工場（柏崎）田尻製絲場、大寅織物、洲崎工物、關麻眞内工場、後藤麻眞田工場、若山麻工場、金與製絲場、山崎製絲場
長野縣（一〇八）
（長野市）普及社上小工場（松本市）竹内、清龍館、鎌倉、片倉、御代澤館、大野、館石、普及、丸田中、太田、普及社第一、普及社第二、石井、金房田中、百瀬、中村、今井組、小岩井、田中、玉精組各製絲所、松本精練所、松本抄紙工業（上高井郡）須坂町、片倉田中製絲、同昭榮須坂工場、同山大製絲、日瀧村帶田製絲（下高井郡）中野町高井製絲（南佐久郡）中込町山岡九佐製絲（北佐久郡）協和村三盛社（小縣郡）丸子町金子製絲、九子製絲第一、同第二、金三製絲
依田社試驗場、依田社再練所、金八製絲金一金二工場、カネタ土屋、信濃絹絲紡績（諏訪郡）上諏訪町生絲販賣利用組合、下諏訪町片倉製絲、昭榮、笠原、平野村丸興、片倉、山共、角共、林組諏訪、同間下、金ル粗林、金ル粗金五林、中村、小口、小口山三、小口金三、入丸一組第一、入丸一組第二、丸正林、笠原組、瀨上第二、宮坂、金吉林各製絲所、川岸村大和組、片倉川岸製絲、長地村渡邊組（上伊那郡）伊那町高木館下平製絲、赤穂村共信社、宮田村宮田西泰近、九十南信紡績、伊那村伊那村信用組合、長藤村三協社、河南村三峰組合、伊那富村片倉武井製絲、丸共辰野第一、同第二、伊那富信用組合（下伊那郡）下條村河南昭和、同陽光工場、大下條村河南大下條工場、平岡村平岡館、大島村大島信用組合山吹村大正館、河野村河野公正館、朝日館生田村生田組合、伊賀良村育良組合、伊賀良館、下久野村下久野組合、千代村千代館會地村扶桑組合、那村九ト製絲、片倉飯田製絲（東筑摩郡）筑摩地村青木製絲、共榮社、芳川村共榮社村井工場、島内村鐘紡、中川手村三榮社（南安曇郡）學科町共榮社、小倉村中田製絲（北安曇郡）大町安曇社（植科郡）植生村有明社、松代町北信共立、同本六松代工場、西條村本六本部工場（下水内郡）飯山町水内社、信村指物工場、小賀坂スキ一工場
山梨縣（一一）

京都府

(北五摩郡) 垂崎町川崎、岩下、瀧澤、高木、平賀、中村、大石、長沼、旭村大村、中田村藤井、下條村小澤 (東山梨郡) 豊山町千代田以上各製絲所
(静岡市) 東洋モス静岡工場、三光紡績静岡工場 (沼津市) 昭榮製絲沼津、石橋製絲沼津、沼津毛織、東京モス沼津、東京麻絲、大同コンクリート、特種製絲各
工場 (小山町) 富士紡小山工場 (大宮町) 日本絹絲大宮工場

ラゾオ體操實施工場名並ニ參加延人員調

Table with columns: 實施工場名, 參加延人員 (男, 女), 實施工場名, 參加延人員 (男, 女), 實施工場名, 參加延人員 (男, 女), 實施工場名, 參加延人員 (男, 女). Lists various textile factories and their employee counts.

栃木縣

Table with columns: 工場名, 參加人員, 工場名, 參加人員, 工場名, 參加人員, 工場名, 參加人員. Lists textile factories in Tochigi Prefecture and their employee counts.

愛媛縣

ラゾオ體操參加工場調 (八月一日)

Table with columns: 參加工場名, 參加者數 (男, 女, 計), 參加工場名, 參加者數 (男, 女, 計). Lists participating factories and their employee counts in Ehime Prefecture.

參加工場名	參加者數		參加工場名	參加者數	
	男	女		男	女
昭和織物株式會社	二〇	二一八	保内製絲工場	二三八	三四
丸今綿布株式會社	三二	二二五	入山綿布第二工場	二五七	二二
株式會社木原商店織布工場	二八	一九八	喜須來製絲工場	二二六	七〇
株式會社興業舍第二工場	二二	一三三	河野製絲工場	一四五	七八
豫洲織物工場	一五	四〇	有限責任東宇和郡購買利用組合周工場	四〇	七八
西條製絲工場	一五	四〇	合資會社宇和製絲所	五五	九七
明正紡績株式會社三島工場	二五	一五〇	岡製絲場	一五〇	六七
岡部花經工場	一一	一一〇	炭倉製絲場	四七	二九
白瀧製絲工場	一一	一一〇	法ヶ津製絲場	二一	二九
榊山製絲工場	一一	一一〇	白浦製絲場	二一	二九
德田製絲工場	八	四〇	依津製絲會社	二	四一
今岡製絲工場	九	四〇	共榮製絲場	六	五三
井關製絲工場	一三	七一	昭和製絲場	八	五三
小泉製絲工場	一三	七一	程野製絲場	七	五三
眞穴製絲工場	九	六二	佐竹製絲場	九〇	八三
兵頭製絲工場	二六	一〇六	計	三八八	四九一
計	二〇	二二八	計	四九一	四、九八八
計	二〇	二二八	計	四九一	五、四七九

福岡縣

參加工場名	男		參加工場名	女	
	同	上		同	上
小川織布工場	九	五六	日本製鐵株式會社八幡製鐵所	一、五〇〇	一、五〇〇
東邦電力株式會社名島發電所	二七	七〇	田中裁縫工場	一〇	一〇
鐘淵紡績株式會社三池支店	二七	七〇	日本足袋株式會社	二五〇	二五〇
鐘淵紡績株式會社宇島工場	九	五六	つちや足袋株式會社	一一五	一一五
那是製紙株式會社宇島工場	二	七五	鐘淵紡績株式會社久留米支店	二〇〇	二〇〇
八屋製紙所	二	七五	計	二〇〇	二〇〇
計	九	五六	計	一、九六二	三、八二七
計	九	五六	計	一、九六二	五、七八九

工場名	男		工場名	女	
	同	上		同	上
中央硝子株式會社	五	二二	長谷製絲所	八	四〇
古賀合名硝子工場	一	一八	明治紡績株式會社行橋工場	一〇	二六三
株式會社若林製絲大石工場	一	一六	合資會社飯野鐵工所	一	一
日ノ出煉瓦製造所	一	二〇	野中鐵工所	一	一
浮羽製絲株式會社	一	一〇	計	二〇	二〇
昭榮製絲株式會社二日市製絲所	一	一〇	計	二〇	二〇
計	一	一〇	計	二〇	二〇
計	一	一〇	計	二〇	二〇

山口縣

ラヂオ體操參加工場調

工場名	男		工場名	女	
	一般	兒童		一般	兒童
東見初炭鑛	一四〇	一三	小野田セメント製造株式會社	三〇	六〇〇
小野田變電所	一	一	日本火藥製造株式會社厚狭作業所	四〇〇	一二、四二〇
日ノ出煉瓦製造所	一	二〇	クロロ下式窒素工業株式會社彦島工場	一〇〇	三、一〇〇
大日本酒類釀造株式會社	七三	一三	三成鐵業株式會社	六〇	一、八六〇
吉柳鐵工所	一四	二五	日本漁網船具株式會社	一二七	三、九三七
前田製絲所	四一	一、一四八	小月撚絲工場	一二六	三、九〇六
大日本人造肥料株式會社	三一	六二	小月製材所	二〇	六二〇
小野田工場	三	六二	小月鐵工所	二	六二
吉田鐵工所	二	三一	計	三三、九五二	六七五
木屋製材所	一	一五七	計	三三、九五二	六七五
山口自動車商會	五	一五七	計	三三、九五二	六七五
計	一四〇	一三	計	三三、九五二	六七五
計	一四〇	一三	計	三三、九五二	六七五

工場ニ於ケルラヂオ體操實施狀況

府縣別	會場數	實施日數	參加人員	府縣別	會場數	實施日數	參加人員
東京市	一一九	一、六〇六	二八四、八六八	東京府	八	七六	二七、三一八
計	一二〇	一、六〇六	二八四、八六八	計	八	七六	二七、三一八

府縣別	會場數	實施日數	參加人員	府縣別	會場數	實施日數	參加人員
埼玉縣	四	五八	九、五二九	新潟縣	五〇	五六一	一一五、〇四
長野縣	一〇八	一、七三五	四四五、一二五	群馬縣	二二	五四五	一六六、三九九
神奈川縣	三	三八	九、七三七	山梨縣	一一	二一八	七五、三四六
千葉縣	二	四一	五、五二〇	静岡縣	一一	二一八	七五、三四六
茨城縣	一五	一五八	六、四三〇	合計	五九〇	五五七九	一、四〇九、八三一
栃木縣	四七	五四三	二〇九、一五五				

第八節 工場食

工場食の改善は従業員の罹病率を減じ、缺勤率を低下し、従つて能率の向上をも招來するものにして、而も賄費に著しき増減を見ることなしに行はれることが實證せらるゝに従ひ近時著々工場食の改善が實施せられつゝあり。

工場食の改善については榮養食に關する知識の普及と工場賄係員の實地指導とを主眼として前年來努めつゝある處なるが、眞面目なる改善を促す爲には地方廳に充分なる専門的知識と經驗とを有する技術員の常置を必要とす、又同種工場の集團せる地方に共同炊事を實施せしめつゝある埼玉縣、岐阜縣等の如きは其の成績顯著なり。

左に府縣別の工場食改善狀況を記さん。

長野縣

工場食ノ過去及現狀

本縣ニ於ケル職工ノ大部分ハ寄宿舎ニ收容セラレ集團生活ヲ營ミ集團的榮養ノ統制下ニ在リ本縣總職工ノ約九割ヲ占ムル製絲職工ハ寄宿スルモノハ勿論通勤職工ト雖モ工場食ヲ給與セラレツツアリ之ガ食事ニ付テハ創業以來工場主ノ任意給與ニ放任セラレ一面職工側ニ於テモ賃金以外ニ食事ハ無料支給ヲ受ケルモノナリトシテ多少ノ不満アルモ忍從シツツアリ殊ニ之等工場ノ炊事従業者ハ榮養ニ關スル専門的知識ヲ缺クモノ多ク食品ノ配合調理等ニ付何等ノ考慮ヲ拂ハズ且ツ工業主ハ生産費ヲ低下セントシテ費用ノ節減ヲ計ルハ自然ノ趨向ニシテ之ガ因襲久シク容易ニ改善ノ氣運ヲ醸成セラレズ殊ニ製絲業ハ數年來經濟界不況ノ打撃ヲ受ケ職工賃金不拂ノ重大ナル社會問題ヲ惹起スルモノアル狀況ナル爲極端ニ生産費ノ切り詰ヲ計ルモノアリ即チ當面ニ於ケル經營ノミニ醜態シテ永遠ノ計

ヲ慮ルモノ少ク依然トシテ舊弊ノ儘今日ニ及ベリ

工場食ノ狀況前述ノ如クナリシヲ以テ縣ニ於テ工業主ノ會合共ノ他機會アル毎ニ之ガ改善ヲ懇進シ食事改善ガ職工ノ體格體力ヲ向上セシムル結果疾病率ノ減少作業能率ノ増進ヲ齎シ工場經營上幾多ノ效果アリ殊ニ製絲職工ノ大部分ハ發育期ニアル女子ニシテ之ガ健康増進ハ唯ニ斯業ノ發達ニ影響アルノミナラズ總テハ民族衛生ニ關スル所大ナルモノアルヲ想フ時食事ノ改善ハ重大ナル社會問題ナルヲ自覺セシメ時ニ觸レ之ガ監督指導ニ努メタル結果一部ノ工業主ハ職工ノ榮養改善ガ生産能率其ノ他ニ好影響アルヲ自覺シ且ツ他府縣ニ於ケル改善ノ實績佳良ナルヲ耳ニシテ稍々食事改善ニ考慮ヲ拂フモノ現ハレレリ之ガ一ツノ現レトシテ昭和八年三月社會局北岡監督課長來縣ノ際ノ談話ヲ誘因トナリ諏訪郡岡谷ニ於テ工業主ノ發動ニ依ル榮養講習會ヲ昭和八年五月開催セラレタリ其ノ狀況左ノ如シ

1. 名 稱 工場榮養食講習會

2. 主催者 岡谷大三俱樂部並製絲研究會

(何レモ岡谷方面ノ製絲業者ヨリ成ル私的團體ナリ)

3. 期 間 自昭和八年五月十九日 至同月三十日

4. 實施狀況

イ、講習會

五月十九日午前八時ヨリ正午迄研究會ニ於テ社會局技師大西醫學博士ノ榮養ニ關スル講演アリ各工場ヨリ工場管理人、従事係主任倉監等七十四名出席アリ

ロ、實地指導

五月十九日午後ヨリ同月三十日迄警視廳土屋榮養技手ニヨリ實地指導セララル

實地指導ハ一工場一日宛トシ午前中ハ工場幹部並炊事従業者ニ對シ榮養理論ノ實際化並獻立方法等ニ關スル講話ヲナシ晝食後約一時間職工全員ニ對シ榮養講話ヲナシ午後ハ再ビ幹部炊事係等ニ付實地指導ヲ行フ

ハ、指導工場數

自五月十九日 至五月三十日 十二工場

右講習會ニ依リ當該工業主ハ榮養問題ニ關スル理論ヲ得タルカノ觀アリタリ然レドモ右ヲ以テ直ニ講習ヲ受ケタル工場ト雖實地ニ榮養食給與ノ舉ニ出ル者ナク爾後更ニ舊套ニ悖ルノ狀況ナリキ

以上ノ狀況ナルニ基キ本縣工場食ノ根本的改善ヲ行ハシムルニハ結局斯道ニ練熟セル專任技術者ヲ置キ一意其ノ事ニ當ラシムル外道ナシトシ本縣工場懇話會ニ榮養技手一名常置シ工場食改善實地指導ニ當ラシムルノ案ヲ樹テ各有力製絲家其ノ他ニ折衝ノ後昭和八年六月二十三日ニ開催セシ工場懇話會評議員會並本年二

第五章 工場衛生

月八日ノ工場懇話會總會ニ於テ榮養技手一名採用ノ件決定シ昭和九年度ヨリ待望ノ工場食改善ノ實施運動ニ移ルコトナレリ
 尙昭和八年度ニ於テ縣下製絲工場四十四工場ニツキ行ヘル工場食調査ノ狀況ハ昭和八年度監督年報ニ詳記セル所ナルモ調査工場四十四工場中食事ノ稍々完全ニ
 近キモノ僅ニ四工場ニシテ他ノ工場ハ總熱量ニ於テ略々標準量ニ達スルモ蛋白質ニ副食物ヨリ攝取スル蛋白質少ク脂肪量モ極メテ少量ニシテ主食ヨリ攝取ス
 ル熱量ノ總熱量ニ對スル割合ハ平均八九%ニシテ本縣ニ於ケル工場食改善ハ主トシテ量ヨリモ質ニ重キヲ置クベキモノナルヲ知り得タリ

工場食改善運動ノ方針

工場食改善運動ノ方法ハ講習會ノ開催炊事係ノ長期ニ亘ル講習會工場内ニ榮養士ヲ派遣シテ比較的長期ニ實地指導ヲ行フ等種々アリ
 本縣ニ於テハ改善第一年ノ計畫トシテ講習會ヲ開催シ工業主ヲシテ工場食改善ノ重要性ヲ自覺セシメ炊事係ヲ指導シテ榮養學ノ概念及調理ノ一般ヲ知得セシム
 ル一方工場ヲ撰ビ實地指導ヲ行ヒ完全ナル榮養食ヲ給與シテ其ノ效果ヲ確認セシムルト共ニ他工場ニモ之ガ效果ヲ知ラシメントスル計畫ヲ樹テタリ次ハ文書
 ニヨル榮養知識ノ宣傳ニシテ「既ニ工場食改善之指針」ナル「パンフレット」ヲ發行シ一面更ニ毎月工場懇話會々報ニ献立ヲ發表スルト共ニ榮養ニ關スル論文
 其ノ他ヲ掲載セリ

工場食改善講習會實施狀況

本年四月工場懇話會ニ於テ國立榮養研究所ヨリ榮養技手一名採用ト同時ニ講習會開催ヲ計畫シ製絲工場及使用職工三十人以上ノ非製絲工場ニ對シテ工業主工場
 管理人會計係ニハ主トシテ講義ヲ聽講セシメテ榮養學ノ概念及工場食改善ノ必要ヲ説キ炊事従業者ニハ主トシテ實習ヲ行ハシムルト共ニ榮養士ヲシテ工場ノ實
 際ニツキ實地指導ヲ行ハシム講習會開催當初ヨリ今日迄ノ狀況左ノ如ク縣下二十九警察署管内ノ工場職工數並地理的關係ヨリシテ開催地ヲ十五ヶ所トシ六月
 ヨリ昭和十年三月迄ニ縣下ヲ一巡スルトトセリ

講習會開催日割

月別	講習開催地	聽講範圍	開催期間	講習開催地	聽講範圍	開催期間
六月	松本	松本署、鹽尻署管内	六月十四日ヨリ二十日迄七日間	飯田	飯田署管内	八月二十日ヨリ二十六日迄七日間
七月	岡谷	岡谷署管内	七月九日ヨリ二十八日迄二十日間	上田	上田署管内	七月十八日ヨリ二十四日迄七日間
八月	諏訪	上諏訪署管内	八月三日ヨリ十日迄八日間	赤穂	赤穂署管内	九月十八日ヨリ二十四日迄七日間
九月	小諸	小諸署管内	九月七日ヨリ十二日迄六日間	伊那	伊那、高遠署管内	十月十二日ヨリ十八日迄七日間
十月	白田	白田署、岩村田署管内	十月八日ヨリ十三日迄六日間	飯田、富草、和田署管内	未定	未定

月別	講習開催地	聽講範圍	開催期間	講習開催地	聽講範圍	開催期間
十一月	豊科	豊科、大町、池田署管内	未定	福島	福島署管内	未定
十二月	伊那	伊那、富野署管内	未定			
一月	須坂	須坂、長野署管内	未定			
二月	須坂	須坂署管内	未定			

講習會期間ハ大體一週間ナルモ工場數ノ多寡其ノ他ニヨリ一週間以上ニ亘ル場所モアリ一週間開催ノ際ニ於ケル時間割ハ左ノ如シ

日	時	講習内容	時間
第一日	自午前八時十分至同九時十分	開講式	自午前十一時十分至同十二時十分
第二日	自午前九時十分至同十時十分	講義	自午後二時十分至同三時十分
第三日	自午前九時十分至同十時十分	講義	自午後三時十分至同四時十分
第四日	自午前九時十分至同十時十分	講義	
第五日	自午前九時十分至同十時十分	實地指導	
第六日	自午前九時十分至同十時十分	實地指導	
第七日	自午前九時十分至同十時十分	實地指導	

一週間以上ニ亘ル場合ノ時間割ハ初メ三日間講義ヲナシ實地指導ニ付テハ工場數等ニ依リ分割シテ指導シツツアリ
 講師ハ左ノ三名ニシテ
 工場課長 橋爪清人
 衛生技師 畑昇
 榮養技手 漢那朝祥

講習會場ハ前表記載講習會開催場所轄署管内ニ於ケル可成廣キ炊事場ヲ有スル製絲工場ヲ充當ス尙本講習會開催ニ付テハ各警察署及同管内工場懇話會長野縣製
 絲業組合同支部モ協力シツツアリ
 六月ヨリ十月迄ノ講習會開催地ニ於ケル聽講者ハ左記ノ通りニシテ内出席日數其ノ他ニ依リ終了證書ヲ授與シツツアリ其ノ狀況左ノ如シ

松本	谷	岡	本
講習會開催地	講習會開催地	講習會開催地	講習會開催地
聽講者總數	聽講者總數	聽講者總數	聽講者總數
修了證書授與者數	修了證書授與者數	修了證書授與者數	修了證書授與者數
五二	二四	二〇〇	一一五

講習會開催地	聴講者總數	修了證書授與者數	講習會開催地	聴講者總數	修了證書授與者數
上 上 上	六二	四二	赤 穂	二八	二九
田 田 田	一八	一三	小 諸	一九	一九
子 子 子	二二	一九			一四

教材トシテハ「工場食改善ノ指針」ナル「パンフレット」ヲ使用シ製絲工場及三十人以上ノ製絲以外ノ工場ニ一部宛配付シ講習ニ持参セシム
 栄養技手一名採用ニ對スル經費豫算ハ左ノ通り

俸 給 八四〇圓 賞 與 八四圓 旅 費 六五〇圓 印刷費 三六四圓
 備品費 一二圓 消耗品費 一〇〇圓 雜 費 五〇圓 計 二、一〇〇圓

右ハ現在施行中ノ栄養改善運動狀況ノ概略ナルモ長野縣ニ於テ只一人ノ栄養技術者ヲ置クノミニテハ到底完全ナル改善ヲ爲スコト不能ナルヲ以テ縣下ノ工場中
 有力ナル工場ニハ専任栄養技術者採用方勸奨中ニテ既ニ之ヲ採用スル事ニ決定セル工場一ツアリ將來ハ數工場合同シテ之ヲ採用スルモノ相當存スル見込ナリ

工場食改善實地指導狀況

講習會ヲ開催スル一方工場ニ完全ナル實地指導ヲ行ヒテ其ノ效果ヲ調査シ業者ヲシテ其ノ實績ヲ如實ニ體得セシムルハ今後ノ改善實施上重要ナル意義ヲ有ス
 ルモ他府縣ニ行ハレタル例ヲ見ルニ或ハ其ノ指導期間極メテ短ク或ハ給食人員少數ニシテ調査ノ結果得ラレタル數字ニ統計ノ意義ヲ有セザルモノ等多クシテ遺
 憾ノ點多シ依テ本縣ニ於テハ比較的多數ノ職工ヲ使用スル工場ヲ撰ビテ一年間實地指導ヲ行ヒ他方土地ノ氣候工場設備職工ノ年齢構成等殆ンド同一條件ヲ有ス
 ルト思ハルル工場ヲ撰ビテ對照トシ調査ノ完整ヲ期セントセリ實地指導ヲ行ヒツツアル工場ハ上田市田中製絲株式會社ニシテ給食人員約七〇〇名ニシテ五月
 二十五日工場懇話會漢那那製絲技手ヲ派シテ左記標準ニヨル工場食ヲ給與スルト共ニ職工ニ對シテ給食指導ヲ行ヘリ

總カロリー 二、二五〇カロリー 蛋白質 六五—七〇瓦 主食ヨリ攝取スル熱量一、七三〇（七分搗三合五勺）
 指導當初ニ於テハ主食ハ白米四合ヲ使用スルモ漸次七分搗ニ改メ約一ヶ月後ニハ七分搗トナリ主食量モ漸減シテ三合五勺トナル、漢那技手三週間同工場ニ於テ

實地指導ヲ行ヘル後漢那製絲研究所ニ依頼シ衛生營養士ヲ同工場ニ滞在セシメ引續キ實地指導ヲ行ヒ今日ニ至ル
 調査ハ女工ノミヲ對照トシ六月中旬第一回健康診斷並ニ糞便検査ヲ行ヒテ寄生蟲ヲ驅除シ以後毎月健康診斷ヲ行ヒ體重胸圍身長體溫ヲ測定スルト同時ニ各月ニ
 發生セル罹病者ヲ記録ス、能率ニ關スル調査ハ製絲業ニ在リテハ原料ノ關係其ノ他ヨリシテ極メテ困難ニシテ果シテ調査シ得ルヤ否ヤハ日下不明ナリ
 對照工場ハ須坂町昭榮製絲株式會社ニシテ使用職工數四五〇名ナリ同工場ノ食事ハ何等ノ指導ヲ行ハズ六月中旬第一回健康診斷並寄生蟲驅除ヲ行ヒ以後隔月田
 中製絲株式會社ニ行ヘルト同様ノ調査ヲ進メツツアリ

大阪府

工場食ノ改良ト關立ノ懸賞募集

當府ノ附帶事業ニ關スル府下六十有餘ノ大工場ヲ以テ結成スル大阪府工場衛生研究會ニ於テ昭和六年以降工場食ノ改善ニ努力シ職工ノ健康保持並ニ之ガ増進
 ニ貢獻シ來タリタル所ナルガ昭和九年三月四日少額費用ヲ以テ而カモ營養價值豐富ナル職立ノ懸賞募集ヲ行ヒ工場ノ食料問題ニ關スル研究ト關心トヲ養フト共
 ニ向後ノ職立ニ對スル參考ニ資セントシタリ而シテ六十有餘ノ會員工場中募集ニ應ジタルモノ十六工場アリ

一、審 査

- 一、審 査 審査ニハ左記六項目ヲ斟酌シテ當選者ヲ決定シタリ
- イ、蛋白質量ノ豐富ナルベキコト
- ロ、動物性蛋白質ニ富ミ且朝食、夕食ニ適當ニ分配サルベキコト
- ハ、相當量ノカロリーヲ有スベキコト
- ニ、動、植物性ノ食品ノ配合ヲヨクシ、ビタミン等ノ豐富ナル食品ヲ多ク用ヒルコト
- ホ、材料並ニ料理法ニ變化アルベキコト
- ヘ、價格ノ低廉ナルベキコト

二、當 選 者

- 一 等 内海紡績株式會社尾崎工場 御 前 盛 吉 三 等 新興毛織株式會社中津工場 北 川 吾 五 郎
- 二 等 大日本紡績株式會社津守工場 川 東 時 男 三 等 大阪織物株式會社 荒 川 恒 高

三、共通の缺陷ト其ノ改良

審査ノ取得シタル共通の缺陷ヲ指摘シテ將來ノ職立ノ改良ニ供セシムル所アリタリ其ノ共通のナル缺點ニ付摘記セバ次ノ如シ
 イ、應募工場ノ職立ニ據レバ副食物ノ蛋白質含有量ハ昭和六年ニ於ケル調査當時ヨリハ概シテ増加ヲ示シツツアルモノ一週ニ二三日ハ抄ナキニ失スルモノ相當
 多數アリタリ元來動物性蛋白質源ハ日ニヨリテ相違アルコトナク又平均量ニ於テ所要量ニ達スルト云フニ非ズ日々適量ニ按排セラルベキモノナリ
 例示(應募 一職立中ニ含マル動物性蛋白質量)

第一日 二五・二瓦 第二日 一九・二瓦 第三日 三・四瓦 第四日 二二・三瓦 第五日 一三・九瓦
 第六日 八・三瓦 第七日 一四・七瓦

ロ、晝食ト夕食トノ動物性蛋白質量ノ配分ニ付テモ適當ナラザルモノ多ク一日ノ所要蛋白質一度ニ與フルヨリモ之ヲ二度ニ分チ配分スルヲ適當トスルモノ
 ナルニ拘ラズ連續のニ夕食ニ全然動物性食品ヲ含マザルモノ或ハ又極メテ少量ニ過ヤザルモノヲ發見シタリ

第五章 工場衛生

昭和四年以降榮養技術員ヲシテ各工場ニ臨檢セシメ實地指導ニ當ラシムルト共ニ昭和六年以降榮養講習會ヲ開催シ各工場ノ炊事係員ニ榮養ノ理論ト實際ニ關スル知識ノ涵養ニ努メタル結果其ノ實績相當見ルベキモノアリタルモ尙調理者ニシテ之ガ研究不充分ナリト認メラルモノアルニ鑑ミ本年ハ更ニ第四回講習會ヲ左記要綱ニ依リ開催セリ

イ、主催者 警視廳工場課 東京工場協會
ロ、開催日時及場所

會場別	期	日	時	會場別	期	日	時
青海町 府立第九高等女學校	自十月二十六日	三日間	自午後四時	龜戶町 日清紡績株式會社龜戶工場	自十一月十五日	三日間	自午後四時
八王子市 府立第四高等女學校	自十一月十二日	三日間	自午後四時	王子區堀船町 東洋紡績株式會社王子工場	自十一月十九日	三日間	自午後四時

ハ、準備 白布一枚、庖丁一丁、持參ノコト

ニ、講習會員 工場食ノ調理ニ直接從事スル者

ホ、會費 實習材料費トシテ一人ニツキ金五十錢

右ノ計畫ニ基キ豫定通り實施セルニ參加工場百十一、講習會員百三十九名ヲ數ヘ其ノ成績顯著ニシテ相當ノ效果ヲ收メタリ

二、工場ニ對スル特別改善指導狀況

管下各工場ニ於ケル工場食ノ給與狀況ハ未ダ改善ノ域ニ達セリト謂フヲ得ス仍テ一般工場主ニ對シ榮養食改善ノ意義ト效果ヲ知ラシムル目的ヲ以テ一ハ常時五百四十名ノ寄宿女工ヲ有スル紡績工場ト他ハ常時五百三十名ノ寄宿女工ヲ有スル紡績工場ノ二工場ニ對シ本年三月ヨリ同年十二月ニ至ル十ヶ月間ニ亘リ榮養技術員ヲ派遣シ工場食改善ノ實地指導ヲ行ヒタリ之ガ實績下記ノ如シ

イ、榮養改善ト罹病狀況

本改善ノ實施後ニ於テ工場食改善ト工場從業員ノ罹病狀況ヲ改善前後ヲ比較調査セルニ三日以上病氣ヲ爲メ缺勤セルモノノミニ就テ觀ルニ改善前ニ於ケル紡績工場ノ罹病狀況ハ十ヶ月ニ亘リ使用職工延人數十三萬一千六百四十名中罹病者二百十四名ニテ二・六・三%ニ當リ、紡績工場ニ於テハ使用職工延人數十三萬三千六百四十八名中罹病者二百七十三名、二・〇・四%ナリシガ改善後十ヶ月間ニ於ケル兩工場ノ罹病狀況ハ紡績工場ノ使用職工延人數十三萬二千二百名中罹病者八十二名(六%)、紡績工場ハ使用職工延人數十三萬四千六百八十六名中罹病者九十六名(七%)トナリ前者ハ改善前ニ比シ半減ヲ見後者ハ約三分

ノ一ノ著シキ罹病者ノ減少ヲ見タリ

ロ、榮養食改善ト經濟

本改善ニ際シテハ米價著シク騰貴シ爲メニ各工場ノ給食費膨脹ヲ來シタルモ兩工場ノ經費ハ率口低減ヲ示セリ
即チ紡績工場ニテハ改善前ノ一日一人當リ食費ハ二十錢ヲ下ラザル狀況ナリシモ改善後ハ十九錢五厘トナリ亦紡績工場ニアリテハ改善前ノ一日一人當リ食費ハ二十二錢一厘ナリシガ改善後ハ二十二錢ニ減シタリ改善期間中近年ニ無キ米價騰貴ニモ拘ラズ經費ノ膨脹ヲ來サザルノミカ反ツテ低下セルハ榮養學ノ合理的ナル獻立ヲ作成スルト共ニ經濟的ニモ考慮ヲ怠ラズ最モ經濟ニシテ榮養ニ適切ナル食品ヲ選擇シタル結果ナリ

ハ、榮養改善ト發育

紡績、紡績兩工場共其ノ職工ヲ年階別ニ見ルニ何レモ發育期ニアル女子ヲ使用セル爲メ工場食ノ適不適ガ之等年少女工ノ發育ニ及ホス影響大ナルヲ以テ此點ニ就キ如何ナル相異ヲ示スカラ特ニ注視セルニ何レモ女工ノ體重ハ年階ト共ニ順次増加シ順調ナル發育ヲシツツアリ
之ガ爲メハ榮養ニ適切ナル食品ヲ選擇シ調理方法ニ就キテモ養分ノ損失ヲ防グト共ニ味合ヲ美味ニシ從業員ノ通弊ナル嗜好ノ避ヲ矯正セシ結果ナリ
前述ノ如ク當時五十人以上ノ職工ヲ寄宿セシムル工場ノ給食狀態ハ漸次改善セラレ良好ナル成績ヲ收メツツアリ殊ニ改善工場ノ調理取扱者中ニハ工場食改善ノ急務ナルヲ自覺シ昨年十月東京工場食研究會ヲ組織セルガ其ノ擴大ト共ニ銳意工場食ノ研究ヲ努メツツアルハ洵ニ喜ブベキ現象ナリ

然シナカラ改善ニ着手セル工場ハ五十人以上ノ職工ヲ寄宿セシムル工場中百七十二工場ニ過ギズシテ管下給食工場數ヨリ比較スレバ甚ダ僅少ナリト云ハザルヲ得ズ故ニ今後給食工場全般ニ普及セシムルニハ從來ノ如ク單ニ獻立表ヲ配布シ又ハ短期間ノ講習會ニテハ改善ノ效果ヲ舉グルハ甚ダ至難ニシテ一般的ニ徹底普及セシムルニハ前記研究會ヲ指導誘掖シテ同會ヲ益々擴大セシムルト共ニ相當長期間ニ亘リ調理取扱者ニ對シ榮養並衛生的講習會ヲ開催シ右受講者ヲ各工場ニテ調理取扱者トシテ採用セシムルコトトスルニ於テハ普及ノ程度モ現在ヨリハ相當速カナルモノト思料セラル

三、八王子榮養食共同炊事組合狀況

給食者ノ僅少ナル小工場ニ於テハ從來ノ儘ニテハ到底改善不可能ト云フモ過言ニ非ザル狀態ナルニ鑑ミ此ノ現状ヲ打破シ食事改善ヲシテ普通ナラシムル目的ヲ以テ右小工場ヲ打ツテ一丸トシタル共同炊事場ノ設立方極力奨励シタル結果八王子市ニ一ヶ所是ガ設立ノ機運濃ルニ至レリ、昭和十年四月十二配給ニ着手スル計畫ノ下ニ具體化シツツアリ如上炊事場設立内容ヲ述ブレバ左ノ如シ

- 一、出資金一萬五千圓ハ配給工場全部ノ出資ニ因ルモノニシテ給食能力ハ一千五百名分内外ヲ紹介シ得ルモノナリ
- 一、本組合ハ警視廳工場課ノ指導監督ヲ受クルモノナリ
- 一、本組合ノ建物並ニ諸設備ハ警視廳ノ設計ニ基ク
- 一、食費ハ一日一人大二十三錢、小二十錢トス
- 一、本組合ハ左ノ職員ヲ置クモノトス

埼玉縣

昭和八年以來專任養士ヲ埼玉工業懇話會ニ當置シ各工場ノ炊事係ニ對シ二週間ヲ一期トシ榮養調理ノ實地指導ヲ爲サシムルト共ニ中小工場ニ對シテ共同炊事ニ依ル榮養食ノ普及ニ努メタル結果川口市外十八ヶ所ニ共同炊事場ノ實現ヲ見ルニ至リ尙ホ昭和十年中ニ於テ浦和市、忍町、幸手町、加須町、見玉町ノ五ヶ所ニ開設スベク目下建物建築中ニアリ尙ホ個人工場ニ於テ專任養士ヲ置キ榮養食實施中ノモノハ飯能町丸中織物株式會社外六工場ニシテ本縣ニ於ケル工場食ノ改善ハ漸次其ノ徹底ヲ見ルニ至ルベキ狀況ニアリ尙ホ縣下榮養食ノ現狀ハ左記ノ通りナリ

- 一、埼玉縣下ノ養食實施工場（共同配給所）ノ現況
 - イ、川口市前川榮養食共同配給所外十七ヶ所ノ共同施設ニ係ル配給所ト埼玉工業株式會社外八工場ノ榮養食實施工場トアリ尙ホ本年中ニ浦和、忍、幸手、加須、見玉ノ五ヶ所ニ開設スベク目下建物ノ建築中ニアリ
 - ロ、現在實施中ノモノヲ業種別ニ區分スレバ製絲二工場（八九六人）織物ノ二九二工場（六、九五六人）鑄物機械ノ二〇二工場（二、一九五人）組紐及織物加工ノ二工場（三二二人）ヲ主ナルモノトシ目下配給準備中ノ浦和（織物加工）忍、加須、（足袋及綿洋服幸手、見玉（織物及製絲）約二、六〇〇人ニ配給ノ見込ナリ
 - ハ、共同配給所ハ主トシテ職工二三十人位ヲ使用スル中小工場ヲ中心トシ共同出資ニ依ル施設ニシテ通例寄宿工ハ三食全部（年始盃盃盆其他ノ祝祭日ヲ除ク）通勤工ハ中食ノミヲ給食スルヲ常トス通勤工ノ食費負擔ハ全ク自辨ニ依ルモノト工場主ガ其ノ一部又ハ全部ヲ負擔スルモノトアリ
 - 共同配給所ハ寄宿職工ヲ收容スル工場ヲ中心トシテ行ハルルヲ常トスルモノ川口ノ鑄物及機械忍ノ足袋工場ハ通勤工ヲ中心トシテ行ハレツツアリ
 - ニ、本縣ノ各種工業中幼年女子ヲ最モ多ク寄宿ニ收容スル織物工場ノ全職工數ハ八、六四一人ニシテ其ノ大部分六、九五六人ハ工場食ノ改善ヲ了シ川口市地方ノ鑄物及機械（目下第三配給所設置計劃中）忍加須地方ノ足袋及洋服裁縫工場ノ食事も其過半數ヲ改善セララルル見込ナリ
 - ホ、尙ホ今後ハ織物ニ次ク保護職工ヲ寄宿舍ニ收容スル製絲工場ノ食事改善ニ着手スベク計劃中ニアリ
- 二、榮養食共同配給施設ノ實施經過
 - イ、所謂住込住居セ條件トシ職工ヲ雇傭スル機械織物等ノ職工ハ所謂中小工場多ク之等ノ工場ハ何レモ幼年子女ヲ寄宿舍ニ收容シ年期契約前借金制度ノ下ニ職工ヲ縛束シ勞働ヲ強化スル傾向アルノミナラズ其ノ給與スル食事ハ頗ル粗惡ニシテ成育期ニアル幼年工ノ榮養ヲ充スニ不十分ナル嫌疑アリ保健衛生上寒心スベキ狀態ニアリ單純ニ勞働時間ノ延長ガ生産能率増進上唯一ノ手段ナルガ如ク思惟シツツアル工場主ニ職工ノ健康ガ如何ニ能率ニ影響アルヤヲ自覺セシ

ムルニ一助トモナルベキヲ以テ各地方毎ニ榮養食講習會ヲ開催シ榮養知識ノ普及ニ努メタルモ單ニ理論ヲ會得スルニ止マリ調理材料ノ多種多樣ナルト調理方法ノ繁雜ナルトニ依リ實際ニ應用スルモノ極メテ稀ナルニ鑑ミ實際的效果ヲ齎スベキ手段トシテ榮養士ヲ二週間ヲ一期トシテ工場ニ住込マシメ炊事係ヲ實地ニ指導教育シタル結果指導工場ニ於ケル食事ノ改善ハ其ノ緒ニツケルモ食事ノ改善ヲ最モ急務トスル中小織物工場ノ食事ハ食費ノ増加ヲ虞ルル工場主ガ容易ニ賛成セザルノミナラズ指導方法及指導者ヲ得ルニ困難ナリシ爲實施上支障アリテ普及セザルニ鑑ミ共同炊事ノ方法ニ依リ普及スルヲ捷徑ナリト思料シ研究ヲ重ネタル結果現在各工場共十五六人位ノ職工ニ對シ一人ノ炊婦ヲシテ擔任セシメ調理材料等モ相當高價ニシテ之ヲ共同炊事ニ變更スルニ於テハ人件費燃料費主副食料ニ於テ著シク節約シ榮養士ノ俸給ヲ支拂ヒ專任セシムルモ食費ヲ増加セザルノミナラズ從來ニ比シ豐富ナル榮養アリ且ツ魚肉ヲ使用シテ美味ナル調理ヲナシ得ル見込立チタルヲ以テ之ヲ實地ニ示スベク川口市前川（從來最モ食事ノ粗惡ニシテ織物工場ノ集團地）ニ於テ共同炊事ヲ一ヶ月間ニ涉リ實施シタル結果

食事ニ對スル甲乙工場ノ優劣ニ對スル從業員ノ不平不滿ヲ除キ
 食費ハ反テ減少シ副食物ニ對スル主婦ノ苦心ヲ除キ
 從業員ノ健康増進シ（特ニ體重ノ増加）且ツ副食物ノ變化（各食毎ニ）ガ非常ナル歡迎ヲ受ケ
 從來ノ炊婦ハ之ヲ作業（工場ノ）ニ使用シ得タリ
 困難ト認メ居リタル共同炊事が豫想ニ反シ比較的容易ナリシコト
 以上ノ如ク經濟的利益ト從業ニ好影響ヲ及ボシタルニ鑑ミ愈永久的共同炊事施設ヲ實行スルコトニ決定昭和八年七月二十八日川口市前川榮養食配給所ノ開設ヲ見ルニ至レリ

ロ、前川共同配給所開設當時ノ實績ニ徴シ共同炊事ニ對スル不平不滿ヲ生シ事業ノ進行上支障アリタル事例ヲ舉グレバ左ノ如シ

從業員

榮養食ハ從來ノ食事ニ比シ脂肪濃厚ニシテ主食（七分搗）ノ變化及習慣ト相違セル爲メ趣味嗜好ト一致セザルコト（從來主食ニ主キヲ置タル結果喫食量多ク一人一日ニ付四合三勺位ノ主食（米）ヲ榮養食ニ於テハ副食ニ主キヲ置キ主食ヲ一人一日ニ付三合八勺位ニ減少セル爲メ空腹ヲ訴フ
 （以上ハ實施數ヶ月後ニ於テハ榮養知識ノ普及ニ依リ偏食ヲ矯正セラレ又調理上習慣食ヲ重視改善シタルト多食ノ習慣ガ矯正セラレタルトニ依リ不平ナキニ至ル）

榮養士ガ單ニ榮養ノミヲ重視シ味覺ヲ無視セルコト
 工場主側
 食事ノ配給ニ對スル工場ニ依リ遲速アリ且ツ配給量ニ甲乙アルコト
 會計々理ガ公明ナラズ配給所ノ理事者ガ獨斷專行ニ流ルルコト

工場に依り食費ヲ濶納スルモノアリタルコト

(以上ハ毎月一回組合員タル工場主ノ會合ヲ毎月一回開催シ不平等ヲ稱シ一切ノ不平不滿ヲ忌彈ナク開陳シ組合員共通ノ弊害ハ之ヲ矯正シ個人的自我ニ基クモノハ事由ヲ疎明シテ了解反省ヲ求メタル結果不平不滿ヲ一掃シテ共同炊事ヲ謳歌スルニ至ル)

以上ノ實績ニ鑑ミ之ヲ全縣下ニ普及シ工場食ノ改善ニ邁進シ得ルノ確信ヲ得タルヲ以テ中小工場ノ集團地工場主ニ對シ前記前川配給所ノ視察見學ヲ行ハシメタル所各地ニ於テモ従業員ノ健康増進産業能率及精神的ニモ好影響アリ且ツ經濟的有利ナルヲ自覺シ進テ之ヲ實施スルノ氣運ニ向ヒ現在ノ如ク普及發達スルニ至リタルモノナリ

尙ホ本縣ノ事例ニ徴シ共同配給所ハ其ノ組合ニ於ケル配給人員ガ一日ニ付三百人以上ニ達セザレバ人件費(主トシテ榮養士ノ俸給ガ月六十五圓以上ト限定セラルル爲)ニ支配セラレ經濟的ニモ感情的ニモ(織物工場等ニ於テ優秀ナル技術ヲ有シ勤続三十年位ノ職長級ガ月四十五圓ナルニ比シ甚シク榮養士ガ高給ト思惟シツツアリ)其ノ存續ヲ危殆ナラシムルノミナラズ普及性ヲ措止スル狀態ニアリ工場食ノ改善上支障アルニ鑑ミ榮養食調理人榮養ノ必要ヲ痛感シ昭和九年九月三十日ヨリ高等小學卒業者ニシテ工場食ノ調理ニ一年以上經驗アル者ニ對シ榮養理論ト調理ノ實際ニ關シ壹ヶ月間ニ涉リ講習ヲ行ヒ該講習修了者ヲシテ小規模ナル共同配給所ノ調理ヲ擔任セシムルコトトシタル結果現在ニアリテハ百五十人位ヲ單位トスル共同炊事場維持ヲ可能トスルニ至レリ縣下ノ共同配給所ハ夫々創設ノ經過ヲ異ニシ物品ノ購入維持方法衛生設備等ニ長短アリ且ツ相互連絡ヲ缺クル所アルヲ以テ相互啓發ニ依ル採長補短ヲ目的トスル聯合會ヲ組織スベク組合長會議ヲ開催シ、各種衛生施設、榮養食共同配給所改善ニ關スル意見配給所従業員ノ所遇等ニ付協議シ且ツ聯合會組織ヲ決定セリ

以上ノ如ク本縣ニ於テハ榮養食共同配給所ハ漸次其ノ基礎ヲ確立シ普及及徹底ノ狀勢ニアリ從來食事ノ改善ヲ急務トセラレタル織物擔絲其ノ他中小工場ニ於ケル工場食ハ劃期的改善ヲ實現スベキ狀況ニアリ

三、従業員ニ及ボセル影響

イ、身體的影響ノ主ナル事項

別紙調査表ノ如ク體重身長胸圍著シク増進シ罹病率殊ニ呼吸器疾患、消化器疾患、脚氣等ニ於テ顯著ナル罹患者ノ減少ヲ來シ一般ニ血色良好トナリタルヲ認ム尙ホ前記組合長會議ノ際身體的影響ニ關スル報告中主ナルモノヲ擧グレバ左ノ如シ
例一、川口テハ徒弟ハ三食通勤職工ハ辨當丈ケ喰ヘルノガ普通テスガ從來氣候風土ノ關係カ又作業場ガ常ニ濕メツテ居ル關係カ春カラ夏ニカケテ脚氣ト胃腸患者ガ多ク殊ニ脚氣テハ惱マサレ徒弟ナドハ特ニ土地ガ變ル爲カ一月二月モ休ム者ガ一工場ニ三人モ四人モアリマシテ工場テモ困ツテ居リマシタガ榮養食ヲ始メテカラ一人ノ脚氣モナクナリ胃腸患者モ激減シ缺勤者ガ減少シタ爲ニ工場能率ニ非常ナ好結果ヲ來シテ居リマス
例二、川越地方ノ織物工場ノ女工サン達ハ何レモ月經異狀ヲ來シテ居タダソウテスガ榮養食實施以來共同配給所ヲ中心トシテ體育運動モヤツテ居ルノテ榮養食許リノ效果ト即斷ハ出來マセンガ月經ガ正狀ニナツタト喜ンテ居リマス

例三、小鹿野テハ從來租食テ多食ノ習慣アリマシタノテ女工サン達ハ榮養食配給以來「オイシイ」「ガ」「ヒモジイ」ト空腹ヲ訴ヘ配給量ノ不足ヲ訴ヘ乍ラ體重ヲ量テミマスト從來ニ比シ全部ガ増加シ疾病モ非常ニ減少致シマシタ
例四、小川テハ從來職工ノ食事量ガ一定シマセンテ困テ居タノテスガ夫レハ「ウマイ」物ダト「ウント」喰ベ「マズイ」物ダト願ズ、汁ナド肉テモ入レルト先ニ喰ヘル者ガ皆ナ拘テ喰ベテ仕舞フト云フ様ニ食事ノ量ガ副食物ノ如何ニ依リマシテ増減ガアリ隨分無駄ニナツタモノテスガ配給所カラハ一定量シカ配給サレマセンシ夫々一人宛ツ分配シテカラ喰ベサセルノテ此ノ缺點ヲ除カレマシタ從テ一定量ニ限ラレテ居リマスノテ胃腸患者ガ大變ニ少クナリ感冒モ激減致シマシタ

ロ、精神的影响

従業員ノ健康ニ懸念スル工場主ノ好意的施設ニ感激シ

從來ノ工場食ニ比シ總體的ニ美味ニシテ副食物ニ變化アルノミナラズ三度共温キ食事ヲ與ラルルコト

副食物ニ變化アルヲ以テ副食物ニ興味ヲ感シ工場従業員(寄宿工トシテ)唯一ノ樂シミナル食事ニ對スル慰樂ヲ増シタルコト

各工場共通ノ食事ヲ支給スルヲ以テ職工間甲乙工場ニ於ケル食事優劣ニ對スル批評不平ナキニ至リタルコト

四、工場ノ經濟及作業能率ニ對スル影響

一、別紙調査表ノ如ク米穀野菜味噌油等總テ市價ニ比シ著シク廉價ニ購入シ得ルノミナラズ人件費(炊婦)ヲ省キ本縣ノ實例ニ徴シ一日ニ付二錢乃至三錢ヲ減少シ得ルコト

一、食事ノ榮養量増加ニ依リ従業員ノ健康ヲ増進シ缺勤率減少シ明朗快活トナル結果製品及作業能率ニ好影響アルコト

榮養食共同配給所ノ創設費ハ概ネ工場主ノ負擔トナラズ空依空樽等ノ廢物ニ依リ償却(調査表備考ニ詳記ス)セラルルコト

一、共同配給所ヲ中心トシテ各種施設行ハレ同業者相互ノ聯絡親睦ヲ密ニシ相互啓發ニ資シ得ルコト

一、工場主婦ノ副食物ニ對スル日常ノ苦心ヲ除キ得ルコト

五、榮養食共同配給所ノ長短ニ對スル意見

共同配給所ノ設置ニ依リ工場主ノ負擔ヲ増加セズシテ最モ劣惡ナル中小工場ノ工場食ヲ改善シ得ルガ故ニ榮養食ノ共同炊事ハ工場食改善上捷徑ニシテ確實ニ履行セラルルヲ特徴トシ従業員ノ健康増進ハ延テ産業能率ニ好影響ヲ齎シ産業ノ發展ト一致スルヲ以テ今後普及ノ可能性アルモノト思料ス

尙ホ本縣下各配給所ノ實例ニ徴シ組合員中食費ヲ濶納シ或ハ理事者ノ專斷ハ組合員ノ感情的衝突ヲ招來シ榮養食其モノノ實質ヲ離レ事業ノ進行ヲ危殆ナラシムル事アルヲ以テ共同炊事ニ付テハ組合員相互ノ緊密ナル協力ヲ必要トスルモノト認ム

個人工場ニ於ケル栄養食實施調

工場名	業種	職工數		計	工場名	業種	職工數		計
		男	女				男	女	
埼玉工業株式会社	織物加工	54	131	185	平仙リース工場	織物加工	1	131	144
松本製組株式会社	製組(ゴム)	31	137	168	武蔵製織株式会社	織物	15	49	64
石川組川越製絲所	製絲	36	377	413	坂善織物工場	同	86	137	223
丸中織物株式会社	織物	1	130	141	橋館製絲場	製絲	58	424	482
平仙織物株式会社	同	10	79	89	計	工場數九	314	1,595	1,909

備考 △印ハ佐伯博士經營ノ栄養學校ヲ卒業セル栄養士其ノ他ハ埼玉工業懇話會ニ於テ養成セル指導者ヲ專任トシテ常置シ之ガ指導監督ノ下ニ調理ス
 栄養改善實績表 保健上ニ及ホセル影響 (體重)

名前	前	後	増加量	對照工	比較	検査人員	男		女	
							前	後	前	後
前川	47.5kg	53.8kg	6.3kg	101.1kg	47.5kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
入川	46.7kg	53.4kg	6.7kg	101.1kg	46.7kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
與野	49.3kg	53.8kg	4.5kg	101.1kg	49.3kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
川越	47.5kg	53.8kg	6.3kg	101.1kg	47.5kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
飯能	49.3kg	53.8kg	4.5kg	101.1kg	49.3kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
豊岡	47.5kg	53.8kg	6.3kg	101.1kg	47.5kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
越生	49.3kg	53.8kg	4.5kg	101.1kg	49.3kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
所澤	47.5kg	53.8kg	6.3kg	101.1kg	47.5kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
元治	49.3kg	53.8kg	4.5kg	101.1kg	49.3kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
西秩	47.5kg	53.8kg	6.3kg	101.1kg	47.5kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66
平均	48.6kg	53.3kg	4.7kg	101.1kg	48.6kg	110	49.0	46.6	1.87	2.66

備考 對照工トハ栄養食ヲ給與セザル工場ヲ同一ノ生活状態ニアルモノニツイテノ調査ナリ

改善前ニ於ケル男工ノ平均體重ハ四八・六〇Kgニシテ改善一ヶ年後ニ於テハ五二・三三Kgトナリ即チ三・七三Kgノ増加ヲ示シタリ之ヲ對照工ノ平均増加量一・〇二Kgニ比スレバ其ノ差ハ二・七一Kgトナル
 改善前ニ於ケル女工ノ平均體重ハ四一・九〇Kgニシテ改善一ヶ年後ニ於テハ四六・〇六Kgトナリ即チ四・一六Kgノ増加ヲ示シタリ、之ヲ對照工ノ平均増加量一・八七Kgニ比スレバ其ノ差ハ二・二九Kgトナル
 以上ノ趨勢ヨリ考察スルニ顯著ナル體重ノ増加ヲ示シタルヲ知ル
 栄養改善實績表 (身長)

名前	前	後	増加量	對照工	比較	検査人員	男		女	
							前	後	前	後
前川	153.5cm	154.6cm	1.1cm	108.4cm	153.5cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
入川	151.1cm	154.1cm	3.0cm	108.4cm	151.1cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
與野	150.4cm	154.5cm	4.1cm	108.4cm	150.4cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
川越	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
飯能	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
豊岡	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
越生	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
所澤	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
元治	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
西秩	151.3cm	154.9cm	3.6cm	108.4cm	151.3cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm
平均	153.0cm	154.9cm	1.9cm	108.4cm	153.0cm	11	153.5	154.3	0.8cm	1.3cm

備考 改善前ニ於ケル男工ノ平均身長ハ一五三・〇cmニシテ改善後一ヶ年ニ於テハ一五四・九cmトナリ即チ一・九cmノ増加ヲ示セリ、之ヲ對照工ノ平均増加量一・〇八cmニ比スレバ其ノ差ハ一・一cmトナル

改善前ニ於ケル女工ノ平均身長ハ一四四・三cmニシテ改善後一ヶ年ニ於テハ一四六・三cmトナリ即チ二・〇cmノ増加ヲ示シタリ、之ヲ對照工ノ平均増加量一・一七cmニ比スレバ其ノ差ハ一・〇cmトナル

第五章 工場衛生

量〇・七cmニ比スレバ其ノ差〇・一・三cmトナル
以上成績ノ示ス如ク著明ナル身長ノ増加ヲ見タリ

栄養改善実績表

(胸圍)

名	男		女	
	栄養食前	栄養食後	栄養食前	栄養食後
前川	八〇・四	八三・九	七〇・八	七四・六
入川	八〇・二	八三・四	七一・〇	七四・二
與野	七九・一	八一・〇	七一・四	七三・六
川越	七七・二	七九・四	七二・〇	七三・九
飯能	八二・一	八二・六	七〇・三	七二・四
川口	八五・五	八六・七	六九・三	七〇・八
豐岡	七〇・二	七三・二	六八・二	六九・三
越生	六九・五	七二・一	六八・五	六九・八
所澤	八一・二	八三・〇	六八・五	七〇・四
元治	八一・五	八二・三	六九・八	七二・七
西秩	八〇・二	八一・四	六四・三	六六・四
平均	七八・八	八〇・八	六九・〇	七一・七
増				
加				
検査人員				
減少数				
減少率				

栄養改善実績 (罹病)

名	男		女	
	經過日数	消化器病	呼吸器病	脚氣
前川	一ヶ年	一四三人	一人	一人
入川	一ヶ年	四三人	一人	一人
與野	一ヶ年	一四三人	一人	一人
川越	一ヶ年	一四三人	一人	一人
飯能	一ヶ年	一四三人	一人	一人
川口	一ヶ年	一四三人	一人	一人
豐岡	一ヶ年	一四三人	一人	一人
越生	一ヶ年	一四三人	一人	一人
所澤	一ヶ年	一四三人	一人	一人
元治	一ヶ年	一四三人	一人	一人
西秩	一ヶ年	一四三人	一人	一人
平均	一ヶ年	一四三人	一人	一人
検査人員				
減少数				
減少率				

名	共同炊事開始前	共同炊事開始後	増(△)減(○)	名	共同炊事開始前	共同炊事開始後	増(△)減(○)
前川	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
入川	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
與野	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
川越	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
飯能	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
川口	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
豐岡	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
越生	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
所澤	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
元治	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
西秩	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七
平均	一七・二〇	一五・一三	△二・〇七	神	一八・六四	一六・〇七	△二・五七

備考 右ハ改善前一ヶ年間ト改善後一ヶ年間ノ罹病者ヲ調査比較シタルモノニシテ著シク改善サレタルヲ示ス
即チ消化器疾患ニ於テハ平均減少率五九・〇・五%呼吸器疾患ニ於テハ七〇・二七%脚氣ニ於テハ八九・六八%神経系疾患ニ於テハ七四・六〇%感冒ニ於テハ六五・一五%總平均六七・〇七%ノ減少ヲ見タリ
以上ノ成績ヨリ考察スルニ栄養法ノ變換ガ疾病ノ治癒進ンテ體質ノ改善充實ニ重大ナル關係ヲ有スル事ハ明カナリ
栄養食實施ニ依ル食費増減調 (昭和九年十月現在調査)

名稱	共同炊事開始前	共同炊事開始後	増(△)減(○)	名稱	共同炊事開始前	共同炊事開始後	増(△)減(○)
入間川	一六・三二	一四・八九	△	豐岡	一七・二〇	一六・一二	△
與野	二〇・一〇	一八・六八	△	越生	一八・一六	一七・一二	△
川越	一九・七五	一六・一二	△	小野	一九・六八	一七・六二	△
飯能	一八・二〇	一六・六〇	△	鹿野	一五・八六	一四・六一	△
川口	三〇・〇〇	一七・〇〇	△	平均	一九・二〇	一六・三六	△

備考 實施前ノ食費ハ工場主ノ申告ヲ集計平均セルモノナリ、本表ハ人件費(炊婦)燃料其ノ他食事に要シタル一切ノ費用計上セルモノニシテ一人一日ノ食費トシ其ノ單位ハ錢トス

調理材料ノ市價比較表

(昭和九年十月十五日現在調)

品名	單位	川口第一榮養配給所		所澤榮養配給所
		市價	配給所買入値段	
馬鈴薯	貫匁	一五・五	一八・八	一六・六
芋	貫匁	二六	一八	一八
里芋	貫匁	二二	一三	一七
甘藷	貫匁	三〇	二〇	二二
大豆	升	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
豚肉	升	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
干鰯	升	一、〇〇〇	七、五〇	二、〇〇〇
魚粉	升	三、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇
鶏卵	枚	二、五	一、五	二、二
豆油	升	一、六	一、四	一、六
油	升	二、五	一、五	二、二
ガソリン	升	三、三	一、八	三、二

愛媛縣

備考 本調査副食物中主ナルモノノミヲ東京市ニ接近セル川口市及農村ニ近接セル所澤町ノ二ヶ所ニ付調査セリ

主食米調査状況

縣下代表工場七十二就キ攝取養量ヲ調査セシ處其ノ主食物ノ熱量ハ副食物ノ約八倍弱、蛋白質ハ其ノ二倍ヲ供給シツツアリ、尙食費ニ就キ調査スルニ經費ノ七割ハ主食ニ充當セラレツツアリ

昭和八年中ニ於ケル本縣工場従業員ノ脚氣患者數ハ三五四名ニシテ罹病百分率ハ約一・二一ノ比較的高率ヲ示シタリ、依ツテ之等脚氣患者ノ撲滅ヲ期セムガ爲工場食ノ實地指導ト合モ寄宿舎ヲ有スル主要工場ニ就キ調査シタルニ其ノ結果ハ次ノ如シ

(1) 米麥使用別狀況及麥ノ混合割合

從來工場ノ使用主食米ハ白米ガ相當多ク從ツテ脚氣患者ノ多數發生スルモ又當然ニシテ最近之ガ對策ニ就テハ何レモ腐心シツツアリ

第一表 米麥使用別狀況

區別	工場數	調査工場ニ對スル%	備考
白米ノミ使用	一四	一五・二二	白米ト麥混合工場中
白米並ニ麥ノ混用	六二	六七・三九	平麥使用工場
七分搗米使用	三	三・二六	丸麥使用工場

(2) 主食給與量

比較的副食物良好ト認めラレル工場ニ於テハ主食攝取量ハ少量ナルモ之ニ反シ一日六合以上ヲ攝取スルガ如キ工場ニ於ケル副食物ハ概シテ良好ナラザルモノ多キヲ認メタリ

調査工場中平均一日一人當リノ攝取主食量ヲ示セバ第二表ノ如シ

第二表

區別	工場數	調査工場ニ對スル%	備考	區別	工場數	調査工場ニ對スル%
五合以下	三二	四三・八	一	五合以下	二四	三二・八
四合以下	六	八・三	一	四合以下	一一	五・三
三合以下	一	一一	一	三合以下	一一	五・九

第一表 副食物養量ノ比較

工場名	成分別	一日平均攝取量			一日平均食費額		
		朝食	中食	夕食	平均	最高	最低
絹織工場	蛋白質量	7.1	1.3	1.2	9.6	11.0	8.2
	脂肪量	6.6	1.3	1.1	9.0	10.4	7.6
製絲A工場	蛋白質量	7.1	1.3	1.2	9.6	11.0	8.2
	脂肪量	6.6	1.3	1.1	9.0	10.4	7.6
製絲B工場	蛋白質量	8.3	1.3	1.2	10.8	12.2	9.4
	脂肪量	7.9	1.3	1.1	10.4	11.8	9.0

第二表 動物性食品給與状況比較

工場名	成分別	一日平均攝取量			一日平均食費額		
		朝食	中食	夕食	平均	最高	最低
絹織工場	蛋白質量	2.9	1.3	1.2	5.4	6.2	4.6
	脂肪量	2.3	1.3	1.1	4.7	5.5	3.9
製絲A工場	蛋白質量	2.9	1.3	1.2	5.4	6.2	4.6
	脂肪量	2.3	1.3	1.1	4.7	5.5	3.9
製絲B工場	蛋白質量	3.6	1.3	1.2	6.1	7.0	5.3
	脂肪量	3.1	1.3	1.1	5.5	6.4	4.7

第三表 各種食品給與回数及其ノ成分量比較

工場名	種類	一日平均給與回数			一日平均成分量		
		朝食	中食	夕食	平均	最高	最低
絹織工場	大豆類	1.0	1.3	1.2	1.1	1.4	0.8
	豆加工品	0.5	0.7	0.6	0.6	0.8	0.4
製絲A工場	大豆類	1.0	1.3	1.2	1.1	1.4	0.8
	豆加工品	0.5	0.7	0.6	0.6	0.8	0.4
製絲B工場	大豆類	1.4	1.6	1.5	1.5	1.8	1.2
	豆加工品	0.7	0.9	0.8	0.8	1.0	0.6

第一表 副食物養量ノ比較

工場名	成分別	一日平均攝取量			一日平均食費額		
		朝食	中食	夕食	平均	最高	最低
場	蛋白質量	5.0	1.1	1.0	7.1	8.1	6.1
	脂肪量	4.8	1.1	0.9	6.7	7.7	5.7
製絲A工場	蛋白質量	5.0	1.1	1.0	7.1	8.1	6.1
	脂肪量	4.8	1.1	0.9	6.7	7.7	5.7
製絲B工場	蛋白質量	3.5	1.1	1.0	5.6	6.6	4.6
	脂肪量	3.4	1.1	0.9	5.4	6.4	4.4

岡山縣

職工食費及炊事夫調

業種別	調査性別	一日平均食費			一日一人當り食費額		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均
紡績業	男	6.7	3.2	4.5	11.0	7.0	8.5
	女	4.7	2.2	3.0	7.0	4.0	5.0
製絲業	男	5.8	3.0	4.0	9.0	5.0	6.5
	女	3.8	2.0	2.8	6.0	3.0	4.0
織物業	男	3.8	2.0	2.8	6.0	3.0	4.0
	女	2.8	1.5	2.0	4.5	2.5	3.0

業種別	調査工場数	性別	一日一回ノ食事人員	炊事夫數	食事人員ニ對スル炊事夫千分率			一日一人當リ食費額			一日一人當リ食費徴收額		
					平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
業種別	調査工場数	性別	一日一回ノ食事人員	炊事夫數	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
燃 絲 業	三	女男	二七	三	三・七三	九・九〇	四・四四	三・五〇	三・〇〇	三・〇〇	一・九〇	三・〇〇	一・八〇
染色整理其他ノ加工業	二	女男	一七	三	二・二二	四・六六	一・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	一・八〇	三・〇〇	一・八〇
人造絹絲業	一	女男	九	一〇	二・二二	四・六六	一・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	一・八〇	三・〇〇	一・八〇
護 謨 製 造 業	一	女男	四	一	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・九〇	三・〇〇	一・八〇
雜工場ノ雜業	九	女男	七三	一五	二・五〇	三・三三	一・六八	二・八〇	二・八〇	一・八〇	二・九〇	三・〇〇	一・八〇
合 計 (平均)	八一	女男	二〇九	九四	二・九一	四・〇〇	一・六八	二・八七	二・八〇	一・八〇	二・九一	三・〇〇	一・八〇

福 井 縣

本年縣衛生課ニ於テ榮養技手ヲ設置シタルヲ以テ衛生課ト協力榮養改善ノ爲着々準備ヲ急ギツ、アリ
 本年賄費ニ對スル職工ノ負擔額ヲ調査シタルニ一日十二錢以上二十錢未滿ヲ徵スルモノ二三〇工場第一位ニシテ十錢以上十五錢未滿ハ一五〇工場ノ第二位ナリ
 併シ大體ニ於テ女工ハ男工ヨリ三錢乃至五錢安ノ負擔ヲ爲サシメ居レルモ食費一日ノ實費大體二十五、六錢ニシテ主食物ハ白米ノミノ多量ナルモ二位位ノ
 麥飯トスルモノ相當アリ

寄宿職工負擔額 (昭和九年)

業種別	性別	一日一人當 食 費			一日一人當 薪 具 料
		十錢未滿	十五錢以上 二十錢未滿	二十錢以上 二十五錢未滿	
製 絲 業	女男				
紡 績 業	女男				
織 造 業	女男				
絹 織 業	女男				
綿 織 業	女男				
麻 織 業	女男				
染色整理其他ノ加工業	女男				
人造絹絲業	女男				
護 謨 製 造 業	女男				
雜工場ノ雜業	女男				
合 計	女男				

岐 阜 縣

工場従業員ノ保健上至大ナル關係ヲ有スル榮養改善ニ關シテハ從前ニ引續キ榮養技術員ヲシテ指導改善ニ當ラシメツツアリ
 之ガ實施ニ就テハ炊事主務者ニ對シテハ榮養研究會或ハ改善座談會ノ開催ニ依ル榮養智識ノ啓發喚起ト共ニ其ノ自覺ヲ促シテ不斷ニ獻立ノ改善向上ヲ期スルト
 共ニ、工場巡視ニ依ル給食ノ調査指導或ハ安全週間ニ於ケル指定榮養獻立ノ一齊實施其ノ他講習會ノ開催、刊行物ノ配付等工場ノ大小及ビ地方ノ實情ニ即シ夫
 々指導對策ヲ講ジ更ニ講演會、活動寫眞會、實地指導等ニ依リ従業員ニ對スル榮養食認識ノ普及、炊事員ニ對スル榮養教育、調理ノ合理化等榮養改善ノ實際化

第五章 工場衛生

業種別	性別	一日一人當 食 費			一日一人當 薪 具 料
		十錢未滿	十五錢以上 二十錢未滿	二十錢以上 二十五錢未滿	
製 絲 業	女男				
紡 績 業	女男				
織 造 業	女男				
絹 織 業	女男				
綿 織 業	女男				
麻 織 業	女男				
染色整理其他ノ加工業	女男				
人造絹絲業	女男				
護 謨 製 造 業	女男				
雜工場ノ雜業	女男				
合 計	女男				

ヲ期シツアリ

大工場炊事係員ノ工場營養研究会ハ逐次良好ナル成績ヲ舉ゲ本年度ヨリ年四回ノ定期研究会ヲ開催シテ一層ニ研究ニ努メ居レリ
今昭和十年二月岐阜市日本毛織紡績株式會社内ニ開催セル工場營養研究会研究項目ヲ示セバ左ノ如シ

- 一、工場食糧立作製ニ關スル件
 - A 主食物ノ無砂七分搗米或ハ胚芽米ノ使用
 - B 女子従業員一日ノ榮養量ヲ蛋白質約七〇瓦温量二、二〇〇カロリー前後ヲ標準トスルコト
 - C 動物性食品ノ適量ノ使用
 - D 無機質ビタミンノ配率
 - 二、榮養智識普及ニ關スル件
 - A 食品營養ニ關スル智識ノ普及
 - B 偏食ノ矯正
 - C 咀嚼ノ勵行
 - 三、炊事教育ニ關スル件
 - A 榮養食調理ノ科學的研究 (經濟、嗜好、簡易)
 - B 炊事個人上ノ衛生、清潔
 - C 食品ノ鑑別
 - 四、炊事場ノ施設改善ニ關スル件
 - A 調理用具ノ改善合理化
 - B 衛生施設ノ完備 (採光、通風、下水、防蠅)
- 次ニ中小工場ニ於ケル榮養改善施設トシテハ労働條件ノ適正化ト相俟テ集團地ニ於ケル共同炊事計畫ハ昨年度報告セル所ナルガソノ結果本年度ニ左ノ二共同炊事場ノ設置ヲ見テ從來惠マレザリシ中小工場従業員保健上良好ナル成績ヲ舉ゲ其ノ成績ノ影響ハ從來ノ如ク督勵ヲ俟ズシテ自發的ニ之ガ設置ノ計畫ヲ進メツツアルモノ尙數地方アルノ狀況ナリ

昭和九年度設置セラレタル二共同炊事場ノ概況

種別名稱	種別名稱
鏡島共同炊事組合	鏡島共同炊事組合
岐阜機業炊事共同組合	岐阜機業炊事共同組合

設立場所	設立年月日	組合ノ區域	組合員ノ業態及數	事業ノ概況	組合役員數	從業員數	經費徵收額	食費徵收額	經營ノ概況
稲葉郡鏡島村市場	昭和九年三月一日	鏡島村一圓トス	工業(織物、撚絲)九六名	二二六口 イ、出資口數 四五千二百二十圓 ロ、出資金 二千二百六十圓 ハ、出資金拂込高 二千五百圓 ニ、其他(借入金) 二千五百圓	組合長 一名 副組合長 二名 理事 二名 監事 二名 榮養委員 三名 庶務委員 三名 會計委員 二名 計 一三名	炊事係員 二名 炊夫兼配達夫 一四名 計 一六名	一人一日額 二十錢 (物價ノ高低ニヨリ變更) (スルモノトス)	現在食費內課 イ、主食費 十二錢一厘五毛 ロ、副食費 三錢九厘 ハ、人件費 一錢六厘二毛 ニ、燃料費 八厘一毛 ホ、雜費 八厘七毛	白米七分平麥三分ノ混合飯ヲ一人一日ノ定量五合トス 獻立ハ縣榮養技手ノ指導ノ下ニ榮養本位ノモノトス 各工場毎ニ主食副食共ニケ宛容器ヲ備ヘ傳票式ニ依リ請求數ニ應ジテ三食毎ニ定量配給ス 一、八九七食 二、一〇〇食
岐阜市神明町三丁目	昭和九年六月十八日	岐阜市一圓トス	工業(織物、撚絲)六五名	三六五口 一萬九百五十圓 九千一百二十五圓 ナシ	組合長 一名 專務理事 一名 理事 七名 監事 四名 計 一三名	炊事係員 三名 炊夫兼配達夫 一三名 計 一六名	一人一日額 二十錢 (物價ノ高低ニヨリ變更) (スルモノトス)	同上	無砂七分搗米八分平麥二分ノ混合飯ヲ一人一日量五合トス 同上
炊事場建坪數						四九坪五合			
						四〇坪			

群馬縣

工場食榮養改善ニ付テハ從來衛生課榮養技手ヲシテ實地指導ニ當ラシメ以テ榮養改善ノ普及徹底ニ努メタルガ其ノ成績見ルベキモノアルニ鑑ミ本縣工場協會ニ於テハ六月ヨリ榮養技手ヲ設ケ益々之ガ普及徹底ニ努メ既ニ指導ヲ爲シタルモノ

- 前橋市 共同組製絲所、丸六組製絲所
- 尾島町 群馬社東毛工場
- 桐生市 共立機業株式會社、桐生機械株式會社
- 新町 昭榮製綿株式會社新町工場

第五章 工場衛生

第九節 工場衣服

長野縣

作業ニ従事スル職工ノ着衣ノ濕潤不潔等ニ依リ衛生上ニ及ボス影響大ナルニヨリ作業衣ヲ作業終了後直ニ乾燥セル衣服ニ着換シメル爲事業主ニ作業衣ノ給與ヲ義務セル所ナルガ其ノ状況左ノ如シ

作業衣調査表

規模別	関係職工數	調査工場數	全員着用工場數	一部着用		作業衣費用負擔別	工場主負擔率
				工場數	着用セザル工場數		
五十人未満	一一、二三四	四一四	(三一・八%)	九一	一九一	三	〇・九二
二百人未満	二九、六三三	二四〇	(五三・七%)	五五	六二	四	二・二
二百人以上	三一、〇五二	九四	(四六・八%)	一七	三三	五	八・二
計	六八、九一九	七四八	(四三・二%)	一六三	二八六	一二	二・五

即チ作業衣ヲ着用セル工場比較的少シ殊ニ作業着ノ負擔別ハ大部分職工ナルハ遺憾ナリ故ニ業者負擔ノ作業衣着用ニ徹底セシムルヲ要ス
次ニ最近五ヶ年間に作業衣用状況ハ次表ノ如シ

作業衣年度別調査表

年次	調査工場數	全員着用工場數	一部着用工場數	着用セザル工場數	着用セザル百分率	年次	調査工場數	全員着用工場數	一部着用工場數	着用セザル工場數	着用セザル百分率
昭和五年	八三六	四二七	二九八	一一一	一三・〇	昭和八年	六四三	三四一	一九一	一一一	一七・三
昭和六年	八八六	四三三	二四三	二一〇	二三・七	昭和九年	七四八	三二二	一六三	二六六	三五・五
昭和七年	七二七	三六五	二一一	一五〇	二〇・八						

即チ作業衣ヲ着用セザル工場急激ニ増加シタルハ製絲界ノ不況ヲ反映セルモノナラン

第十節 衛生思想普及及向上に關する研究

工場一般の衛生思想向上を目的とする講演會、展覽會は昭和九年度に於ても各地に於て開催せられ、就中横濱市に於ける産業福利協會と神奈川縣工場協會及横濱工業會等の聯合共同主催の下に開かれたる第五回産業福利展覽會並に其の附帶事業たる産業福利講習會は非常なる盛會を呈し、更に十月三十一日九州の産業都市福岡に於ては産業福利協會と福岡縣建築工場課との共同主催により、第三回全國産業安全大會が舉行され、九州各地よりの參會者は元より遠く北海道よりも多數の出席あり、産業衛生の發展に貢獻する處大なるものありき。

静岡縣

大工場ニ於テハ疾病豫防及工場衛生ノ普及ノ爲時々衛生ニ關スル講話ヲ爲シ、職工ニ聽講セシムルノ外活動寫眞其他印刷物ノ配布標語ポスター等ヲ揭示シ居レリ、尙本縣工業懇話會々員タル工場中職工五十人以上ヲ有スル工場約百工場ニ於テハ大正十一年九月以來職工疾病豫防上左ノ事項ヲ申合セ實行シ居レリ
一、職工ノ使用スル食器ハ其ノ都度之ヲ消毒(蒸氣消毒ヲ便トス)スルコト
二、職工ノ寢具ハ蒲團襪敷布枕布ヲ用フコト
三、職工ニ對シテハ年一回以上健康診断ヲ行フコト
四、職工ニ「マスク」ヲ使用セシムルコト

福井縣

全國安全週間其ノ他機會アル毎ニ豫防施設又ハ注意ヲ喚起シ居ルモ本年ノ第七回全國安全週間ニ際シテハ縣協會ト共同シテ左ノ計畫ノ下ニ徹底的宣傳シタル結果救急用具ノ備付急停止裝置ノ取付等相當效果ヲ擧ゲタルハ既報ノ如シ
一、諸印刷物ノ配付 二、安全委員ノ囑託 三、研究協議會開催 四、活動寫眞會開催 五、講演會ノ開催 六、懸賞募集 七、救急用具購入幹旋 八、煙火打揚ニ依ル注意喚起
其他縣保險課主催ノ體育運動會體育民話ダンス講習會縣衛生課主催ノ結核豫防デー、衛生週間或ハラチオ體操會等凡ユル保健衛生ニ關スル施設ニ對シテハ後援又ハ主催ノ一員ニ加ハリ保健衛生思想涵養ノ爲全力ヲ盡シ居レリ

三重縣

疾病豫防ノ手段トシテ職工採用時ニ於テ健康診断ヲ嚴重ニシテ健全者ノ採用ニ努メ遺漏ナキヲ期シ且工場及寄宿舎ニ於ケル諸般衛生施設ノ改善ニ努メツツアル
第五章 工場衛生

モ尙一面體育ノ向上ヲ期スルニハ積極的ニ指導スルノ要アルヲ以テ本縣ニアリテハ工場體育協會ヲ設立シテ各種事業ヲ行ヒ之レガ獎勵ニ努メ又一面衛生思想ノ普及及發達ハ工業主及職工ノ自覺ニ俟タザレバ其目的ヲ達シ難シト認メ本縣工場聯合會ノ事業トシテ活動寫眞班ヲ組織シ各種衛生上有効ナル寫眞ヲ觀覽セシメ所期ノ目的ノ達成ニ努メタリ

千葉縣

共立モスリン中山工場ニテハ職工全部ニチフス及赤痢豫防内服「ロククチン」ヲ服用セシム、其ノ他多數ノ工場ニテ「内服ロククチン」、「ヘテロゲン」ヲ服用ス
銚子醤油株式會社其ノ他工場ニテ、チフス豫防注射ヲ施行セリ
脚氣豫防ニハ合工場ニテ味噌ノ中ニ糖ヲ入レ使用、命醸造工場ニテハ「メンザイ」ヲ袋ニ入レ水ヲ加ヘ煮出シ之ニ砂糖ヲ加ヘ職工ニ服用セシメタリ
共立モスリン工場ニテハ糖ヲ煎リ煮出シ職工ニ服用セシム、尙同工場ニテハ蠅蟲驅除ニ海人草ヲ服用セシメツツアリ
野田製糖工場ノ作業場ハ床一面「コンクリート」ナリシヲ、座業及立業ニテモ位置ヲ變ゼズ常ニ同一場所ニテ作業スル職工ノ席ハ「コンクリート」ヲクリメキ板敷トセルニ職工ノ疲勞感輕減セル如シト
其ノ他健康増進、疾病豫防ノタメ各種體育運動、衛生思想普及ノタメ講話會其ノ他前年ト大差ナシ

第十一節 工場衛生に關する諸種の會議及會合

第七回日本産業衛生協會總會

第七回日本産業衛生協會總會は十月二十九、三十、三十一日の三日間横須賀市に於て開催、附議事項左の如し。

社會局長官諮問事項

職業性疾患の豫防上適當なる施設如何

議 題

坑内高温湿度作業場の冷却に關する具體的方法如何

勞働者最低年齢法に對する批判

一、心身の發達上よりの批判

松 下 正 信

イ、心理學的方面

ロ、醫學的方面

ハ、國民教育上よりの批判

ニ、實務上よりの批判

ホ、勞働法制法上よりの批判

宿題報告

一、勞働者採用時の身體検査法

附 身體検査に關する常設委員會の中間報告

二、高温作業場に於ける勞働者の衛生的防護方法に就て

以上の各問題に對し四箇の分科委員會による審議が行はれ其の結果が總會に報告承認された。

第一分科會 身體検査に關する分科會

第二分科會 作業場大氣條件に關する分科會

第三分科會 勞働者最低年齢法に關する分科會

第四分科會 職業性疾患に關する分科會

特別講演

航空醫學に就て

尙總會に於ける決議並に諮問事項

「職業性疾患の豫防上適當なる施設如何」に對する答申は下記の如くである。

右答申

海軍々醫中佐 石 黒 芳 雄

相 原 葆 見

暉 峻 義 等

春 山 作 樹

鷲 野 甚 之 助

櫻 井 安 右 衛 門

八 木 高 次

中 村 男 也、外

喜 瀬 義 章

職業性疾患の豫防に關する一般的事項

一、職業性疾患發見方策の確立

職業性疾患中如何なるものを最も重視すべきかを決するには先づ職業性疾患の發生狀況を明確ならしむることを要す。然るに我邦現行労働保護法に於ては一部の事業主をして従業員の負傷疾病を届出でしむるに止り、醫師に對し診断したる職業性疾患の報告を求めず、且つ吾邦の醫師は産業醫學に關する教養未だ十分ならず爲めに、職業性疾患に對する妥當なる注意を缺き従つてその發見を困難ならしむるが如し。

茲に職業性疾病豫防上の重大なる缺陷を見る、故に本協會は先づ本問題解決の根本方策の一つとして職業性疾患發見方法を確立すべき必要を認む。而して之が爲には左記の如き方途を講ずることを進言せんとす。

(1) 事業場の大小に拘らず苟くも職業性疾患又は其の疑ある患者を發生したる際は直に之を監督官廳に申告するの義務を課すること。

(2) 工場及鑛山監督官を増員し、頻繁に工場又は鑛山を臨檢し従業員の状態を臨床的に監督せしめ、且つ好意的助言を與ふることを。

(3) 工場及鑛山醫制度を定め醫師をして工場又は鑛山にありて従業員の疾病の治療に従事するのみならず、常に従業員の健康に注意し、職業性疾患の發見及豫防に努めしめること。

(4) 醫師をして産業衛生、就中職業病に關する知識を得、其の豫防に關心を持たしむる爲に醫學教課に産業醫學、就中、職業性疾患に關する教課を課し或は社會局又は日本産業衛生協會の如きが主催して之に關する講習會を開催すること。

二、作業環境の改善

作業場空氣の物理化學的性状は労働者の健康に影響する處大にして種々なる職業性疾患の原因となること多し、工場危害豫防及衛生規則の各條は即ち職業性危害豫防の規定にして之が充分に實行さるゝに於ては職業性疾患を豫防して遺憾なき筈なる

も、各種疾患發生の事實は本則の實行並に其の效果に關し疑問をもたしむるものなり、宜しく本則各條の規定を勵行せしむると共に、作業場の換氣、冷煖房、照明等に關しても一層具體的規準を與へ、有害放射線、噪音、振動等の防止或は皮革工場の炭疽病豫防等に關し、夫々適當なる規定を設くるを要す。

三、有害作業の制限

化學工業の進歩は種々なる有害料品の使用を擴大する傾向あり、且つ從來考慮もせられざりし有害料品を不用意に使用するが如きことなきにしもあらざるを以て常に監督を嚴にすると共に各種有害料品の人體に及ぼす影響並に其の豫防方法を明確にし、且つ有害料品の使用を可及的制限すべきものとす。

四、労働條件の適正化

作業量、作業方法等はそれが不適當なるに於ては直接健康障害の因となるを以て可及的之を適正化せしむるを要す。殊に保護職工の労働條件の如きは現時の産業労働の状態に應じて規制せらるべきものなり。又作業方法、機械、工具の如きも能率にのみ偏倚せず人間の生理的機能を重視して改善せらるべきものとす。

五、豫防具

作業個々が職業性疾患の豫防手段として用ゆる豫防具に關しては適當なる豫防具の供給をはかると共に其の使用を勵行せしむべきものとす、檢査不十分にして信用し得ざる豫防具が販賣せられ使用者亦之に關する十分なる知識を缺くが如き現狀は速かに打開せらるべきものなり。

六、一般衛生施設

産業労働が生産的労働なる限り作業全般に亘りて悉く之を衛生化し、危害原因を完全に除去することは甚だ困難なるを以て防止的手段を講じ、若し發病の疑あれば、従業員自から發動的に之を申出でしむべし。且つ作業者の日常生活も亦内因として職業性疾患の發生に關與すること尠からざるものあるを以て作業者は自らの生活を顧み常に之を衛生的になすよう努力すべき

ものとす。尙ほ職業性疾患は従業者自からの理解と注意によりて或る程度迄は之を防止し得るものなるを以て疾病豫防施設の利用方法等疾病豫防に關する知識を修得するの機會を作ることにて政府當局並に事業主に於て意を用ふべきものとす。之が専ら個人衛生に關する事項も、現代工業の機構に於ては事業主側の施設に俟つこと大なるものあるにより、法規を以て之を規制すべきものとす。

殊に幼年工の體育或は食物の適正なりや否やは身體發育に關聯深く更に職業性疾患に對する抵抗力とも關係尠からざるを以て之等の問題に關しては特別の考慮を拂ふべきものとす。

七、作業不適者の排除

職業性疾患發生の原因は専ら作業に存するとするも作業者の體格、體質、健康狀態、發育狀態の如何も亦疾病の發生、輕重に影響するものなるを以て労働者採用の際精密なる身體検査を實行して不適者を除外するに努め、既に就業しつゝある者に就ては常に醫學的監督を實施して不適者の排除及疾病の早期發見に努力すべきものなり、而して之を實施して十分の効果を收むるには工場又は鑛山に於ける保健機關の活動に俟たざるを以て採用時身體検査及常時健康監督の規定を法規上に明示すると共に、其の實行機關を整備するを要す。

産業労働者の身體検査及健康診断に關する決議並に建議

日本産業協會に於ては十月末横須賀に開催の第七回總會に於て労働者の身體検査並に健康診断に關する問題を慎重討議の結果左の如き建議を決議せり、此の決議は我邦産業各局部に配在せる産業衛生の研究者並に實務家よりなる産業衛生協會會員が現下の産業衛生の健全なる發達向上の爲には緊急を要し、而も妥當なりと認むる要望なり。

職工ノ定期的健康診断ニ關スル決議

現行工場法規ニ依ル職工ノ定期的健康診断ノ實施ハ單ニ工場附屬寄宿舎規則ノ適用ヲ受クル寄宿職工ニノミ限局シ、未ダ全従業員ニハ及バズ、之ハ工場ニ於ケル保健管理、従業員ノ保健衛生状態ノ改善、疾病豫防ノ遂行上頗ル遺憾ナル事實ナリ、我邦産業ノ現状ニ鑑ミ速ニ工場法規ヲ改正シ以テ健康診断、實施ヲ全産業従業員ニ及ホスベキコト必要ナリト認ム

右決議ス

昭和九年十月三十日

日本産業衛生協會

産業労働者ノ身體検査及健康診断ニ關スル建議

産業労働者ノ保健衛生管理ノ要諦ハ勞働力ノ適正ナル選擇ト勞働力ノ行使方法及勞働條件ノ整備トニ存スルコト言フ俟タズ、コノ目的ノ達成ハ一ツニ従業員ノ健康診断ノ嚴正ナル實施ニ依存スルコトハコトニ言フ要ナキ所ナリ。政府ハ先年工場附屬寄宿舎規則ヲ制定スルニ當リ之ニ收容セル職工ニ對シ少クとも年二回ノ定期健康診断ノ實施ヲ命セラレタルコトハ誠ニ時宜ヲ得タル所ニシテ、本規則ノ實施ガ特ニ本邦産業ノ中核ヲ成ス織維工業ニ於ケル女子ノ健康保護ノ上ニ多大ナル效果ヲ齎シツアルコトハ既ニ識者ノ等シク認ムル所ナリ。然ルニ方今我邦産業ノ異常ナル發展ハ、重工業、化學工業及ビ精密工業ノ新ナル發達ヲ呼ビ起シ、コレニ基キテ従業員ノ健康障害ノ契機ハ増大シ、就中職業病ノ發生ハソノ最モ憂慮スベキモノ、一ニシテ誠ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ。カカル情勢ノ下ニ於テ従業員ノ健康ヲ確保シ疾病ノ發生ヲ未然ニ防止セントスルニハ、一ツニ定期的健康診断ノ實施ニ俟タザル可カラズ。即チ敢テ寄宿職工ノミニ限局セラレコレヲ廣ク全産業従業員ニ對シテ強制的ニ實施スルコトニ依リ、従業員ノ保健管理ヲ強化スルコトハ極メテ緊要ノコトナリ。本協會ハ昨年大阪市ニ開催セラレタル第六回總會ニ於テ特ニ「産業従業者ノ身體検査及健康診断」ニ關スル問題ヲ議題トシテ眞摯ナル討議ヲ行ヒタル結果、事應ノ重大性ニ鑑ミ、特ニ十一名ヨリ成ル常置委員會ヲ設ケ、爾來該委員會ハ慎重研究調査ヲ重ヌルコト一ヶ年、遂ニ現行規則上ニ於ケル重大ナル缺陷ヲ指摘セザルヲ得ザルニ至レリ。即チ現行制度ノ下ニ行ハレツツアル身體検査及健康診断ハ其ノ方法、項目、時期、様式等ニ關シ各府縣ノ間ニ統一ヲ缺キ、之ガ爲メ健康診断ノ目的ヲ充分ニ達成スルコトヲ得ザル憾アルノミナラズ、該規定本來ノ效果ヲ減殺スルノ虞アル事實ヲ審ニスルヲ得愈々之ガ適正ナル改善ヲ計ルコトノ必要ヲ痛感スルニ至レリ。茲ニ本協會ハ重ねテ第七回總會ニ於テ該常置委員會ノ歸結ヲ一一般討議ニ附シタル結果、従業員ノ保健衛生ニ關スル勞働保護法規ノ改正強化ト統制連絡トヲ急務ナリトスル結論ニ到達シ、之ヲ本協會ノ總意トシテ當局ニ建議スルノ件ヲ決議シタリ。茲ニ謹ンテ閣下並ニ關係各位ノ深甚ナル御配慮ヲ切ニ乞フ

右建議ス

昭和九年十月三十日

日本産業衛生協會

職業衛生の大綱作成委員會

産業衛生研究會に於ては四月十一日内務省第二會議室に第二回の職業衛生の大綱作成委員會を開催し左記趣旨を決定せり。

趣 旨

勤勞者の健康と機能の保持は職業そのものと作業環境並に勤勞者の個人衛生とに關すること大である從て職業衛生を良好に

保つことは勤勞者をして身心共に健全で作業能率を充分にあげしむる所以であるに拘らず未だ我が國に於ては職業全般の衛生に關し充分な考慮が拂はれてゐない。

職業衛生は現代の複雑な職業社會を對照とするものであるから其の内容は極めて複雑多岐に亘つてゐて従て豫めその大綱を定め各職業の衛生に關する各般の事項を系統だて、置かないことには職業衛生の圓滿な發達を期することが困難であり、勤勞者をして健康と機能とを完全に保持し、其のベストを盡さしむることが不可能になつて來る。

職業衛生の大綱作成の本旨は斯様な困難や不能を排して職業衛生の發達を促し、勤勞者をして安易に活動せしめんとする施設の完備を期せんとするものである。

委員

- 古瀬醫療課長、中川技師、大西技師、引地技師、黒田技師、西野技師、谷野屬(以上社會局) 星合技師、安村技師(以上警視廳) 石原(内閣印刷局) 大西(文部) 吉岡(東大醫學部) 赤間(日體) 松尾(三共) 佐野(東京モス) 伊藤(東洋紡) 齋藤(大日本人造肥料) 金子(樂山堂) 宇都宮(東京電氣) 馬渡(鐵道) 長濱(專賣局)

以上各工場診療所及病院の醫員である。

産業衛生研究會

次に産業福利協會の産業衛生研究會は本年は四回の例會を開催し、別記の如き産業衛生上の實際問題を攻究したり。

産業衛生研究會昭和九年中の專業表

第三十五回産業衛生研究會

一、日 時 昭和九年二月九日午後二時より

- 一、場 所 内務省第三會議室
- 一、議 事 職業衛生の大綱作成
- 一、講 演

- (1) 職業化と職業老
- (2) 女工手の衛生教育に關する經驗談

社會局技師 鯉 沼 弗 吾
 健康婦人會常務理事 村 田 繁 藏

第三十六回産業衛生研究會

四月十九日午後二時より内務省第三會議室に於て開催され金子魁一氏の作業に因る身體異常と矯正策に就ての講演あり。

第三十七回産業衛生研究會

七月二十日午後二時より内務省第三會議室に於て開催されたが、東京電氣株式會社宇都宮信夫博士を座長とし、第三十五回研究會に於ける鯉沼技師の提案により特別委員會に於て審議したる産業衛生大綱案の報告あり異議なく可決。

之を社會局長官に提示すると共に一般に公表することとなり次で座談會に移り、夏に於ける作業時間、休日休憩の利用方法午睡、睡眠等に關し意見を交換し、午後五時閉會。

第三十八回産業衛生研究會

第三十八回産業衛生研究會は去る九月十七日午後二時より東京市京橋區築地聖路加病院舊集會所に於て開催された。今回の研究題目は工場看護婦に就てゝあるが最初に同病院看護婦前田アヤ女史の講演ありたり。

第三回全國産業安全大會

第三回全國産業安全大會中産業衛生に關する問題に就ては次の如きものが發表討議されたり。

第三回全國産業安全大會

産業福利協會、福岡縣及日本鑛山協會福岡地方常務委員會聯合主催第三回全國産業安全大會は十月三十一日より三日間福岡市に於て開催、大會に於ける協議報告事項は次の如くである。

協議事項

- 一、大會を今後全國産業福利大會と改稱の件
- 一、第四回大會開催地の件
- 一、従業員採用時の安全検査方法

報告事項

報告は第一部は主として醫學的、心理學的問題、第二部は技術的方面、第三部は管理活動と三部制に分れ開催されたが、第一部に關するものを摘記すれば次の如くである。

災害型の研究

高濕湿度並氣流の人體隨つて其の作業能率に及す影響に就て

兵庫縣工場課内災害型研究特別委員

砂野仁
高峰博

醫學的又は心理學的の見地よりする災害豫防の研究

三菱電機株式會社神戸製作所技師

加藤威夫

災害の人的要素の研究

社會局技師

鯉沼弗吾

製絲女工の疲勞の研究

郡是製絲株式會社工

石田英吉

一酸化炭素中毒豫防に關する研究

日本製鐵株式會社八幡製鐵所技手

氏岡正行

作業服の研究

大阪府産業安全協會

岡本三千之助

工場監督官會議

内務省社會局召集の各府縣工場監督主任官事務打合會議は五月三十日、三十一日の兩日間同省に於て開催附議事項左の如し。

諮問事項

工場醫に關する件

工場法適用範圍擴張に關する件

指示事項

一、人造絹絲工場に於ける危害豫防及衛生施設に關する件

一、土石採取場安全及衛生規則の施行に關する件

一、土木建築工事場に於ける危害豫防及衛生に關する件

一、労働者災害扶助責任保險契約に關する件

一、保險料未納者整理に關する件

一、保險金請求書整備に關する件

一、療養期間の長きに亘るものの取扱方に關する件

一、療養の承認に關する件

一、診療擔當者の變更に關する件

一、健康保險法の改正に關する件

一、政府管掌健康保險者に對する保健施設に關する件

第十八回國際労働總會

第十八回國際労働總會は一九三四年六月四日より二十三日迄ジュネーブに於て開催、その間本會議を開くこと前後二十五回

四個の條約案、一個の勸告、若干の決議を採擇せり。

會議事項

正式會議事項

議 題

- 一、労働時間短縮に關する問題
- 二、失業保險及び各種形態の失業者扶助方法に關する問題
- 三、自動式板硝子工場に於ける休憩及び交替制度に關する問題
- 四、移民年金の保存問題
- 五、労働者職業病補償條約の部分的改正の問題
- 六、一切の種類ノ鑛山に於ける婦人の地下労働に關する問題
- 七、婦人夜業條約の部分的改正に關する問題

一、労働時間短縮に關する問題

議題第一たる「労働時間の短縮」の問題は労働時間短縮委員會設立に關する決議が七十一票對二十二票にて通過し、かくて此委員會の報告が本會議の審議にかけられ結局「労働時間短縮の問題を再び次回總會の議題に上程すべきこと」を理事會に對して要求する決議が七十五票對三十七票を以て可決せられたり。

二、失業保險及び各種形態の失業者扶助方法

議題第二たる「失業保險及び各種形態の失業者扶助」の問題に就ては總會は「不任意失業者に對し給付又は手當を保障する條約案」を八十一票對八票にて又「失業保險及各種形態の失業者扶助に關する勸告」を七十二票對十九票にて何れも採擇することに成功せり、これにより國際勞働法制上に於ける社會保險制度は産業災害（職業病）を含む疾病、廢疾

養老、寡婦、孤兒、失業の各部門に亘り一應體系的に整備せられたり。

三、自動式板硝子工場に於ける休憩及び交替制度議題第三たる「自動式板硝子工場に於ける労働時間の規制に關する條約案」を八十七票對二十八票にて採擇せり。總會の採擇にかゝる前記條約案中に表はされたる解決方法は四組交替の實施で、四週間を超えざる期間に亘り計算せらるゝ平均四十二時間の労働週とせられてゐる。この制度によるときは自動式板硝子工場は一週七日間を通じ連續操業を行ひながら、その個々の労働者に對し合理的なる週休を保障することを得。

四、年金權の保存

五、労働者職業病補償條約の部分的改正

議題第五たる「労働者職業病補償條約の部分的改正」に關しては總會は百四票對十一票にて一九三四年職業病補償條約案を採擇せり即ち一九三五年の第七回國際労働總會に於て採擇せられたる労働者職業病補償に關する條約にて職業病として國際的に認められたるものは鉛中毒、水銀中毒、炭疽病、感染の三つに過ぎざりき、然るに今次の總會はこの條約を改正し、右の外にシリコージス、燐、砒素、ベンゼン等々による中毒、ラヂウム及エツキス光線に基因する病症、並に上皮腫をも國際的に職業病と認め、之等に對し補償を與へることを要することにせり。

六及七、婦人労働に關する問題

今回の國際労働總會に於ては、婦人に特に關係ある二問題が二討議せられた、その一は一九一九年ワシントンの第一回總會に於て採擇せられたる婦人夜業條約の部分的改正であり改正は左の二事項に亘る。

1. 本條約は管理に付責任ある地位に在る婦人にして平常筋肉労働を行はざるものに適用せられず。
2. 或場合には、婦人夜業の絶對的禁止期間たる夜十時乃至朝五時の時間の代りに、夜十一時乃至朝六時の期間を用ふることを得ること。

右の改正は若干の締盟國による本條約の批准を容易ならしめざるものと見らる。

その二は、一切の鑛山に於ける地下労働に婦人を備用することを禁止する問題であり、總會はこの問題の第一次討議を滞りなく終了し、婦人の鑛山労働を禁止する條約案を採擇する爲この問題を明年の議題とするに決定せり。

第十二節 特別研究報告

一、各種職業婦人に關する社會婦人科學的研究

社會局技師	大	西	清	治
同	西	野	陸	夫
東大醫學部講師	岩	田	正	道

母性保護施設の完備を期する爲には各種職業婦人の健康状態につき社會婦人科學の見地より觀察する必要あるを以て昭和六年以來印刷、紡績工場の婦人従業員の外、百貨店の出納事務、賣場係、食堂給仕、エレベーター係及乗合自動車の女車掌等につき、主として婦人の生理的機能たる月經に及ぼす職業の影響を之等作業の種類、初就職年齢別に觀察し、且つ有夫の女子に就ては出産に關する各種の現象をも併せ、調査せられたるを以て其の結論のみを左に掲げん。

- 余等ハ紡績女工、煙草製造女工、印刷女工、賣場店員、食堂給仕、バス車掌、エレベーターガール、事務員等ノ各職業婦人ニツキソノ月經状態ニ關スル研究ヲ行ヒ、次ノ如キ結果ヲ得タリ。
- 一、初潮年齢 職業婦人ノ初潮年齢ハ女學生ニ比シテ概シテ多少遅延セルモ、之ヲ就職後初潮者ト初潮後就職者トニ分ツニ、前者ニ於テハソノ遅延著シク、ソノ内最モ早キ煙草製造女工ニ於テ一四・九五〇〇三七八最モ遅キ「バス」車掌、「エレベーターガール」ニテハ一五・五五〇〇三二九六ナリ。然ルニ後者ニ在ツテハ早キハ食堂給仕ノ一三・九五〇〇三五五遅キハ煙草製造女工ノ一四・六五〇〇三五八ニシテ、煙草製造女工ヲ除ク各職業者共前者ニ比シテソノ初潮年齢著シク早キヲ認ム。之ニ關シテ生物統計學的研究ヲ行ヒタル結果、就職後來潮者ニ於テ初潮年齢ノ遅延スルハ思春期ニ於ケル就職ガ與ツテソノ因ヲナセルモノト認ム。
- 二、初潮當時ノ月經 初潮當時ノ月經型ガ常規ヲ逸セルモノ紡績女工、食堂給仕及「バス」車掌、「エレベーターガール」ニ於テ比較的多數ナリ。各職業者ニ就テ就職後初潮者ト初潮後就職者トヲ比較スルニ前者ニ於テ初潮當時ノ月經ノ順常ナラザルモノ多數ナルハ之又思春前期ノ就職ト就職年齢ノ若年ナルトガソノ因ヲナスモノトス。

- 三、現在ノ月經 現在ノ月經ガ順常ナラザル者紡績女工、食堂給仕及「バス」車掌、「エレベーターガール」ニ多ク、之又各職業者共就職後初潮者ニ於テ現在月經ノ常規ヲ逸セル者比較的多數ナリ。現在ノ月經状態ヲ總括的ニ又個人的ニ初潮時乃至ハ就職時ノソレト比較スル事ニヨリ、紡績女工ニ現在月經ノ順常ナラザル者多キハ、初潮時乃至就職時ノ月經ガ順常ナラザル者多キガタメニシテ、就職後ニ於テ月經ノ不良變化ヲ招キタル者本職ニアル女子ニ於テハ比較的少ナシ。然ルニ食堂給仕並ビニ「バス」車掌、「エレベーターガール」ニ於テハ就職後ニ於テ月經ノ不良變化ヲ招致セル者甚ダ多ク、之職務ノ強激ナル事ガソノ主因ナリト考ヘラル。事務員、賣場店員ニアツテハ月經型ノ不良變化ヲ招キタル者比較的少ナキモ月經隨伴症ノ發現、増強セル者多ク之座業、立案又恐ラクハ智能的作業ガソノ因ヲナスト信ズ。各職業者中現在月經状態ガ總括的ニ良好ニシテハ就職後ニ不良變化ヲ來セル者少ナキハ煙草製造女工ニシテ、從ツテ本邦ノ煙草製造女工ノ「ニコチン」ニヨル卵巣障礙ハ歐羅巴ニ於テ報ゼラルルガ如ク深甚ナルモノアリトハ認メ難シ。
 - 四、就職後ニ現ハレタル月經變化ニ關スル觀察 就職後ニ現ハレル月經ノ不良變化ハ各職業者共總シテ就職後初潮者ニ多ク、初潮後就職者ニアリテハ各個人ニ於ケル就職後ノ月經不良變化ガ現在ガ年齢ノ増加ニ伴ヒ、ソノ頻度ヲ減シ、ソノ狀自然的状态ニ近似セルニ、就職後初潮者ニアリテハカカル自然的现象ハ破壊サレ一方在職年數ノ累加ニ伴フ月經不良變化頻度ノ増加顯著ナルモノアリ。上記ノ結果ト、初潮時乃至就職時ノ月經状態ヲ初潮又ハ就職年齢ノ多少ニヨリ類別觀察セル結果トヲ綜合考察スルニ就職年齢ノ低キ程歐州所ノ月經不良變化ニ深甚ナルモノアルヲ知ル。既ニ暉峻、八木ガ紡績女工ニツキ主トシテ身體發育度ニ關スル研究ノ結果本邦女工ノ身體發育ハ一七歳末ヲ以テ完成サルルヲ確メ得タリ。余等ノ研究結果ニ鑑ミルモ本邦女子ノ就職保護年齢ガ一四歳トサレ居ルヲ暉峻、八木ノ主張スルガ如ク一八歳力或ハ少ナク共歐羅巴ニ於ケルト同シク一六歳ニ引キ上レバ前記ノ如キ月經ノ不良變化ハソノ頻度ヲ著シク減少セシメ得ルモノト信ズ。
- 有夫ノ印刷女工、煙草女工七四〇人ニ就キソノ蕃殖能力ニ關スル社會婦人科學的研究ヲ行ヒタル結果
- 一、婚姻持續五年以上ニシテ不妊ナル者印刷女工ニ於テ四一・七五三・二〇%ノ最高率ヲ示シ、煙草女工ニ比シテ著シク多數ナルト。
 - 二、醫療ヲ要セシ惡阻症狀ヲ併發セルモノ獨リ印刷女工ニ於テ一二・一四一・六四%ノ多數ニ及ベルト。
 - 三、妊娠早期中絶ニ至レルモノ又印刷女工ニ多クシテ、全妊娠數ニ對シ流産一二・二五二・六四%、早産一〇・五五二・五四%ヲ占メ、之又他ニ比シテ明カニ多數ナリシ事。
 - 四、泌乳力缺如セル者印刷女工中一六・二五二・一四%ニ及ビ、煙草女工ニ比シテ略々五倍ノ多數ナル事等ヲ認メタリ。之ヲ同様ノ勞務ニ在ル煙草女工、及ビ同等ノ生活環境ニ在ル對照ト比較、檢討スルニ、上記ノ如ク獨リ印刷女工ニ於テソノ母性機能ノ障礙ノ甚大ナルハ作業ニヨリ體內ニ吸收サレタル鉛ノ毒害ニ因ル事少ナカラザルモノト認定セザルヲ得ズ。本邦鉛作業女工ノ母性機能上ニ蒙レル障礙ノ程度ハ歐洲ノ鉛作業女工ニ比シテ著シク輕度ナル上、又本邦鉛作業者ノ鉛工業中毒ニ侵サルルノ危険ハ歐人ニ比シテ少ナキモノアリト推定サルルモ、上記ノ結果ヨリ、鉛工業中毒ノ豫防策、對策ヲ尙一層徹底嚴守セシムル要アリト認ム。

造カニ輕度ナル上、殊ニ妊娠障礙ヲ併發スル者ノ如キハ對照群ト著差ナキモノアリ。ソノ他ニ障礙ノ程度稍々著シキモノアリト雖モ、之ヲ他ト比較考察スルニソノ障礙ガ單ナル勞務ノ影響ニ因ルモノナリヤ、將又之ニ「ニコチン」工業中毒ガ参加セルモノナリヤハ本研究ヲ以テハ何レトモ斷定スル能ハズ。既報第一編ニ説ケルガ如ク煙草女工ノ月經障礙ノ程度ガ最モ輕微ナリトシ、先人ノ之ニ關スル業績ニ鑑ミ、且又本邦煙草ノ「ニコチン」含有量ガ歐米煙草ニ比シテ概シテ輕少ナル事等ヲ綜合シ、且之ト上記ノ結果ト照合スルニ、幸ヒニモ本邦女子ガ「ニコチン」工業中毒ニ陥ルノ危險ハ極メテ輕微ナルモノアルニ過ギズト推測スルモ大過ナカラン。

二、有害工場ノ衛生状態調査報告

昭和八年九月以降健康保健部に於て有害工場ノ被保險者ノ健康状態を調査するノ計畫ありしを以て之を併行して作業場ノ衛生状態を明にし工場危害豫防及衛生規則ノ勵行を期すると共に中毒其他ノ疾患ノ豫防上必要なる方策發見ノ爲別紙方法に依り地方廳ノ工場監督に從事する醫師をして特別調査を爲さしめたるに警視廳、北海道及び靜岡縣に於ては之を實施したり。

有害工場ノ衛生状態調査方法

一、調査方法

府縣ノ工場監督ニ從事スル醫師常務ノ繁閑ニ應ジテ工場ニ臨檢シ衛生状態ヲ調査スルモノトス、本調査ハ先ヅ保險部ニテ健康診斷ヲ行フ別紙工場ニ付テヲ行ヒ(既ニ完了セルモノハ省略スルモ支障ナシ)餘力アルトキハ其ノ他ノ有害工場ニ及ブキモノトス

同種工場ノ調査完了次第隨時社會局ニ報告スルコト調査ニ要スル器具ノ中空氣中ノ粉塵測定器ハ必要ニ應ジ出來ル限リ社會局ヨリ配布ス

二、調査事項

一、一般的調査

- イ 作業場ノ一般衛生狀況
 - 建物ノ構造、大サ(床面積、一人當床面積)
 - 換氣(換氣窓ノ種類、大サ、高サ、方向、換氣ノ良否)
 - 換氣裝置(換氣裝置ニツイテハ其ノ種類、機ノ大サ、馬力、換氣量、換氣回数、換氣ノ良否)
 - 照明(採光窓ノ種類、大サ、電燈照明ノ燭光及燈數、照明ノ良否)
 - 温湿度ト其ノ調節
 - 有害瓦斯及粉塵ノ發散狀況
- 作業状態(作業時間、休憩時刻及時間、作業方法等)

作業工程ノ概略(使用料品ヲ明カニスルコト)

衛生及危害豫防施設

除害設備(工場危害豫防及衛生規則第二十六條)

有害場所ノ區劃等(同第二十七條)

保護具(同第二十八條)

洗面、合嗽、入浴、食事、飲料水ノ供給、更衣等ニ關スル施設(同第二十九條)

豫防藥、豫防食餌

救急用具(同第三十二條)

ハ 職工ノ選擇作業轉換健康診斷ノ實施狀況

ニ 過去ニ於ケル中毒其ノ他疾患ノ發生狀況

ホ 改善ヲ命ジタル豫防施設及既ニ實施シタル豫防施設アラバ其ノ狀況

二、特別調査

イ 有害粉塵及瓦斯ノ定量

三、衛生及危害豫防ニ關スル監督官ノ意見、其ノ他豫防上參考ナルベキ事項

(中毒者、優良及不良ナル作業場、作業状態、豫防設備等ノ寫眞、優良及不良ナル保護具等)

警視廳

作業室内空氣ノ二、三ノ有害物含有量調査

警視廳ニ於テハ東京市衛生試驗所ニ依頼シテ水銀及ビ「マンガン」取扱工場ヲ作業時ニ飛散シタ粉塵ガ落下シテ堆積シタ觀アル塵埃ヲ採集シテソノ定性検査ヲ行ツタ處何レモ鉛、水銀、又ハ「マンガン」ノ如キ有害物ノ含有シテキルコトヲ證明シ得タガ其數量ハ比較的微量テ且ツ材料ノ採取時ニ相當ノ速力ヲ空氣ヲ吸引シタリ相當ノ速力ヲ吸入シタル材料ヲ一定ノ試験液ニ溶解採集セシメタカラ其ノ検査成績ノ數量ニツキテハ議論ノ餘地モアラワ、從ツテ實際ニハ本成績以上ノ有害物ヲ含有スルモノト認めテヨク、兎角ニ、三ノ有害工場ノ作業室内空氣中ニ有害物ヲ證明シ得タルコトハ今後ノ除害設備ノ裝置若クハ改善上ニ資スル處大ナラント認ム

検査工場

検査工場ハ警視廳管下ニ於ケルポイント工場二ヶ所印刷工場二ヶ所、水銀計器製造工場二ヶ所、マンガン粉砕工場三ヶ所ニテ合計九工場ノ少數ナルガ印刷工場

第五章 工場衛生

ニテハ使用職工數ノ多少ヨリモ「モノタイプ」活字製造機ノ多數ヲ有スルモノヲ、ペイント工場及マンガン粉砕工場ハ使用職工數ノ多キモノヨリ順次撰定シ且ツ其ノ空氣中ノ含有量ヲ定量シタル場所ハ各工場共肉眼上及理論上最も多量ニ發生スル可能性ヲ有スル作業室ノ一定ノ場所ニテ職工ガ椅座位若ハ立位ニテ作業シツツアルヤ否ヤリ依リテ床上ヨリノ高サヲ異ニシタルモ床上約四、五尺ノ高サニテ職工ガ容易ニ吸入シ得ベキ空氣ヲ採取シ試験材料トセルコト左ノ如シ

番 號	工 場 名	業 種 別	作 業 別	職 工 數	
				男	女
一	N	ペイント業	粉 碎 室	八七	一〇
二	N	同	篩 別 室	一〇一	一四
三	T	同	モ ノ タ イ プ 室	二二〇	四八
四	A	同	同	九二八	一八四
五	K	計 器 製 造 業	充 填 工 室	七〇	八六
六	K	同	加 工 室	二五	六
七	S	同	同	二九	八
八	T	同	同	四三	九
九	K	同	同	一〇	一
				計	九七

探 取 法

検定工場中ノ第一ノペイント製造工場ニテハ酸化鉛ヲ「フレット・ミル」ニテ粉碎シ引續キ篩別シツツアル作業室ニテ而モ採集時ニ除塵装置ノ改修ヲ行ヒツツアルモノニツキ「フレット・ミル」ノ近傍ニ採集器ヲ、第二ノペイント工場ニアリテハ除塵装置ノ完備セル作業室内ニテ酸化鉛ヲ篩別シツツアル場所ヲ撰定シ採集器ヲ、第七乃至第九ノマンガン粉砕工場ニテハ飛塵ノ其ダシキ粉砕機及ビ篩別機ノ近傍ニ採集器ヲ設置シ吸氣セリ而シテ各工場共採集器トシテハ「インピンザヤー」ヲ使用シ採集室内ノ空氣ニ毎分二十四リターノ割合ニテ三十分間吸引シ検定材料トセリ、次ニ第三及第四ノ印刷工場ニテハ「モノタイプ」活字製造機ノ百葉内外ヲ有スル作業室内ノ空氣ヲ、第五及第六ノ水銀取扱業務ナル檢温器製造工場ニテ充填室又ハ加工室ニテ作業時ニ水銀粒ノ飛散シ易キノミナラズ水銀蒸氣ノ發散シ得ル作業室内ノ空氣ヲ毎分三・八二リターノ速度ニテ約一時間二亘リ床上ニ設置シタル濃硝酸五〇・〇cc宛ヲ有スル瓦斯洗滌瓶二個ヲ使用シ吸氣ノ上檢定材料トセリ

定 量 法

鉛含有量ノ檢定ニハ採取材料タル空氣ノ一定量ヲ水中ニ通ジテ捕集シ硝酸々性トナシタル後蒸發シ一旦乾固シ更ニ其殘留物ニ水ヲ加ヘテ溶解シ鹽化アムモニウム及アムモニアヲ加ヘ尙硫化水素ヲ通ジテ濾過シ斯クシテ得タル沈澱物ヲ硝酸ニ溶カシ更ニ硫酸ヲ加ヘ濃縮シテ硫酸鉛トナシ之ニ五〇%アルコールヲ加ヘテ硫酸鉛ヲ濾別シ醋酸アンモニアヲ加ヘテ溶解シ再ビ硫化水素ヲ通ジテ着色シ其ノ着色度ヲ豫メ調製シ置キタル硝酸鉛ノ標準液ニ硫化水素ヲ通ジテ惹起セシメタル色ト比較シ以テ檢査材料中ノ鉛含有量ヲ決定セリ

水銀含有量ノ檢定ニハ採取材料タル空氣ノ一定量ヲ硝酸液ニ通ジテ捕集シ其液ヲ蒸發濃縮シテ硝酸ノ大部分ヲ除去シタル後硫化水素ヲ通ジテ着色シ其着色度ヲ豫メ調製シ置キタル鹽化水銀ノ標準液ニ硫化水素ヲ通ジテ惹起セシメタル色ト比較シ以テ檢査材料中ノ水銀含有量ヲ決定セリ

マンガン含有量ノ檢定ニハ採取材料タル空氣ノ一定量ヲ水中ニ通ジテ、捕集シ其液ヲ蒸發シタル後鹽酸ニ溶カシ更ニ鹽化アムモニアト炭酸バリウムヲ加ヘテ鐵及砒土ヲ除キタル液ニ炭酸ソーダ液ヲ加ヘテ炭酸マンガンを溶液トナシ此液ヲ蒸發乾固シ殘留物ニ熱湯ヲ加ヘテ不溶解物ヲ濾別シ更ニ蒸溜水ニテ其不溶解物ヲ再三洗滌シ乾固後灼熱シ秤量シ得タル四三酸化マンガンを換算シ以テ檢査材料中ノマンガンを含有量トセリ

試 驗 成 績

檢査セル各工場共陽性成績ナルコト左表ノ如シ (檢査成績表)

番 號	工 場 名	鉛 (題)	水 銀 (題)	マンガン (題)	番 號	工 場 名	鉛 (題)	水 銀 (題)	マンガン (題)
一	N	一〇・九七			六	K		九・四二	
二	N	痕 跡			七	S			七〇・八三
三	T	一・五七			八	T			一二九・一七
四	S	一・七〇			九	T			一六六・五〇
五	A	七・二〇							

備 考

各金屬共空氣一立方米中ノ含有量ヲ示シタルモノナリ
斯ノ如ク各檢査工場ニ於ケル作業室ノ空氣中ニハ夫々有毒物ノ存在ヲ證明シタリ其ノ含有量ハ比較的微量ナルモ相當ノ速力ヲ以テ檢査セントスル空氣ヲ吸引シ若クハ相當ノ速力ニテ吸入シタル有毒物ヲ一定ノ試驗液ニ溶解捕集シタルヲ以テ其檢査成績ニ付キテハ議論ノ餘地アルベク從ツテ實際ニハ本成績以上ノ有毒量ヲ含有スルナラン兎ニ角作業室ノ空氣中ニ有毒物ヲ發見シタルハ今後ノ除害設備ノ改善上ニ資スル處大ナルベシ

靜 岡 縣

- 一、調査工場種類 人造絹絲工場
- 一、調査方法 有害工場ニ於テ人體ニ有害ナル瓦斯發生及劇薬品ヲ使用スル個所ニ於テ作業ニ従事スル被保險者ノ健康状態ヲ診査スルト共ニ衛生状態ヲ調査セリ
- 一、調査個所 舊紡絲部

新紡絲部
一、使用スル劇藥品及發散瓦斯名

種別	使用スル劇藥品名	發散瓦斯名
新紡絲部	硫酸亞鉛	硫化水素

有害工場ノ衛生狀應調査書

舊紡絲部

調査事項	摘	要
建物ノ構造及大サ	構 造 鐵骨スレート葺 一、二、三、二、二平方尺 一人當床面積一、二九一平方尺 氣積一六八、四八〇立方尺 一人當氣積一、六四一、 一立方尺	
換氣	換氣窓 種類 昇降式窓 開轉式天窗 大サ四尺×六尺(一〇筒) 三尺×六尺(二〇筒) 四尺×六尺(十筒) 高サ 床上一四尺 一三尺 方向 東西北 換氣ノ良否 良 種類 キヤリヤシステム(排風機) 排风管 大サ 直径一尺五寸 一二本 馬力九二・五 換氣量毎分五五、〇〇〇立方呎 換氣回数毎時一六回 換氣ノ良否 稍々良	
照 明	電燈照明 昇降式天窗 開轉式天窗 七二〇平方尺 四〇W二燈 六〇W七〇燈 八〇W一〇九燈 計一三、〇〇〇W 照明ノ良否 良	
溫 度 卜 其ノ調節	夏季ハ90° 内外ヲ保ツマク注意シツツアリ 溫度及湿度ノ測定(F) 午前十一時・溫度六八度 湿度八八度 午後一時・溫度六八度 湿度七七度 午後三時・溫度六八度 湿度七七度	
有害瓦斯及粉塵ノ發散狀况	硫化水素ハ紡絲機ノ硫酸バス内ヨリ主トシテ發散シヨングリト床ト上ヲ洩流スル液體ヨリモ若干發散スルカト思ハ ルモ紡絲機上ニ波サレル排氣管ニヨリ殆ンド排出セラレ室内ニハ顯著ナル狀態ヲ認ムルヲ得ズ粉塵發散ナシ	
作 業 狀 態	作業時間 八時間三交代(1) 午前六時―午後二時 (2) 午後二時―午後十時 (3) 午後十時―午前六時 休憩時間 三十分 午前二時ヨリ 午後五時ヨリ 作業方法紡絲機ニヨリワイズコースヲ紡出シ原絲トナス迄	
作 業 工 程 ノ 概 略	別 紙	
除 害 設 備 (第二十六條)	硫化水素排出ノ爲舊紡絲部ニ一分間五、〇〇〇立方呎ノ排風機十一臺ヲ裝置シ排氣ニ努ム	
有 害 場 所 ノ 區 劃 (第二十七條)	二硫化炭素ノ貯藏場所ハ區劃ヲ堅固ニシ「危險」注意等ノ標識ヲ以テ揭示セリ	

特別調査 項目	調 査				
	保 護 具 (第二十八條)	洗 面 含 嗽 入 浴 等 (第二十九條)	豫 防 藥 豫 防 食 餌	救 急 用 具 (第三十二條)	職 工 ノ 選 擇 作 業 轉 換 健 康 診 斷 實 施 狀 況
意 見	眼鏡、マスク、指サツク等ヲ支給シ使用セシム、内田式洗眼器一個ヲ備フ	洗面場合嗽入浴等ノ設備アルモ入浴ノ施設ナシ通勤工ナリヲ以テ食事ヲ給セズ飲料水ハ盛夏ニハ麥湯春秋冬ニハ湯茶ヲ給ス	豫防藥豫防食餌等支給セズ	救急箱ヲ門衛所ニ備フ	身體ノ各部完全ニシテ視力強キモノヲ試用ノ後採用ス 結膜炎ニ罹ルコト三回以上ノ受療ヲ毎月連續スルガ如キ者ハ作業ノ所屬ヲ轉換ス 健康診斷ハ近年實施セズ職工採用ニ當リテハ所定ノ醫師ニヨリ身體檢査ヲ行フ事トセリ
瓦 斯 定 量					昭和五年脫酸場ヨリ亞硫酸瓦斯中毒患者二名(約三週間にテ治ス)發生シタル外紡絲部ニテ結膜炎患者毎月凡ソ千人ニ對シテ十八名ノ割ニテ發生セリ
有 害 粉 塵					眼鏡及マスクノ改善ハ數回數種ニ亘リ實施セリ中毒患者ヲ發生シタル脫酸場ハ酸液ノ流出溝ヲ設ケ蓋ヲナシ洩出殆 ンドナキ標ニ努メタリ

作 業 工 程 ノ 概 略

「ツイスコース」式生産ニシテ原料バルブヲ苛性ソーダ液ニ浸漬シソーダ繊維素トヲ化合セシムルト同時に原料中ニ存スル有害不純物ヲ除去シ水壓機ニ依リ壓
搾シ過剰ノ苛性ソーダヲ除キ粉砕機ニテ細粉トナシ過度ニ熱成セシメタルモノヲ化合機ニ入レ二硫化炭素ヲ作用セシメ稀苛性液ニ溶解シ「ツイスコース」トナシ
適當ナル溫度中ニ數日間靜置熱成セシメ細管ニテ紡絲部ニ送ル、「ツイスコース」ハ紡絲機ノ硫酸バス内ノ硫酸ト亞鉛トノ化合セル凝固液中ニ直径〇・一耗ノ細
孔數十ヲ有スル「ノズル」ヨリ噴出シ媒觸作用ヲ受ケ纖維ノミ凝固シ絲狀トナレルヲ定メタル「デニール」ニテ廻轉ホピンニ巻取ル

1. 各作業室ノ廣サ窓及ビ除塵装置

種別	各作業別室			碎 莖 室	ムーラン室	屑 篩 室	自動製練機室	仕 課 室
	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ					
1. 作業室ノ廣サ	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	8.18	18.10	9.09	13.60	9.09
	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	12.70	10.90	10.90	11.80	6.36
	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	5.45	5.45	5.45	5.45	4.54
2. 窓	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	566.17	1075.23	539.99	874.61	315.07
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81
3. 通風機(除塵装置)	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	14.66	32.58	16.25	24.43	8.14
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81
3. 通風機(除塵装置)	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	1	12	1	1	1
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	0.2025	2.4300	0.2025	2.571	
	イ、面積	ロ、面積	ハ、面積	0.2025	2.4300	0.2025	2.571	

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内容	検査位置	検査空気量	一視野中ノ塵埃ノ数	一立方米中ノ塵埃ノ数	一立方米中ノ平均塵埃ノ数
碎 莖 室	イ、機械ノ前方(作業位置)	25 c.c	358	14,320,000,000	11,600,000,000
	ロ、機械ノ後方(作業位置)	"	373	14,920,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	139	5,560,000,000	
ムーラン室	イ、機械ノ側(作業位置)	25 c.c	132	5,280,000,000	9,613,333,333
	ロ、室ノ中央	"	79	3,160,000,000	
	ハ、室ノ端	"	510	20,400,000,000	
屑 篩 室	イ、機械ノ前方(作業位置)	25 c.c	572	22,800,000,000	
	ロ、機械ノ後方(作業位置)	"	527	21,080,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	404	16,160,000,000	
自動製練機室	イ、機械ノ側(A)(作業位置)	25 c.c	351	14,040,000,000	13,840,000,000
	ロ、" (B)	"	489	19,560,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	198	7,920,000,000	
仕 課 室	イ、作業位置		40	1,600,000,000	1,313,333,333
	ロ、室ノ中央		49	1,900,000,000	
	ハ、室ノ端		11	440,000,000	

工場名 A 工場
 検査年月日 昭和九年二月十五日午後三時
 天候 曇微風

麻ノ梳解作業工場ニ於ケル塵埃測定成績表

(備考)

1. 作業室ノ廣サノ單位
 - A 間口、奥行、高さ
 - B 體積
2. 窓ノ單位
 - A 縦積
 - B 面積
3. 除塵装置機ノ單位
 - A 出口ノ直徑
 - B 出口ノ面積
4. 検査位置
 - 各作業位置ニ於ケル顔面ノ高さニテ採氣セリ
5. 検査空気量
 - 二五c.c及五〇c.c
 - c.c(立方センチメートル)
6. 一視野中ノ塵埃數
 - 検査空気量中ニ含ム塵埃數ヲ示ス
7. 一立方米中ノ平均塵埃數
 - 検査空気量中ノ塵埃數ヲ基數トシテノ計算値一立方米中ノ平均塵埃數ヲ示ス
8. 一立方米中ノ平均塵埃數
 - 同上計算値ノ平均値
9. 使用粉塵測定器
 - ツアイス製粉塵測定器
10. 検査工場數
 - 七 工場

A 株式会社各製練工場ノ仕課室ヲ除ク各作業室ニ於テ作業室内ニ浮揚セル粉塵ハ其量著シク多量ナルヲ以テ特別ノ光(日光ガ暗所ニ射入スルガ如キ)ニ依ラザルモ其飛揚状態ヲ見ルコトヲ得

F 株式会社並ニG工場ノ各作業室ニ於テハ浮揚セル粉塵量ハ少ナキヲ以テ日光ガ暗所ニ射入スルガ如キ特別ノ光ヲ以テスルニ非ザレバ知ル能ハズ

而シテ各検査空気量中ニ含有セラルル粉塵ハ特別ノ光(暗視野装置ノ如キ)ノ下ニ於テノミ輕ウシテ肉眼ヲ以テ其ノ存在ヲ認メ得ベキモノニシテ其ノ形状ノ如キハ顯微鏡ヲ以テシテ初メテ識別シ得ル程度ノモノナリ

1. 粉塵ノ數量 別表ノ通り
2. 粉塵ノ形状 何レモ無定形ノ結晶性形態
3. 大 一〇耗以下

1. 各作業室ノ廣サ窓及ヒ除塵装置

種別	作業場別		粗線室		ムーラン室		碎莖室		仕課室		事務室	
	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	ニ、體積	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積
1. 作業場ノサ	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	ニ、體積	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積
	9.39	10.90	6.36	656.92	0.909	1.810	9	14.80	圓形	0.363	1	0.103
	22.72	10.90	6.36	1575.04	0.909	0.909	25	41.13	正方形	0.363	18	2.371
	10.90	10.90	6.36	755.63	0.909	1.210	9	7.43	圓形	0.363	1	0.103
2. 窓	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積				
	0.909	1.810	9	14.80	圓形	0.363	1	0.103				
	0.909	0.909	4	3.30	正方形	0.363	18	2.371				
	0.909	1.210	25	41.13	圓形	0.363	1	0.103				
3. 除塵装置 (通風機)	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積				
	0.909	1.810	9	14.80	圓形	0.363	1	0.103				
	0.909	0.909	4	3.30	正方形	0.363	18	2.371				
	0.909	1.210	25	41.13	圓形	0.363	1	0.103				

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内課 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ塵埃中ノ數		
			一立方米中ノ塵埃數	一立方米中ノ平均塵埃數	
粗線室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	920	36,800,000,000	
	ロ、機械ノ側 (作業位置)	"	1,195	47,800,000,000	32,933,333,333
	ハ、室ノ中央	"	355	14,200,000,000	
ムーラン室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	893	35,720,000,000	
	ロ、室ノ中央	"	171	6,840,000,000	25,786,666,666
	ハ、室ノ端	"	870	34,800,000,000	
碎莖室	イ、機械ノ前方 (作業位置)	25 c.c	172	6,880,000,000	
	ロ、機械ノ後方 (作業位置)	"	213	8,520,000,000	9,626,666,666
	ハ、室ノ中央	"	337	13,480,000,000	
仕課室	イ、作業位置	25 c.c	84	3,360,000,000	
	ロ、室ノ中央	"	78	3,120,000,000	2,466,666,666
	ハ、室ノ端	"	23	920,000,000	
事務室	イ、執務位置	50 o.c	57	11,400,000	
	ロ、室ノ中央	"	26	5,200,000	7,066,666
	ハ、室ノ端	"	23	4,600,000	

工場名 C 工場
 検査年月日 昭和九年二月十二日午後三時
 天候 晴 風ナシ

1. 各作業室ノ廣サ窓及ヒ除塵装置

種別	各作業室別		粗線室		正線室		碎莖室		仕課室		事務室	
	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	ニ、體積	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積
1. 作業室ノサ	イ、間口	ロ、奥行	ハ、高さ	ニ、體積	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積
	12.70	5.45	5.45	377.22	0.848	1.810	6	9.209	正方形	0.454	2	0.412
	12.70	18.18	5.45	1,260.63	0.848	0.909	4	3.083	正方形	0.454	8	1.648
	10.90	7.27	5.45	431.87	0.848	0.909	20	6.166	正方形	0.454	1	0.206
2. 窓	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積				
	0.848	1.810	6	9.209	圓形	0.454	2	0.412				
	0.848	0.909	4	3.083	正方形	0.454	8	1.648				
	0.848	1.810	20	6.166	圓形	0.454	1	0.206				
3. 除塵装置 (通風機)	イ、縦	ロ、横	ハ、箇數	ニ、面積	イ、出口ノ形	ロ、出口直徑	ハ、箇數	ニ、出口面積				
	0.848	1.810	6	9.209	圓形	0.454	2	0.412				
	0.848	0.909	4	3.083	正方形	0.454	8	1.648				
	0.848	1.810	20	6.166	圓形	0.454	1	0.206				

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内課 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ塵埃中ノ數		
			一立方米中ノ塵埃數	一立方米中ノ平均塵埃數	
粗線室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	732	29,280,000,000	
	ロ、室ノ中央	"	177	7,880,000,000	20,640,000,000
	ハ、室ノ端	"	639	25,560,000,000	
正線室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	82	3,280,000,000	
	ロ、室ノ中央	"	93	3,720,000,000	5,320,000,000
	ハ、室ノ端	"	224	8,960,000,000	
碎莖室	イ、機械ノ前方 (作業位置)	25 c.c	324	12,960,000,000	
	ロ、機械ノ後方 (作業位置)	"	807	32,280,000,000	2,473,333,333
	ハ、室ノ中央	"	724	28,960,000,000	
仕課室	イ、作業位置	25 c.c	29	1,160,000,000	
	ロ、室ノ中央	"	30	1,200,000,000	1,226,666,666
	ハ、室ノ端	"	33	1,320,000,000	
事務室	イ、執務位置	50 c.c	43	8,600,000	
	ロ、室ノ中央	"	38	7,600,000	6,033,333
	ハ、室ノ端	"	23	4,600,000	

工場名 B 工場
 検査年月日 昭和九年三月十六日午後一時三十分
 天候 晴 風ナシ

1. 各作業室ノ廣サ窓及ヒ除塵装置

種別	作業室別		ムーラン室	碎莖室	屑篩室	仕譯室	
	イ、間口	ロ、奥行					
1. 作業室ノ廣	ハ、高さ	ニ、體積	19.09	9.09	5.45	9.09	
			10.90	10.90	13.03	7.27	
			6.06	6.06	3.03	4.54	
			1260.97	600.43	215.19	300.02	
2. 窓	イ、縦	A.	0.912	A.	0.912	A.	0.912
		B.	0.813	B.	0.912	B.	1.06
		C.	0.363				
	ロ、横	A.	1.81	A.	1.810	A.	1.81
		B.	1.81	B.	0.912	B.	1.81
		C.	0.54				
ハ、箇數	A.	21	A.	10	A.	1	
	B.	21	B.	2	B.	1	
	C.	14					
ニ、面積		68.501	18.17	3.585	6.602		
3. 除塵装置 (通風機)	イ、出口ノ形		正方形	正方形			
	ロ、出口直径		0.45	0.45			
	ハ、箇數		10	1			
	ニ、出口		2.060	0.206			

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内課 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 平均塵埃數
ムーラン室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	756	30,240,000,000	19,013,333,333
	ロ、室ノ中央	"	404	16,160,000,000	
	ハ、室ノ端	"	266	10,640,000,000	
碎莖室	イ、機械ノ前方 (作業位置)	25 c.c	326	13,040,000,000	26,520,000,000
	ロ、機械ノ後方 (作業位置)	"	1103	44,120,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	560	22,400,000,000	
屑篩室	イ、機械ノ前方 (作業位置)	25 c.c	310	12,040,000,000	11,426,666,666
	ロ、機械ノ後方 (作業位置)	"	217	868,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	339	13,560,000,000	
仕譯室	イ、作業位置	25 c.c	35	1,400,000,000	2,120,000,000
	ロ、室ノ中央	"	65	2,600,000,000	
	ハ、室ノ端	"	59	2,360,000,000	

工場名 E 工場
 検査年月日 昭和九年三月十日午後四時
 天候 曇 風ナシ

1. 各作業室ノ廣サ窓及ヒ除塵装置

種別	作業室別		自動製線機室	屑篩室	ムーラン室	仕譯室	事務室	
	イ、間口	ロ、奥行						
1. 作業室ノ廣	ハ、高さ	ニ、體積	18.18	9.39	14.54	15.45	6.36	
			10.90	10.90	10.90	10.90	4.54	
			5.45	5.45	5.45	4.54	3.63	
			1079.98	557.81	863.74	764.55	104.81	
2. 窓	イ、縦	A.	1.21	1.21	1.21	1.21	0.78	1.21
		B.	1.81	1.81	1.81	2.72	1.81	1.81
		C.	15	6	16	1	8	4
	ロ、横	A.	15	6	16	1	8	4
		B.	15	6	16	1	8	4
		C.	15	6	16	1	8	4
ハ、箇數	A.	15	6	16	1	8	4	
	B.	15	6	16	1	8	4	
	C.	15	6	16	1	8	4	
ニ、面積		—	—	35.04	3.29	11.29	8.76	
				38.33		20.05		
3. 除塵装置 (通風機)	イ、出口ノ形		圓形(特種排塵機)	正方形	正方形			
	ロ、出口直径		0.912	0.363	0.363			
	ハ、箇數		1	2	8			
	ニ、出口面積		0.652	0.263	1.054			

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内課 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 平均塵埃數
自動製線機室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	1405	56,200,000,000	25,880,000,000
	ロ、室ノ中央	"	145	5,800,000,000	
	ハ、室ノ端	"	391	15,640,000,000	
屑篩室	イ、機械ノ前方 (作業位置)	25 c.c	825	33,000,000,000	34,240,000,000
	ロ、機械ノ後方 (作業位置)	"	889	35,560,000,000	
	ハ、室ノ中央	"	854	34,160,000,000	
ムーラン室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	505	20,200,000,000	12,146,666,666
	ロ、室ノ中央	"	301	12,040,000,000	
	ハ、室ノ端	"	105	4,200,000,000	
仕譯室	イ、作業位置	25 c.c	177	7,080,000,000	4,040,000,000
	ロ、室ノ中央	"	76	3,040,000,000	
	ハ、室ノ端	"	50	2,000,000,000	
事務室	イ、執務位置	50 c.c	24	4,800,000	4,800,000
	ロ、室ノ中央	"	31	6,200,000	
	ハ、室ノ端	"	17	3,400,000	

工場名 D 工場
 検査年月日 昭和九年三月十八日午後二時
 天候 晴 風ナシ

1. 作業室ノ廣サ窓及ビ通風機

種別	作業室	作業室
1. 作業室ノ廣サ	イ、間口	9.09
	ロ、奥行	27.20
	ハ、高さ	4.50
	ニ、體積	1112.61
2. 窓	イ、縦	1.66
	ロ、横	1.51
	ハ、箇數	17
	ニ、面積	42.61
3. 通風機	イ、出口ノ形	圓形
	ロ、出口直徑	0.454
	ハ、箇數	5
	ニ、出口面積	0.809

2. 作業室塵埃検査内容

検査内訳 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 平均塵埃數
作業室	イ、機械ノ側 (作業位置)	25 c.c	—	1,840,000,000	2,673,333,333
	ロ、機械ノ前方 (作業位置)	"	—	2,900,000,000	
	ハ、機械ノ後方 (作業位置)	"	—	3,280,000,000	
同上作業室	イ、室ノ中央	25 c.c	—	1,440,000,000	1,920,000,000
	ロ、室ノ端	"	—	1,360,000,000	
	ハ、室ノ角	"	—	1,160,000,000	

工場名 G 工場
 検査年月日 昭和九年三月二日午後二時
 天候 曇 強風

1. 各作業室ノ廣サ窓及ビ通風機

種別	各作業室別	刷梳機室	撚絲室	岩絲室	トロン室	仕上室
1. 作業室ノ廣サ	イ、間口	12.7	14.5	14.5	11.8	12.7
	ロ、奥行	34.5	10.9	36.3	27.2	47.27
	ハ、高さ	4.2	4.2	4.5	4.5	4.2
	ニ、體積	1840.23	663.81	2289.62	1790.57	2522.00
2. 窓	イ、縦	0.780	0.757	0.909	1.00	0.757
	ロ、横	1.960	1.720	2.336	2.33	1.720
	ハ、箇數	15	10	2	30	24
	ニ、面積	22.932	13.020	4.246	63.702	55.92
3. 通風機	イ、出口ノ形	圓形	圓形	圓形	圓形	圓形
	ロ、出口直徑	0.303	0.545	0.545	0.545	0.566
	ハ、箇數	2	4	4	3	7
	ニ、出口面積	0.144	0.9326	0.9326	0.699	1.760

2. 各作業室塵埃検査内容

検査内訳 作業室別	検査位置	検査空気量	一視野中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 塵埃數	一立方米中ノ 平均塵埃數
刷梳機室	イ、機械ノ側 (作業位置)	50 c.c	140	28,000,000	48,333,333
	ロ、室ノ中央	"	360	72,000,000	
	ハ、室ノ端	"	225	45,000,000	
撚絲室	イ、機械ノ側 (作業位置)	50 c.c	270	54,000,000	51,666,666
	ロ、室ノ中央	"	280	56,000,000	
	ハ、室ノ端	"	225	45,000,000	
岩絲室	イ、機械ノ側 (作業位置)	50 c.c	81	16,200,000	22,466,666
	ロ、室ノ中央	"	137	27,400,000	
	ハ、室ノ端	"	119	23,800,000	
トロン室	イ、機械ノ側 (作業位置)	50 c.c	137	27,400,000	21,600,000
	ロ、室ノ中央	"	116	23,200,000	
	ハ、室ノ端	"	71	14,200,000	
仕上室	イ、作業位置	50 c.c	50	10,000,000	9,333,333
	ロ、室ノ中央	"	44	8,800,000	
	ハ、室ノ端	"	46	9,200,000	

工場名 F 工場
 検査年月日 昭和九年三月五日午後十時
 天候 晴 微風

長野縣ニ於テハ昭和八年度八、九月ノ健康診断ニ際シ製絲女工ノ體格ニ關スル特別調査ヲ行ヒ製絲女工ノ體格ノノルム及發育狀態等ヲ調査セシコトハ昭和八年度監督年報ニ記載セシナルモ其ノ調査ノ結果ヲ完了セルヲ以テ其ノ成績ヲ左ニ掲ゲン

長野縣ニ於ケル製絲女工ノ體格並ニ發育ニ就テ

長野縣衛生技師 畑 昇

近來産業衛生方面ニ於テ、身體検査、殊ニ勞働者採用時ニ於ケル身體検査ノ重要性ガ盛ンニ唱導サレテキルガ、身體検査ニ當ツテ形態學的計測ガ必須ノ條件ナルコトハ、此處ニ詳述スル必要ヲ認メナイ、從テ形態學的計測ノ結果ヲ各産業部門別ニ知ル事ノ必要性モ亦論議ノ餘地ハナイ

製絲女工ニ關スル此等ノ業績ヲ觀ルニ極メテ少ク、製絲女工ニアリテハ、竹内、石田兩氏ノ部分的業績ヲ舉ゲ得ルニ過キナイ、若カモ同シ製絲女工ト雖モ、製絲方法出身地、親ノ貧富及ビ職業、工場所在地ノ氣候、風土等ソノ身體的發育ニ影響スベキ因子ハ多種多様デアツテ、製絲女工ノ體格ヲ知ルニハ廣キ且ツ多數ノ材料ヲ必要トスルモノデアアル、此ガ一助トシテ、余モ、長野縣工場課ニ職ヲ奉ジツツ實際長野縣ニ於ケル製絲女工ノ發育並ニ體格ニ就テ聊カ研究シタ結果ヲ、此處ニ報告シテ諸賢ノ批判ヲ仰ギタイト思フ、此處ニ體格並ニ發育ト稱スルノハ、勿論形態學的計測ニヨツテ知リ得ル範圍内ノモノデアリ

一、長野縣ノ製絲女工ノ身長ハ一般女子ニ比較シテ大約二種低ク、其ノ發育ハ稍々遅レ、一七—一八歳ヲ以テ發育ハ略々完了シソノ大キサハ大約一四八種デアアル、岡山縣紡績女工ニ比較シテ稍々高イガ、發育ハ稍々遅レテキル、發育ノ遅レルノハ恐ラク長野縣ノ地方的特徴デアルト思ハレ、製絲女工ノ生活ハ身長ノ發育ニハ好影響ヲ持タヌモノノ様デアアル

二、體重ハ、測定時期ガ夏季デアアル點ヲ考慮セヌ場合ハ、岡山縣紡績女工ヨリハ大約二種少ク、發育モ稍々遅レ略々一九歳ヲ以テ發育ハ完了スル、ソノ大キサハ大約四六種デアアル、製絲女工ノ生活ノ體重ノ發育ニ及ボス影響モ身長ノ場合ト同様ナ事ガ考ヘラレル

三、胸圍ハ岡山縣紡績女工ヨリ略々三種少ク、發育ハ略々平行スル、發育完了期ハ略々一九—二〇歳デアツテ、ソノ時ノ大キサハ大約七八二種デアアル、製絲女工ノ生活ノ胸圍ノ發育ニ及ボス影響ハ、余ノ研究セル範圍内デハ全ク不明デアアル

四、座高ノ發育ハ、一般女子、岡山縣紡績女工等ニ比較シテ稍々遅レ、一七—一八歳ヲ以テ略々完了シ、ソノ大キサハ大約八一種デアツテ、一般女子ヨリモ大約一五種少デアアル、製絲女工ノ生活ノ座高ノ發育ニ對スル影響ニ就テモ、身長ノ場合ト同様ノ事ガ言ヘル

五、集團的ニ上膊圍ノ大小ヲ比較スルニハ、左右ノ孰レカヲ以テ代表シ得ルト考ヘラレル、上膊圍ハ一九—二〇歳ヲ以テ發育完了シ、ソノ大キサハ大約右二、七種、左二・二種デア、岡山縣紡績女工其ノ他ヨリハ小デアアル、製絲女工ノ上膊圍ノ發育ハ、余ノ比較セル他ノ職業群ヨリハ寧ロ早イモノノ様デアアル、製絲女工ノ營養ハ、集團的ニ考ヘテ良好テナイト考ヘラレル、此ガ何ニ起因スルカハ不明デアアル

六、身長體重比ハ、岡山縣紡績女工其ノ他ヨリハ小デアツテ、ソノ年齢ニヨル増加モ稍々遅レテキル、身長體重比ガ一定ノ値ヲ取ルニ至ル年齢ハ大約一九歳テソノ値ハ大約三一—テアル

七、比胸圍ハ緩ラカナ曲線ヲ畫イテ、略々一九歳ヲ以テソノ増加ハ終ル、其ノ時ノ大キサハ大約五二九種デアアル、長野縣女學生ヲ例外トシテ、山形縣女學生、岡山縣紡績女工等ハ、長野縣製絲女工ヨリ比胸圍ハ大デアアル
八、比座高ノ年齢的變化ハ見出セズ、ソノ大キサハ大約五四五種デアツテ、他ノ研究者ノ成績ヨリ稍々小デアアル、即チ、座高ト身長トハ略二・一ノ比例ヲ以テ發育スル

長野縣工場食改善實地指導報告

工場衛生ノ目的ハ工場勞働者ノ健康ヲ保持シ、體力ノ増進ヲ計リ、作業能率ノ増大ヲ望ムニアリ、コノ目的ノ達成ニ付テハ素ヨリ工場内ノ諸設備ヲ完備シ、之ヲ有效ニ利用スルハ最重要ナル方面ナルモ、更ニ日常不可缺ノ食事ノ問題即チ營養狀態ノ如何モ亦等閑視シ得ザル問題ナリ

營養ノ改善ガ職工ノ保健及能率ノ増進工場ノ經費節減等ニ甚大ナル效果ヲ與フルモノナルハ既ニ他府縣ノ報告ニ唱導セララルル處ナリ、本縣ニ於テモ、工場衛生ノ改善ニ付テハ、率先種々施設ノ獎勵ニ力メタル處ナルモ、工場食ノ改善ニ關シテハ未ダ見ルベキ成績ナカリキ、本會ココ二期スルトコロアリ昭和九年度ヨリ工場食改善營養普及ヲ企畫シ、營養技手ヲ設置シテ、先ツ實地計畫ノ第一歩トシテ、昭和九年六月ヨリ昭和十年二月迄ノ間ニ縣下十四ヶ所ニ於テ工場食改善講習會ヲ行ヒタル外、或ハ本會機關誌「信濃ノ工場」ニ毎號工場食ノ獻立表ヲ發表シテ準據スル處ヲ示ス等、銳意改善ニ努力シ來リタルガ、更ニ一面ニ於テ改善成績ヲ明確ナラシメ、今後ノ參考ニ供スル目的ヲ以テ、一工場ヲ選定シ六ヶ月ニ亘リテ改善實地指導ヲ試ミタリ、又、改善成績ノ觀察ヲ便ニスル目的ニテ、指導工場ト同様ノ相似タ條件ヲ具有スルト思料セラルル一工場ヲ選定シ、實地指導ヲナサズニ主トシテ體格比較方面ノ觀察ノ對象トナセリ、茲ニ報告セントスルハ指導工場ニ於ケル改善指導ノ概要ト、營養改善ガ女工ノ體格ニ及ボセル影響ニ付テ得タル成績ナリ

第一章 工場食改善實地指導概要

一、指導工場及對照工場

指導工場ハ職工數六五九名ヲ有スル某製絲工場ニシテ、體格比較ノ觀察ニ便スルタメノ對照工場モ亦職工數三五〇名ヲ有スル某製絲工場ナリ
指導工場ニ於ケル指導期間ハ昭和九年六月ヨリ同年十一月末ニ至ル六ヶ月間ナリ、改善ニ先ダチテ兩工場トモ、職工ノ糞便検査ヲ施行シ、寄生蟲ヲ有スル者ニハ驅蟲劑ヲ以テ驅除シ、效果ノ萬全ヲ期シタリ

二、工場食改善實地指導概要

イ、宣傳及従業員ノ營養知識啓發

工場食改善ノ實施ニ當リテハ、従業員ノ營養ニ關スル理解及一般ノ協力ヲ必要トスルヲ以テ、次ノ如キ方法ヲ以テ營養知識ノ涵養鼓吹ニ力メタリ

- (1) 營養講話 終業後ノ三〇分乃至一時間ヲ利用シ従業員ニ對シテ營養講話ヲ數回行ヘリ
- (2) 映畫會開催 營養知識ノ普及並ビニ慰安ヲ兼ネテ映畫會ヲ開催シ、従業員ニ觀覽セシメタリ、上映フィルムノ種類ハ次ノ如シ「營養ノ話」二卷「山岳禮讚」一卷「竹よりの光」三卷

第五章 工場衛生

月日	日九月四		日一十月四				月日
	主	一	主	夕	晝	朝	
料理名	押無砂精麥米	總給	馬煮味噌物汁	漬味噌物汁	漬味煮噌物汁	漬味噌物汁	食
一人當量額	四六〇	量	馬鈴薯干噌	馬鈴薯干噌	馬鈴薯干噌	馬鈴薯干噌	一人當量額
蛋白質	三・五三	六・四七	一・二九	一・二九	一・二九	一・二九	三・五三
脂肪	〇・二九	五・八	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	〇・二九
水分	三六三・四八	四三九・〇	四三三・四八	四三三・四八	四三三・四八	四三三・四八	三六三・四八
カロリー	一六四・九五	二一・一三	二四・六四	二四・六四	二四・六四	二四・六四	一六四・九五

日三十月		主	夕	晝	漬味
主	一				
料理名	漬味噌物汁	主	漬味噌物汁	漬味噌物汁	漬味噌物汁
一人當量額	四七〇	總給	馬鈴薯干噌	馬鈴薯干噌	馬鈴薯干噌
蛋白質	〇・八	五九・一	一・二九	一・二九	一・二九
脂肪	〇・〇六	六・七	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六
水分	五・六	四三三・四八	四三三・四八	四三三・四八	四三三・四八
カロリー	二六	二〇六・一	二四・六四	二四・六四	二四・六四

上記一週間ノ栄養量ヲ平均スレバ

食別	三要素成分		カロリー	食別	三要素成分		カロリー
	蛋白質	脂肪			蛋白質	脂肪	
主	三三・七三	〇・二九	一六四・九五	主	三三・七三	〇・二九	一六四・九五
副	一・二六	〇・〇四	一・二六	副	一・二六	〇・〇四	一・二六
計	三九・〇	二・九	一八五・四	計	三九・〇	二・九	一八五・四

即ち該工場ハ指導前ヨリ食事改善ニ關シ、關心ヲ有スル工場ナリシモ、未ダ蛋白質量及總カロリーニ於テ不足スルトコロアリ、特ニ脂肪量ノ九・三五ハ著名ニ少シ、又主副食ノ配率モ標準量ノ配率ヨリ惡シク、稍々主食偏重ニ陥シタレリ、又蛋白質トシテハ動物性蛋白質稍々少キ弊アリ、朝、晝、夕ノ食量ノ配分ニ於テモ晝食ニハ蛋白質、カロリー共ニ多カレドモ朝夕ハ少シ、爰ニ注意スベキハ前掲ノ數字ハ攝取量ニシテ、利用量ハ更ニ之ヨリ低下スベキ管ノモノナリ

二、指導中ノ栄養給與方法

第五章 工場衛生

一人一日當食費

(燃料、人件、器具備品費等ハ含まズ)

月別	改		善		計	月別	改		善		計
	昭八	昭九	昭八	昭九			昭九	昭八	昭九	昭九	
昭和八年六月	六・七〇	六・四一	六・五二	六・七三	三・三三	昭和九年三月	七・二五	二・五四	九・七九		
同 年七月	六・四一	六・五二	六・七三	六・八四	三・四四	同 年四月	六・九二	二・七七	九・六九		
同 年八月	六・五二	六・七三	六・八四	六・九五	三・四六	同 年五月	七・〇二	二・五四	九・五六		
同 年九月	六・七三	六・八四	六・九五	七・〇六	三・四八						
同 年十月	六・八四	六・九五	七・〇六	七・一七	三・七二						
同 年十一月	六・九五	七・〇六	七・一七	七・二八	三・七四						
同 年十二月	七・〇六	七・一七	七・二八	七・三九	三・七六						
昭和九年一月	七・一七	七・二八	七・三九	七・五〇	三・一八	同 年九月	七・六六	三・五三	一一・一九		
昭和九年二月	七・二八	七・三九	七・五〇	七・六一	三・一七	同 年十月	八・四四	三・二九	一一・七三		
同 年三月	七・三九	七・五〇	七・六一	七・七二	二・四六						
同 年四月	七・五〇	七・六一	七・七二	七・八三	一・〇〇三						
同 年五月	七・六一	七・七二	七・八三	七・九四	一・〇〇三						
同 年六月	七・七二	七・八三	七・九四	八・〇五	一・〇〇三						
同 年七月	七・八三	七・九四	八・〇五	八・一六	九・八〇						
同 年八月	七・九四	八・〇五	八・一六	八・二七	九・八〇						
同 年九月	八・〇五	八・一六	八・二七	八・三八	九・八〇						
同 年十月	八・一六	八・二七	八・三八	八・四九	九・八〇						
同 年十一月	八・二七	八・三八	八・四九	八・六〇	九・八〇						
同 年十二月	八・三八	八・四九	八・六〇	八・七一	九・八〇						

第三章 工場食改善ガ女工ノ體格ニ及ボセル影響

工場食ノ改善ガ女工ノ體格ニ如何ナル影響ヲ及ボセルカヲ形骸學的ニ觀察セント試ミタリ、謂フトコロノ體格トハ通常用ヒラルル計測個所ニツキ形骸學的計測ニヨツテ知リ得ル範圍内ノモノデアアル、改善指導工場ニ於テハ改善着手當時六月以降十一月ニ亙リ毎月毎ニ都合六回ノ左記方法ニヨリ身長、胸圍、體重、上膊圍ニ就テ定期的ニ測定シ、同時ニ参考ノタメ五分時體溫計ヲ用ヒテ、體溫ヲモ測定セリ、觀察ノ便ニ資スルタメ對照工場ニ於テハ六月以降十一月ニ亙リ隔日毎ニ同様個所ヲ同様ノ方法ニテ測定シ、測定結果ヲ比較對照セリ

測定時間ハ何レモ終業後ノ午後六時ヨリ八時迄ノ間ニ於テ、毎回同様條件ノ下ニ測定セリ、測定時間ノ選擇、測定時ニ起ル誤差等ニ就テハ實際問題トシテ種々ノ困難ノ伴フトコロアリタルモ極力コレニ配意シテ條件ヲ異ニセザルヤリ努メタリ、測定方法トシテハ、身長ハ垂直ナル身長計ヲ用ヒ、注意シテ垂直ナル壁面ニ沿フテ取設ケ、膝關節ノ伸展狀態ニ注意シテ測定シ、胸圍ハ金屬性卷尺ヲ用ヒ、背部ハ肩胛骨ノ直下前方ハ乳房ノ膨ミヲ上方ニ避ケテ第四肋骨上トシ、呼吸中間位ノ安靜位ヲ測定シ、上膊圍ハ右上下肢ヲ斜前方水平ニ舉上セシメ、上膊中央部ヲ卷尺ニヨリテ測定シ、何レモ〇・一程マテ讀ミ取レリ、體重ハ何レモ入浴前ヲ排尿セシメ、毎回同一條件ノ輕裝ヲ以テ測定シ、從ツテ「腰巻」ズロース」ヲ含ムモノヲ體重ト見做シ〇・一程マテ讀ミ取ルコトセリ、材料整理ニ際シテハ兩工場トモ全同受檢者ノミヲトリ、途中種々ノ條件ニテ測定ニ洩レタルモノハ總テ之ヲ除キ、ソノ結果指導工場ハ六五九人對照工場三〇〇人ヲ測定受檢者トシテ出發シタルモ、結局材料トシテ役立つタモノハ前者二九五後者二一八トナレリ、年齡ハ生年月日ヲ知り六月初回測定日ニ於テ計ハルニ年ノ式ニ從ヒ滿令ヲ計上シ、端數ノ日數ハ之ヲ一年ニ繰込ミタリ

(附記) 工場食改善ガ罹病率及線維能率ノ上ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤ、ソノ成績ニ就テモ觀察セント試ミタルモ何レモ榮養ノ然ラシムモノト速斷スルニ早急

感深キモノアリタルヲ以テ之ヲ除キタリ

第一節 身長ニ及ボス影響

指導工場ニ於ケル年齢別身長ノ平均ハ次ノ如シ

年 齡 別	人 員(人)	測 定						別(種)
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	
十二歳以上十三歳未満	二四	一四一・五	一四一・五	一四二・三	一四二・七	一四三・〇	一四三・〇	
十四歳以上十六歳未満	九九	一四五・九	一四六・一	一四六・四	一四六・六	一四六・九	一四六・七	
十七歳以上十九歳未満	九九	一四七・四	一四七・五	一四七・五	一四七・六	一四七・六	一四七・九	
二十歳以上二十四歳未満	六二	一四八・五	一四八・五	一四八・六	一四八・七	一四八・八	一四九・〇	
二十五歳以上	一一	一四五・九	一四五・九	一四六・一	一四六・〇	一四六・一	一四六・六	

對照工場ニ於ケル年齢別身長ノ平均ハ次ノ如シ

年 齡 別	人 員(人)	測 定						別(種)
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	
十二歳以上十三歳未満	三	一四〇・一	一四〇・一	一四〇・四	一四〇・四	一四〇・一	一四一・四	
十四歳以上十六歳未満	四四	一四六・七	一四六・七	一四七・三	一四七・三	一四七・五	一四七・八	
十七歳以上十九歳未満	七四	一四七・三	一四七・三	一四八・〇	一四八・〇	一四七・七	一四七・八	
二十歳以上二十四歳未満	八一	一四七・三	一四七・三	一四七・七	一四七・七	一四七・六	一四七・九	
二十五歳以上	一六	一四五・五	一四五・五	一四五・六	一四五・六	一四五・六	一四五・九	

次ニ兩工場トモ六月初回測定時ノ身長ト六ヶ月後ヲ經過セル十一月最終測定時ニ於ケル身長トノ増減ヲ年齢別ニ比較スレバ次表ノ如シ

年 齡 別	工 場 別	測 定						增	減
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月		
十二歳以上十三歳未満	對指	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	〇	〇	
	照導	一四〇・一	一四〇・一	一四〇・一	一四〇・一	一四〇・一	〇	〇	
	工工	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	〇	〇	
	場場	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	一四一・五	〇	〇	

第五章 工場衛生

年 齡 別	工 場 別	六 月 定 月 別 (種)		減 增
		六 月	十 月	
十四歳以上十六歳未満	對指	四四・七九	四四・六八	+
十七歳以上十九歳未満	對指	四七・三三	四七・八八	+
二十歳以上二十四歳未満	對指	四八・三九	四七・九〇	+
二十五歳以上	對指	四五・五九	四五・九六	+

以上ニヨツテ見ルニ、身長ニ於テハ僅カニ十一歳十二歳二十五歳以上ノ分布ニ於テ、指導工場ノ方優ル増加ヲ見タルモ、誤差範圍等ヲ考慮スルルトキハ身長ニ於テハ著明ナル變化ハ見出サレズ、思フニ製絲女工身長ノ發育ハ十二歳前後ヲ最高ニ一七―一八歳ヲ以テ發育ハ完了スルモノト思料セラル

第二節 體重ニ及ボス影響

榮養ノ改善ガ女工ノ體重ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤヲ觀察スルコトハ、體重ガ一面、全身ノ綜合的發育ノ指標トシテ、最も多ク評價サルル故ヲ以テ、興味アルコトニ屬ス、然ルニ事實ハ體重ハ榮養、勞働、性別、季節的變化、環境等ノ種々ノ條件ニ支配サルルコト多ク、將タシテ榮養ガ奈邊迄影響ヲ及ボスヤヲ兩工場ニ付テ、比較檢討スルコトハ榮養以外ノ他ノ條件ヲ全ク同一ニスルヲ要スベシ、コノ點ニ關シテハ指導工場、對照工場ノ選定ニ當テ配意セル處ナルモ、實際ニハ最困難ヲ感ズル點ナリキ

一、總括的觀察

指導工場ニ於ケル女工二九五五人ニ就テノ體重ノ經過ヲ表記スレバ左表ノ如ク

人 員	月 別		調 定		月 別		平 均	
	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	平 均	增 加 率 (%)
二九五五人	四四・八九	四四・八九	四四・八八	四五・四六	四六・六一	四八・二〇	平均(尙)	總 平均(尙)
	一〇〇	九七・九	九七・九	九九・一	一〇一・六	一〇五・〇	增加率(%)	增加率(%)

指導着手當時六月ノ測定結果ノ體重平均ハ四四・八九尙ヲ示シタルモ七月ニ於テハ減少シ、減量ノママ維持シ、九月ヨリ再び増加ノ傾向ニ向ヒ、十一月測定ニ於テハ四八・二〇尙ヲ示シ、六月當時ニ比シ、増加量二・三一〇尙ヲ得タリ、惟フニ改善着手當時六月ヨリ順次夏季ニ向ヒシタメ斯ノ如キ現象ヲ見タルベシ尙一考ヲ要スルハ夏季ニ於ケル作業場内ハ高温高濕ノ環境ニアルコト多ク、又發汗量ニ伴フ飲用水用量ノ相當多カルヤニ思料セラルル事實ハ、胃腸疾患ノ多キ現象ト相俟ツテ、コノ期ニ於ケル榮養給與ハ相當考慮ニ値スルモノト思惟セラル、次ニ對照工場ノ女工二一八人ニ就テノ平均體重ハ次表ノ如ク

人 員	月 別		調 定		月 別		平 均	
	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	平 均	增 加 率 (%)
二一八人	四七・三六	四七・三六	四六・一五	四七・六二	四八・七一	四八・七一	總 平均(尙)	增加率(%)
	一〇〇	一〇〇	九七・四	一〇〇・五	一〇二・九	一〇二・九	增加率(%)	增加率(%)

ニシテ六月ニ於テ四七・三六尙ヲ示シ、前者ト同一ノ傾向ヲ辿リ結局十一月ニ於テ四八・七一尙ヲ示シ其ノ増加量一・三五〇尙ヲ示シタリ、而シテ其ノ増加量ハ指導工場ノ約半ニ過ギズ

二、年 齡 別 觀察

指導工場對照工場ノ兩者ノ女工ニ付、年齢別ニ體重ノ經過ヲ觀察セントス、指導工場ニ於ケル年齢別期の體重ノ平均ハ左表ノ如シ

年 齡 別	人 數 (人)	調 定		月 別		別 (尙)	
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月
十二歳以上十三歳未満	二四	三八・二三	三七・八〇	三八・〇八	三九・〇二	三九・九五	四一・七二
十四歳以上十六歳未満	九九	四四・〇〇	四三・二八	四三・四二	四四・一四	四五・四一	四五・二二
十七歳以上十九歳未満	九九	四八・一四	四六・九〇	四六・八二	四七・二九	四八・三七	四九・八四
二十歳以上二十四歳未満	六二	四八・二三	四七・〇二	四六・七〇	四七・二三	四八・三五	五〇・〇六
二十五歳以上	一一	四六・六五	四四・七七	四五・〇一	四四・九六	四六・四二	四九・二六

次ニ對照工場ニ於ケル年齢別期の體重ノ平均ハ左表ノ如シ

年 齡 別	人 數 (人)	調 定		月 別		別 (尙)	
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月
十二歳以上十三歳未満	三	三三・四三	三三・四三	三二・八〇	三四・二〇	三五・六〇	三五・六〇
十四歳以上十六歳未満	四四	四五・八九	四五・八九	四五・一五	四六・六四	四七・七二	四七・七二
十七歳以上十九歳未満	七四	四七・五二	四七・五二	四六・二三	四七・八〇	四八・八七	四八・八七
二十歳以上二十四歳未満	八一	四八・一九	四八・一九	四六・八〇	四八・三一	四九・四〇	四九・四〇
二十五歳以上	一六	四九・〇五	四九・〇五	四七・七六	四八・五一	五〇・〇七	五〇・〇七

次ニ之ヲ兩者トモ六月測定ノ基準體重ヲ一〇〇トシ、各月ニ於ケル增加率(單位體重ニ對スル)ヲ計上シ、比較スレバ次表ノ如シ

年 齡 別	工場別	體 重 增 加 率 比 較 (單位體重ニ對スル)										
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	六 月	七 月	八 月	九 月	
十二歳以上十三歳未満	A	〇〇	〇〇	九八・九	九九・六	一〇二・一	〇〇	〇〇	九九・九	一〇二・一	〇〇	〇〇
	B	〇〇	〇〇	九八・三	九九・六	一〇〇・三	〇〇	〇〇	九九・一	一〇〇・三	〇〇	〇〇
十四歳以上十六歳未満	A	〇〇	〇〇	九八・三	九九・七	一〇〇・三	〇〇	〇〇	九九・七	一〇〇・三	〇〇	〇〇
	B	〇〇	〇〇	九八・三	九九・七	一〇〇・三	〇〇	〇〇	九九・七	一〇〇・三	〇〇	〇〇
十七歳以上十九歳未満	A	〇〇	〇〇	九七・四	九九・七	九八・二	〇〇	〇〇	九九・七	九八・二	〇〇	〇〇
	B	〇〇	〇〇	九七・四	九九・七	九八・二	〇〇	〇〇	九九・七	九八・二	〇〇	〇〇
二十歳以上二十四歳未満	A	〇〇	〇〇	九七・七	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇
	B	〇〇	〇〇	九七・七	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇
二十五歳以上	A	〇〇	〇〇	九六・〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇
	B	〇〇	〇〇	九六・〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇	九九・七	九八・一	〇〇	〇〇

備考 工場別欄中Aハ指導工場ヲ、Bハ對照工場ヲ示ス

即チ上掲諸表ニヨリ考察スルニ、工場食ノ改善ハ女工ノ體重ニ影響ヲ及ボスコト著名ニシテ、特に上記成績ニ見ルニ體重ノ增加率ハ一歳ヨリ一六歳ノ發育期ニ於ケル者ニ於テハ、指導工場ト對照工場トノ間ニ著名ナル懸隔表レ、一七歳ヨリ二四歳ニ至ル通常製絲女工體重發育ノ完了期ト思料セラルル區域ニ於テ、體重增加率ハ略々相等シク、二五歳以上ノ區域ニ於テハ指導工場ノ方ハ對照工場ノ其レニ比シテ、夏季ニ於ケル體重減少度高キモ秋冷ニ向ツテ、ソノ恢復度ハ著名ニ高キヲ見タリ

第三節 胸圍ニ及ボス影響

指導工場ノ女工ノ年齢別胸圍ノ大キサハ左表ノ示ス如シ

年 齡 別	人 數	測 定										
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	六 月	七 月	八 月	九 月	
十二歳以上十三歳未満	二四	七一・五	七一・二	七〇・四	七一・二	七一・二	七一・五	七一・五	七一・五	七一・五	七一・五	七一・五
		七六・〇	七五・四	七四・九	七五・四	七五・四	七五・四	七五・四	七五・四	七五・四	七五・四	七五・四
十四歳以上十六歳未満	九九	七八・五	七八・八	七七・九	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
		七八・五	七八・八	七七・九	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
十七歳以上十九歳未満	九九	七八・六	七八・一	七七・二	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一
		七八・六	七八・一	七七・二	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一
二十歳以上二十四歳未満	六二	七八・六	七八・一	七七・二	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一
		七八・六	七八・一	七七・二	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一	七八・一
二十五歳以上	一一	七七・五	七六・六	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五
		七七・五	七六・六	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五	七六・五

對照工場ノ女工ノ年齢別胸圍ノ大キサハ左表ノ示スガ如シ

年 齡 別	人 數	測 定										
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	六 月	七 月	八 月	九 月	
十二歳以上十三歳未満	三	六五・二	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八	六四・八
		七七・二	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七
十四歳以上十六歳未満	四	七七・二	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七
		七七・二	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七	七七・七
十七歳以上十九歳未満	七	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
		七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
二十歳以上二十四歳未満	八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
		七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八	七八・八
二十五歳以上	一六	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四
		八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四	八一・四

次ニ兩者トモ六月基準胸圍ト六ヶ月ヲ經過セル十一月ニ於ケル胸圍トノ増減ヲ比較スレバ次表ノ如シ

年 齡 別	工場別	測 定										
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	六 月	七 月	八 月	九 月	
十二歳以上十三歳未満	對指	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
十四歳以上十六歳未満	對指	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
十七歳以上十九歳未満	對指	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
二十歳以上二十四歳未満	對指	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
二十五歳以上	對指	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導
	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導	照導

第四節 上膊圍ニ及ボス影響

榮養ノ集團的測定トシテノ上膊圍ニ付テ、榮養ノ改善ガ如何ニ上膊圍ノ上ニ及ボスヤ、ソノ影響ヲ觀察スルタメ測定ヲ行フタ、而シテ通常ノ如ク、右上膊ヲ以テ測定個所トセリ、指導工場ノ女工ノ年齢別上膊圍ノ大キサハ左表ノ如シ

年 齡 別	人 數	測 定									
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	六 月	七 月	八 月	九 月
十二歳以上十三歳未満	二四	二〇・三	二〇・三	二〇・九	二〇・一	二〇・一	二〇・二	二〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・八
		二〇・三	二〇・三	二〇・九	二〇・一	二〇・一	二〇・二	二〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・八

年 齡 別	人 數	測 定 月 別												
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	四 月		
十四歳以上十六歳未満	九九	二一・五	二一・七	二一・四	二一・四	二一・四	二一・六	二一・六	二一・六	二一・七	二一・七	二一・七	二一・七	二一・七
十七歳以上十九歳未満	九九	二二・八	二二・〇	二二・六	二二・六	二二・六	二二・六	二二・六	二二・六	二二・七	二二・七	二二・七	二二・七	二二・七
二十歳以上二十四歳未満	六二	二二・七	二二・九	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・六	二二・六	二二・六	二二・六	二二・六
二十五歳以上	一一	二二・六	二二・八	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四	二二・四

對照工場ノ女工ノ年齢別上膊圍ノ大キサハ左表ノ如シ

年 齡 別	人 數	測 定 月 別												
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	四 月		
十二歳以上十三歳未満	三	一八・五	一八・五	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三
十四歳以上十六歳未満	四四	二一・九	二一・九	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八	二一・八
十七歳以上十九歳未満	七四	二二・四	二二・四	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇
二十歳以上二十四歳未満	八一	二二・八	二二・八	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二
二十五歳以上	一六	二二・三	二二・三	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二

次ニ兩工場トモ六月測定ノ基準上膊圍ト六月後ヲ經過セル十一月測定ノ上膊圍トノ増減ヲ比較スレバ左表ノ如シ

年 齡 別	工 場 別	測 定 月 別												
		六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	四 月		
十二歳以上十三歳未満	對指	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
十四歳以上十六歳未満	對指	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
十七歳以上十九歳未満	對指	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
二十歳以上二十四歳未満	對指	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
二十五歳以上	對指	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照

即チ右表ニ依レバ指導工場ニ於テハ〇・五—〇・三種ノ増加ヲ示シタルモ、對照工場ニ於テハ一・一—〇・二種ノ減少ヲ示シタリ

總 括 及 批 判

イ、製絲工場ニ於ケル支給食ノ總熱量ハ平均二一五六カロリーテアル、而シテ支給食ノ總熱量ハ次ノ如キ分布ニアリ

區 分	工 場 數	調 査 工 場 數 對 比 %	區 分	工 場 數	調 査 工 場 數 對 比 %
二〇〇〇カロリー以下	二七	二・三八九	二〇〇一—二二五〇	二六	二・三〇〇
二〇〇一—二二〇〇	二二	一九・四七	二二〇一—二五〇〇	三八	三・三六三

然シテ樂園榮養ヲ考慮シテ製絲工場ニ於ケル熱量要求量ハ二二一〇—二二五〇カロリーヲ以テ充分ナリト思料セラル、而シテコノ範圍ニ違セザル工場ハ全工場ノ六六・三七%ヲ占ム

ロ、製絲工場ニ於ケル支給食ノ蛋白質質量ハ平均五九・一六瓦ナリ、而シテ支給食ノ蛋白質質量ハ次ノ如キ分布ニアリ

區 分	工 場 數	調 査 工 場 數 對 比 %	區 分	工 場 數	調 査 工 場 數 對 比 %
四五瓦未滿	六	五・三一	六六瓦以上七〇瓦未滿	一一	九・七三
四五瓦以上五〇瓦未滿	一五	一三・二七	七一瓦以上	一〇	八・八五
五〇瓦以上六五瓦未滿	七一	六二・八二			

製絲工場ニ於ケル蛋白質要求量標準ハ樂園榮養ヲ考慮シ、六五—七〇瓦ヲ適當ト思料セラル、而シテコノ範圍ニ屬スルモノ全調査工場ノ一八・五八%ニ過ギズ、然シテ動物性蛋白質ハ極端ニ少ク平均六・五一瓦ニシテ總蛋白質質量ノ一六・〇%ニアタル

ハ、主食攝取量ハ朝、晝、夕三食ニ於テ其ノ熱量ヨリ比スレバ大差ナク殆ンド同一量ヲトレリ、僅カニ晝食ト夕食ニ多キヲ見ル、而シテ其ノ喫飯量ハ一般女子ノ平均ニ比較シテ甚ダ高率ナルヲ以テ副食量ヲ増シ、喫飯量ヲ三合五勺前後ニ低減シテ主副食ノ調和ヲ計ルハ緊要ノコトト思料セラル

ニ、副食ノ配率ハ朝一晝一四夕〇・九ノ比ニシテ夕食ニ著ルシク少シ、主食ハ自由攝取ニ委ネ、副食ハソノ獻立作製時ニ於テ榮養量ノ配率ヲ朝一晝一夕二トスルヲ至當トシ、其ノ前提トシテ朝一晝一五夕一・五ノ暫定的方法ヲ講ズルカシテ副食配率ノ均衡ヲヨクスルコトハ肝要ノコトト思料セラル

ホ、食費額ノ調査ヲ一週間分ノ食事調査表ヲ以テスルハ比較的正確ヲ免レザルモ、之ヲ規模別ニ區分シ、主食費副食費、燃料費、人件費ニ付調査平均シタルニ左表ノ如シ

表中燃料費ハ製絲工場ニアリテハ蒸氣ノ一部ヲ以テ炊事ニ用ヘルタメ其ノ見積リガ工場毎ニ困難ノ點アリ、人件費ニ付イテモ費用決定ノ範圍ガ正確ナルモノアリ、比較的明瞭ナル主副食材料費ニ就テハ規模大ナルニ從テ低下スルヲ見ル

第五章 工場衛生

區分	調査工場數	主食費	副食費	燃料費	人件費	計
五十人未満	二五	一〇・〇五	五・七二	二・一一	一・〇〇	一八・八八
五十人以上百人未満	一四	一〇・七一	四・九七	一・四五	〇・六七	一七・八〇
百人以上三百人未満	五四	一〇・九五	四・一二	一・四二	〇・五九	一七・〇八
三百人以上五百人未満	一五	九・二六	五・四五	一・五二	〇・五四	一六・七七
五百人以上	五	八・四六	五・四六	一・四七	〇・四六	一五・八五

第十三節 産業及労働の衛生に関する文献

工場労働者の體力検査成績より見たる身體検査の基準 (熊澤、日本鐵道醫協會雜誌第二十卷第四號)
 佐賀縣下業従業者健康状態調査報告 (白幡、日本公衆保健協會雜誌第十卷第九號)
 專賣局煙草製造職工の體温に就て (労働保健資料昭和九年四月)
 人間の労働とその限界 (暉峻、日本工業協會々報第十五號)
 尿粘稠度に及ぼす労働の影響 (松島、労働科學研究第十一卷第五號)
 綿布工場の照明に関する研究 (柴山、労働科學研究第十一卷第四號)
 高温中に於ける作業の人體に及ぼす影響に就て (吉田、金澤醫科大學十全會雜誌第三十九卷第七號)
 紙綿纖維並に加工綿纖維吸入或は高温高湿度の結核性變化に及ぼす影響に就て (藤田、大阪醫學會雜誌第三十三卷第六號)
 労働者採用時の身體検査法特はその形態學的計測方面に就て (八木、労働科學研究第十一卷第五號)
 産業従業者の身體検査及健康診断に就て (長濱、醫事公論第一一六五號、第一一六六號)
 女子工場労働者の結核と採用時の體格に就て (丸山、労働科學研究第十一卷第二號)
 紡績女工の體格並に體力に関する研究 (西野、北海道醫學雜誌第十二卷第六號)

工場労働階級に於ける微毒の蔓延状態に関する研究 (大塚、労働科學研究第十一卷第三號)
 廣島縣木之江町カルシウム工場従業員の保健調査報告 (片瀬、日新醫學第二十三卷第十三號)
 佐賀縣に於ける業従業者の健康状態 (産業福利第九卷第九號)
 金澤地方專賣局職工の罹病状態に就て (労働保健衛生資料昭和九年八月)
 工場労働者の扁平足に関する調査 (黒田、産業福利第九卷第六號)
 通俗労働衛生講話 (助川、國民安全協會昭和九年五月)
 本邦工場衛生の進歩 (古瀬、産業と教育第一卷第五號)
 工場に於ける保健衛生 (外山、地方行政第四十二卷第二號)
 工場醫制度に関する私見 (鯉沼、醫業と社會第四卷第二十一、二十二號)
 工場用水の衛生 (鯉沼、産業福利第九卷第十一號)
 百貨店の温湿度及換氣に就て (鯉沼、衛生工業協會誌第八卷第一號)
 我社の工場體育 (渡邊、産業福利第九卷第四號)
 工場體育に就て (林、國民體育第二十卷第一號)
 職業病臨床學 (大西、診療大觀第八卷第二號)
 鐵道に於ける職業的疾患 (馬渡、日本鐵道醫協會雜誌第二十卷第八號)
 職業化と職業老 (鯉沼、産業福利第九卷第四號)
 人造絹絲工場に於ける二硫化炭素に関する衛生學的研究 (奥、國民衛生第十一卷第十一號)
 最近某ビスコース式人絹工場に於て發生したる二硫化炭素中毒に就て (徳原、産業福利第九卷第三號)
 二硫化炭素中毒の本態並に其の成因に関する實驗的研究 (柳橋、國民衛生第十一卷第六號—第十號)

一酸化炭素の衛生學的研究 (石原、醫海事報第二〇五八號)
 急性酸化炭素中毒の解毒に關する研究 (木下、日本病理學會誌第二十四號)
 檢温器工場職工の口腔診査成績 (羽田、日本齒科學會雜誌第二十七卷第四號)
 工業粉塵と塵肺 (大西、東京醫事新誌昭和九年四月)
 潜函病の豫防並に治療に關する研究 (酒井、東京醫學會雜誌第四十八卷第一號)
 工場災害事故の精神的原因に就て (淡路、東京帝國大學航空所彙報第一百五號)
 照明と炭害及疾病 (蒲生、勞働立法第一卷第二號)
 農漁村出身産業勞働者の爲に特殊サナトリウム設置を要望す (岩田、醫事公論第一二二〇號、第一二二一號)
 職工教育としての救急法 (佐久間、産業福利第九卷第十一號)
 婦人勞働と乳幼児愛護事業 (暉峻、社會事業第十八卷第一號)
 工場婦人と母性機能 (岩田、産科と婦人科第二卷第十二號)
 各種職業婦人に關する社會婦人科學的研究 (岩田、大西、西野、日本婦人科學會雜誌第二十九卷第五號—第九號)
 女子職業と身體的關係に就て (稻垣、職業指導第七卷第七號)
 勞働婦人に對し特に必要なる衛生問題 (鯉沼、勞働立法月報第四號、第五號)
 各種職業と身體的適應 (吉田、職業指導第七卷第一號—第十號)
 健康保險に於ける業務上の事由に因る齒科の傷病に就て (中川、産業福利第九卷第九號)
 工場従業者の作業服裝に就て (原田、産業福利第九卷第十二號)
 埼玉縣下各工場共同炊事の概況 (産業福利第九卷第一號)

第六章 工場災害

第一節 職工死傷數

(一) 概説

本年度法適用工場(工場數八六、七〇九、職工數二、〇〇四、七七五)〔工場法第二十七條の適用工場を除く〕及官設工場(工場數四八六、職工數一四三、九八六)に於て發生したる業務上の職工死傷數左の如し。

但重傷數は休業二週間以上及其の見込のもの、輕傷數は休業三日以上二週間未満及其の見込のものを示す。

種別	法適用工場		官設工場		合計
	八年度	九年度	八年度	九年度	
職工死亡數	五二一	三四	五五五	一〇	一、〇二〇
重傷數	一三、九五五	一、五五五	一五、一〇〇	一	一、五五五
輕傷數	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一	一、五五五
合計	一五、〇二一	一、五五五	一六、六〇五	二	一、五五五

之を前年度と比較し其の増減を見るに次の如し、猶前年度の職工數に對する本年度の増減を附記して比較に資せり。

種別	法適用工場		官設工場		合計
	八年度	九年度	八年度	九年度	
職工死亡數	三、四七三	一、一七一	三、〇三〇	一	三、〇三〇
重傷數	九、三三三	四、七〇八	一〇、〇四一	一	一〇、〇四一
輕傷數	三、三三三	一、〇七一	三、三三三	一	三、三三三
合計	一三、一〇九	六、五八六	一六、四一五	二	一六、四一五

昭和九年度に於ける職工数の増加は産業の全部門に亘り、其の増加總數二六五、〇二〇人に及び前年度職工數に比し實に一四・一％の増加に至れり。此の如く職工數の跳躍的增加を見たる結果として職工死傷者數に激増あるは免がらざる處なりしと雖も、八年度に對する其の増加率は二八・四％(死亡、重傷、輕傷等の内譯は前表の如し)に達し、就中法適用工場に於ける死亡數及重傷數は夫々五〇％前後の驚異的增加を示し、其の實數に於ては昭和二年以來の記録を遙かに凌駕せり。

改正工場法の實施(昭和二年)以來職工死傷者の發生數は略一定の下向曲線を追ふて遞減しつゝありしに拘らず、昭和七年を轉期として國家内外の情勢に急激なる變化を見ると共に、工場災害の發生率も亦急角度の上昇を示すに至れり。今官設工場を暫らく考慮の外に置き、法適用工場につき昭和九年度に於ける職工數の變化と死傷者發生狀況とを通覽するに、本邦産業の構成内容に急激なる變移を生じたるを以て、之が災害發生數に異常の變化を招きたる一原因たりしことを知る。

製絲業は本邦産業の大宗として多年斷然たる優位を保ち、現に昭和二年に於ては法適用工場全職工數の二三・三％(約四十萬人)を占めて紡績業織物業の職工數の和に比敵せしが、漸次轉落を續け昭和九年度に於ては俄然三萬人に近き減員を示し、全職工數の一五・〇％弱(約三十萬人)たるの位置にあり、辛じて第一位(中分類業務別より見て)に止まり得たるに反し、織物業紡績業の飛躍は極めて顯著なるものあり、夫々第二位(約二十七萬人)第三位(約二十三萬人)を占めて共に一兩年の間には製絲業を凌駕すべき趨勢にあることを示せり。

又機械器具工場職工數は昭和二年に於て法適用工場全職工數の一四・四％(約二十四萬人)たるに過ぎず、重工業原料に恵まれざる本邦として其の將來に危懼を懷かれ居りしに拘らず昭和七年以降幾何級數的飛躍を遂げ、昭和九年に於ては全職工數の二二・三％(約四十五萬人)を占むるに至れり。

化學工場に於ても亦類似の變化を看取し得る處にして、昭和二年に十八萬人なりし職工數が最近兩三年の間に二十七萬人以上を算するに至れり。

以上例示したるが如き著しき飛躍を遂げたる業務は何れも本質的に災害發生率高きものに屬するを以て之が災害發生數の増

加を齎したる重要原因たること明らかなり。

猶本年度の死傷者數を増大せしめたる突發的原因に九月二十一日の風水害あり。前掲の死傷者中死亡者四十九名、重傷者百三十八名(内官設工場十一名)は其の犠牲者にして輕傷に付いては其の實數詳かならざれども、死亡重傷者數のみを以て災厄の跡を推知するに難からず。不幸にも颱風通過の中心線は本邦産業の中樞地方を縫ひ、染織工場、機械器具工場等にして慘害を蒙りたるもの尠ならず。其のすべての死傷者を産業犠牲者として計上するに就ては論なきに非ざれども社會局としては報告數を其の儘取りたるを以て、之が死傷數を累加したる一因たり。

更に従來商工省所管に屬せし福岡縣八幡製鐵所が民營となりたる結果、之を法適用工場に包括したるを以て、法適用工場としての災害發生數を累加したる外觀を呈するに至れり。

以上掲記せるが如き諸事情は、工場災害を綜合的に見たる場合に職工死傷者數を増加せしめし原因たること明白なれども、之を以て直ちに作業場の危険性を増大せしめし結果とすべきに非ず。然し乍ら、死傷者累加の原因が決して前掲の如き不可避的事情のみに基くものに非ざることは、統計的數字の指示する處にして、工場監督行政上看過すべからざることに屬す。即ち法適用工場を三十一業務に分別し、箇々の業務につき死傷發生千人當率を算出して之を前年度と比較するに、死傷總數の發生率を上昇したる業務數一七を算し而かも之が特殊産業に偏在せずして廣く全産業部門に亘れるを見る。就中死亡及重傷發生率の著しく増加したる業務多き事實は、作業安全性の退化を見たる工場範圍甚だ廣さを示すものと謂ふべく、不熟練工の増加、労働時間の延長等が災害發生率に及ぼす悪影響を反映したるものと見るを得べし。

以上之を要するに昭和九年度は諸種の原因互に協合して著しく死傷發生數の増加を招來したるものと見るべきならんも、産業の躍進的變化に伴ひ特に工場法規の整備と監督機關の充實とに留意せざるべからざるを指示するものと謂ふべし。

以下項を分ちて死傷者の發生狀況を計數的に見ることとしたるが便宜上法適用工場と官設工場とは項を分ちて記述せり。

(二) 死傷數業務別比較

昭和九年中に發生したる死傷數を工場大分類別に分類して其の千人當率を比較すれば次の如し。

業種別	適用工場數	實數		計數		千人當率	
		死亡	重傷	死亡	重傷	死亡	重傷
計	二,〇〇,七五七	五三三	三,一九五	四,六三三	七,一三九	〇・三六	六・九六
染織工場	九三,二一〇	九四	一,四〇〇	三,五九〇	五,四三三	〇・一〇	三・八九
機械及器具工場	四六,九六一	二六	六,六〇〇	二,四三九	三,一六五	〇・〇七	五・四三
化學工場	二七,七九	一三	一,九六〇	六,二六六	八,三七五	〇・四四	三・八九
飲食物工場	九,四六〇	一三	一,九六〇	七,四〇〇	一,〇三六	〇・一四	八・〇四
雜工場	二,一五五〇	七	一,五五五	二,九九〇	四,六二〇	〇・三三	一・四三
特別工場	五七,八五五	七	一,七七四	四,七三三	六,五九九	〇・一一	八・八四
計	二,〇〇,七五七	五三三	三,一九五	四,六三三	七,一三九	〇・三六	六・九六
計							
計							

今之を前年度の死傷發生千人當率と比較して其の増減を%にて見るに左の如し。(* 印は増を示す)

業種別	業種別	死		重傷		輕傷		計	
		八九年	九九年	八九年	九九年	八九年	九九年	八九年	九九年
計	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
染織工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
機械及器具工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
化學工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
飲食物工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
雜工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
特別工場	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
計	〇・〇三三	〇・〇三三	* 一三七〇	一・五七	一八九	二〇四	四・七	三・八九	一五・〇
計									
計									

今前記大分類業務別比較の死傷發生率を更に中分類に分別すれば次の如し。

業種別	適用工場數	實數		計數		千人當率	
		死亡	重傷	死亡	重傷	死亡	重傷
計	二,〇〇,七五七	五三三	三,一九五	四,六三三	七,一三九	〇・三六	六・九六
染織工場	九三,二一〇	九四	一,四〇〇	三,五九〇	五,四三三	〇・一〇	三・八九
機械及器具工場	四六,九六一	二六	六,六〇〇	二,四三九	三,一六五	〇・〇七	五・四三
化學工場	二七,七九	一三	一,九六〇	六,二六六	八,三七五	〇・四四	三・八九
飲食物工場	九,四六〇	一三	一,九六〇	七,四〇〇	一,〇三六	〇・一四	八・〇四
雜工場	二,一五五〇	七	一,五五五	二,九九〇	四,六二〇	〇・三三	一・四三
特別工場	五七,八五五	七	一,七七四	四,七三三	六,五九九	〇・一一	八・八四
計	二,〇〇,七五七	五三三	三,一九五	四,六三三	七,一三九	〇・三六	六・九六
計							
計							

業種別	適用工場職工数	死亡		重傷		軽傷		計		千人当り	
		8年	9年	8年	9年	8年	9年	8年	9年	8年	9年
		増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)	
製紙業	三、〇七五			九、〇六	一、四六五	二、四〇〇	〇、六三〇	一、四七七	三、三二	三、八一九	
印刷業	四、九四〇			二、三三	三、三五	三、四〇〇	〇、〇三三	二、四九	七、七四	一〇、二五	
木工業	二〇、五五四			三、三三	四、七〇	七、〇〇〇	〇、三三三	二、四九	三、三九	三、四二	
その他	八、二九八			三、四	八、〇	一、一八八	〇、二七	三、九三	九、八九	一、四〇四	
電業	一、六七四			一、四〇	一、二六	二、九〇	〇、四九	八、三八	一、四四	七、三五	
金業	三、七五四			一、五〇	四、五〇	六、〇七	一、九〇	一、九〇	四、四〇	二、九〇	
瓦斯業	三、四七			五	一〇三	一、六	一、一	一、五七五	四、四〇	二、一〇	
計											

更に之を前年度と比較し死傷率の増減を見れば次の如し。

業種別	死亡		重傷		軽傷		計	
	8年	9年	8年	9年	8年	9年	8年	9年
	増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)	
製紙業	〇・〇二	〇・〇五三	・一七八	〇・二三六	〇・八	〇・九五	一・〇	一・二四
印刷業	〇・四三	〇・一三三	二・九三	一・三七七	三・一	二・三八	四・五	三・八八
織物業	〇・四七	〇・六四	四・七七	三・七〇	六・二	一・〇〇八	一・五	一・三二
染色業	〇・二六	〇・三六〇	四・七	五・三〇	二・七	一・八	一・八	一・三
綿業	〇・二二	〇・三九二	三・六四	四・二四	四・五	一・八一	一・八一	一・八一
その他	〇・一一〇	〇・四二	〇・七〇	一・二四	二・七	一・八一	一・八一	一・八一
機械業	〇・五一一〇	〇・四二二	一・六二六	一・五五五	五・九	五・一〇	七・六二	六・七二
金業	〇・一九五	〇・三四四	一・〇四	一・六一〇	五・七	五・七四〇	六・八三	七・三八四
船舶業	〇・三三〇	〇・四六六	一・六四二	一・八七〇	六・九	七・七六〇	八・六一	九・六七七
器具業	〇・三三〇	〇・四六六	一・六四二	一・八七〇	六・九	七・七六〇	八・六一	九・六七七
化学業	〇・〇八五	〇・〇六九	四・四七	五・九四	一・五	一・三一六	一・六	一・九一七
人護業	〇・〇三五	〇・一七一	三・一八	五・三五	一・七	一・八七三	二・一	二・四二五
計								

場工別特	場工雑	場工物食飲	場工	死亡		重傷		軽傷	
				8年	9年	8年	9年	8年	9年
				増減(→←)		増減(→←)		増減(→←)	
製紙業	〇・五五五	〇・六一七	一・二二	一・一七二	二・九〇	三・〇六八	四・〇八	四・三〇二	
印刷業	〇・四〇〇	〇・九九〇	九・二三	一一・二二	三・二〇	三・〇六五	四・一六	四・二八六	
木工業	一・六八六	〇・九三〇	一・九六六	一・九七〇	二・五〇	一・八五〇	三・三二	二・七六七	
その他	〇・二五〇	〇・五二七	四・七五	五・二五	一・〇三	八・七四	一・五三	一・四二二	
醸造業	〇・三七五	〇・一三五	二・三三	二・四〇	八・〇	九・六六	一・〇七	一・二二〇	
菓子製造業	〇・四四	〇・六二	二・二四	二・七四	九・三	四・四七	一・一七	七・二七	
精穀業	〇・七五	〇・四六	四・五二	四・九〇	一・三〇	一・〇〇	一・七	一・六三六	
ラムネ、水、鏡業	〇・〇五五	〇・一八四	五・九八	四・八〇	七・四	三・三二	一・三	八・三〇	
製糖業	〇・〇六八	〇・一八四	六・一一	六・二〇	一・一八	一・五五〇	一・八六	二・一七〇	
その他	〇・〇五五	〇・二二三	三・〇一	二・九二	五・七	七・二八	一・〇三二	一・〇三二	
製材業	〇・七六〇	〇・六二〇	一・三〇八	一・四三七	二・五・八	二・三・二〇	三・九・六	三・八・一九	
印刷業	〇・〇四五	〇・〇二二	二・一四	二・四九	五・八	七・七四	八・〇	一・〇二五	
木工業	〇・二二〇	〇・三四二	一・〇・九	二・〇八八	二・一・八	二・二・九〇	三・二・一	三・四・一	
その他	〇・二二〇	〇・二一七	三・三三	三・九三	八・一	九・八九	一・一・六	一・四・〇四	
電業	一・三一五	一・四三四	六・三三	八・三八	六・五	七・五四	一・四・二	一・七・三五	
金業	〇・二二〇	一・九〇〇	一・六・四〇	四・四〇	二・六	一・九・八〇	一・五・八一	一・六・二・一〇	
瓦斯業	〇・六九〇	一・四六〇	一・三・八四	一・五・七四	三・二・一	三・〇・〇〇	四・八・七	四・七・二〇	
計									

即ち三十一業務に分類したるとき死亡率の上昇を見たるもの二十、重傷率の上昇を見たるもの二十六、軽傷率の上昇を見たるもの十四にしてかく廣範圍に亘り職工の被害率を増大したるは好景氣に伴ふ作業危險性の増大を示すものなるべく、一日の労働時間數若くは労働量の増加、不熟練工の増加、又は作業設備の退化等の諸原因が互に協合したる結果と推定するに難からずして、次項に示す如き風水害の影響を蒙りたる業務ありと雖も、計數的には織物業、染色整理加工業、製絲業、器具製造業等の死亡千人當率を著しく上昇せしめたるに過ぎず、之が死亡重傷發生率の一般的上昇を招來したる主因たらざること明らかなり。

(三) 風水害に因る死亡及重傷者數

九月二十一日に因る死亡者及重傷者として報告ありたるものは一七六名にして、之を業務別に見るときは次の如し。

業種別	死亡		重傷		業種別	死亡		重傷	
	死	重傷	死	重傷		死	重傷	死	重傷
製絲業	2	2	0	0	製絲業	0	0	0	0
織物業	2	2	0	0	織物業	0	0	0	0
紡績業	1	1	0	0	紡績業	0	0	0	0
染色整理業	1	1	0	0	染色整理業	0	0	0	0
綿業	2	2	0	0	綿業	0	0	0	0
其他業	1	1	0	0	其他業	0	0	0	0
計	36	36	5	5	計	49	49	12	12
金屬品製造業	3	3	0	0	金屬品製造業	0	0	0	0
機械製造業	1	1	0	0	機械製造業	0	0	0	0
船舶製造業	1	1	0	0	船舶製造業	0	0	0	0
器具製造業	3	3	0	0	器具製造業	0	0	0	0
計	8	8	0	0	計	1	1	1	1
特別工場	0	0	0	0	特別工場	0	0	0	0
合計	47	47	5	5	合計	55	55	17	17

(四) 死傷數業務別原因別比較

昭和九年度法適用工場死傷數千人當率を機械的原因と非機械的原因とに分別すれば左の如し。

業種別	死		重傷		輕傷		業種別	死		重傷		輕傷	
	死	重傷	死	重傷	死	重傷		死	重傷	死	重傷	死	重傷
製絲業	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
織物業	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
紡績業	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034
染色整理業	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
綿業	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086
其他業	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045
計	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075
金屬品製造業	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
機械製造業	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
船舶製造業	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
器具製造業	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034
特別工場	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045
合計	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075

今之を前年度の千人當率と比較して其の増減を%にて見るに次の如し。(* 印は増を示す)

業種別	死		重傷		輕傷		業種別	死		重傷		輕傷	
	死	重傷	死	重傷	死	重傷		死	重傷	死	重傷	死	重傷
製絲業	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
織物業	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
紡績業	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034
染色整理業	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
綿業	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086	0.086
其他業	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045
計	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075
金屬品製造業	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
機械製造業	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
船舶製造業	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
器具製造業	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034
特別工場	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045
合計	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075

染織工場の機械的原因による死傷發生率を前年度に比較するに概して低下の傾向を追ひつゝありて、只重傷發生率の増加約一八%なる事實を知る。今染織工場の死傷發生状況を通覽するに、本年度に於て紡績業、織物業、染色整理加工業等の進出著しかりしを以て、之が機械的災害件數の増加を齎らしたること明らかなり。而して之等三業務について觀察するに職工の増加

率に比し機械的重傷発生率大にして、不熟練工の増加若くは労働量の増加たるべしと推知せらる。
 非機械的原因による死傷発生率に關しては偶發的原因に禍せられたる形跡明白にして、就中死亡災害については之を前年度に比較すべき限に非ずして、(前表に×印とせり)九月の風水害による死亡三十六名を出し、二月新潟縣下製絲工場寄宿舎が雪のために倒壊して死亡十三名を出し、又廣島縣下紡績工場寄宿舎の火災による焼死者五名を出したる等の慘事に遭遇したる結果とす。然し乍ら重傷率の上昇については偶發的天災的原因の影響は重視すべきに非ず、紡績業、織物業の事業發展と安全退化とが主因たり。

機械器具工場の機械的原因による死傷発生率を前年度に比較するときは、重傷率僅かに上昇し、輕傷率は殆んど二倍に近き上昇を示せり。前述の如く機械器具工場に屬する四業務は何れも前年度職工数の二五乃至三四%に相當する急激膨脹をなし、作業場の危険性増大を免がれざりしと思惟せらるるに拘らず、重傷増加率が僅少に過ぎざりしは寧ろ好成績とすべし。然し乍ら災害發生の分布状況を通覽するに起重機災害並に一般加工用機械の重傷者數著しく増加し、之等を中心として輕傷者數の驚くべき増加は、労働量の増加、不熟練工の増加を反映するものと見らる。

非機械的災害について見るに運搬作業、高所墜落、物體の落下飛來等に顯著なる災害増加を示し、筋肉労働上に危険の増大したる事實を知る。就中死亡重傷率の増加は此等の三原因が機械製造業及船舶車輛業に禍せる結果なり。

化學工場に於ける機械的災害は重傷率に於て僅少の上昇を見たるのみにして、窯業、製紙業、人絹業等の主要業務を初め全面的に職工数の増加著かりしにも拘らず、機械的設備に原因する災害數の激増を見ざりしは寧ろ偉とすべし。

非機械的災害に於ては運搬作業、高所墜落、高熱物體に因る火傷等の増加が一般的に看取せられ、労働量の増加を示す。又人絹業が職工数を五〇%以上増加し、之が災害數増加の一因たるを示すは注目の要あるべし。

飲食物工場に於ては其の包含する業務により職工数の増減一樣ならざると共に災害發生狀況も業務により内容を異にせり。綜合的に見るときは、機械的災害に於て僅少の上昇を示し、非機械的災害に於ては之に反して下降せり。只醸造業が職工数を

減じて却つて死傷者數を増加したること、又菓子製造業が、機械的原因による重傷者數を増加したること等は注目の要あり。

雑工場の災害は製材業及木工業によつて左右せらるる所にして、其の機械的原因による重傷率の上昇は、鋸機械の事故増加を示すものとす。非機械的原因による災害率上昇は、一般に職工數を増加したる結果の反映と見るべく特記すべき事由を認めず。

特別工場の災害發生率の變化は、八幡製鐵所の加入を示すものにして、之を前年度に比較するも意義なし。(前表には×印を附せり)今電氣業を分離して之を見るに職工數に殆んど變化なくして災害發生率に著しき増加を示せること、又瓦斯業に於て二〇%に近き職工數増加に伴ひ重傷發生率の上昇一四%に及びたるは、労働強化の半面を示すものなるべきか。

(五) 官設工場死傷發生狀況

昭和九年度に於ける官設工場の死傷數發生狀況は次の如し。

官廳別	職工數	實數		千		人		當	率
		死	傷	死	傷	死	傷		
内務省	三、一〇〇								
内務省	五、一四								
大藏省	二、三〇八								
陸軍省	三、一、五八三								
海軍省	七〇、〇〇三								
農林省	七、四六								
商工省	一、四四								
逓信省	二〇六								
鐵道省	一四、六〇八								
計	一四三、九八六	三四	一、五五五	三、三八九	四、九七八	〇、二三六	一〇、八	二三、五	三七、六

商工省管下にありし八幡製鐵所が民間に移りたるため官設工場職工に著しき變化を來したれども、陸軍省、海軍省に著しき増加ありたるため職工數に於ては寧ろ約四、〇〇〇名の増加となり、死傷者總數に於ては一、四〇〇名の減少を示せり。各省其

の軌を一にせずと雖も、一般法適用工場に比すれば、概して時局變化の影響を蒙ること輕微なるが如し。今之を八年度の死傷發生千人當率と比較して其の増減を見るに左の如し。

官廳別	死		傷		輕傷		計	
	八年	九年	八年	九年	八年	九年	八年	九年
内務省	〇・〇三七	〇・〇四三	一・三五〇	三・八七	一七・一五	一八・四	三二・五	二二・二七
陸軍省	〇・〇三九	〇・一五八	〇・九五	四・八六	六・四〇	四・九六	一九四・五	一九八・三
海軍省	〇・〇三〇	〇・三〇〇	一・二一三	一・三・七〇	二〇・二二	一五・三四	七・三五	六・九七
農林省	一・六〇五	一・三四	七二・六	六四・四	六六・八	二八・二	一三九・五	九四・〇
工商省	〇・三六二	〇・四一〇	二二・九	二一・九	六四・七	六七・〇	八八・〇	八九・三
鐵道省	〇・三五七	〇・二三六	一一・一	一〇・八	三四・二	二三・五	四五・七	三七・六
計	〇・三五七	〇・二三六	一一・一	一〇・八	三四・二	二三・五	四五・七	三七・六

第二節 災害事故數

(一) 概説

昭和九年度は各種業務全般に亘つて作業の繁忙を極めたるもの多くして、災害事故數著しく増加したり。即ち

- 火災 件數 八一一件
- 内圧容器の破裂 二八件
- 勢輪の破裂其他 五件
- 起重機事故 九件
- 工場附屬建設物の倒壊 一、一五六件(内九月二十一日の風水害一、〇九一件、其他六十五件)

五人以上死傷者を出したる事故 三十三件

の如き内容を示し、突發的天災たる風水害の影響を除くと雖も猶平年に比すべくも非ざる激増を示せり。今火災事故に關しては第四節に詳記したるを以て本節に於ては其の他の災害事故につき以下に述べたり。

(二) 内圧容器の破裂

汽罐其の他内壓力を有する容器の破裂事故は、件數二十八、負傷者四十六名(内死亡者十名) 損害金額二萬九千六十八圓にして、業務別、破裂したる設備の種類及び損害の明細は附表第九表(乙の内)(ロ)に示す如し。破裂したる汽罐は其の使用目的に於いて、汽罐取締令の適用を受けざる程度の低壓汽罐なるも、構造不備なる結果、内部に慮外の壓力を生じ災害を惹起したるもの多し、災害を起したる容器内の壓縮蒸氣又は瓦斯の種類より見れば蒸氣最も多く二十件にして總件數の七一・五%に相當す。蒸氣二〇、空氣三、アンモニア二、酸素一、其他二

此の種災害にして、事業主より報告せられたるもの、内數例を摘録すれば左の如し。

岐阜縣 (製絲業)

日 時 昭和九年十月二日午後六時

破裂シタル設備 二重型ライスホイラー、容量三斗焚、使用目的、炊事、飯煮用、製造年月、昭和五年七月、常用壓力、二十五封度平方吋、破裂當時ノ使用壓力、二十五封度平方吋

事故發生ノ狀況 炊事場ニ於テ從來ヨリ使用セル三斗焚ライスホイラーノパツキングニ破損アリシ爲、當時出入リノ鐵工所職工某ニ修繕セシメ、作業ヲ終リ蓋ヲ緊締シ蒸氣漏洩ノ試験中突然破裂シ前記職工某外一名負傷セリ

災害ニ依ル損害 負傷者二名、金額四十圓

福岡縣 (製紙業)

日 時 昭和九年二月二十七日午後五時五十五分

破裂シタル設備 回轉式乾燥器、徑七呎、長六呎八吋、罐壁厚一時鐘板厚一時八分一、常用汽壓十五封度ノ平方吋、安全弁ハ無ク一時排水管一個ヲ設備ス

事故發生ノ狀況 該器ハ午後五時三十分運轉ヲ停止シ、係職工ノ三名ハ何レモ階下ニアリテ古毛布ト新毛布ノ取替作業ニ從事中ナリ然ルニ火夫某ハ風呂沸シ

ノ爲、該器ノ排汽ヲ求メントシテ乾燥器ノ給汽弁ヲ開キタリ、某ハ該弁ノ開キ加減ヲ承知シ居ラザルニモ不拘午後五時四十五分大重量ノ蒸
汽ヲ送りタル結果、該乾燥機内ノ汽壓高騰シ午後五時五十五分ニ至リ破裂シタルモノナリ

災害ニ依ル損害

死者一名、重傷者六名、輕傷者二名、損害金額五、五五七圓

警視廳 (製藥業)

昭和九年二月二十日午前一時二十五分

破裂シタル設備

化學反應釜

事故發生ノ狀況

二月十九日午後十時頃A工場七一號機ニ「パラニトロフェネートル」製造ノ目的ヲ以ツテ「パラニトロクロルベンゾール」ニ〇〇疋、苛性ソー
ダニ二〇疋、回收酒精一、〇〇〇疋ヲ裝入シ、二十時間沸騰反應セシムル作業ヲ開始セルニ、翌二十日午前一時二十五分、原因ハ不明ナレド
モ、恐ラク回收酒精ノ濃度薄キモノヲ入レシタメ、水量多ク、沸騰ニ多量ノ蒸汽ヲ要シ、其ノ要求ニ應ズル爲多量ノ送汽ヲナシタル儘放置
シタル結果過熱スルニ至リタルカ又ハ循環冷却機ノコックヲ締メ忘レ氣化物ヲ冷却スルニ由ナク内壓ガ上昇シタルニ因ラン、作業主任、〇
〇某ハ通常現場ニ居ラザルニ不拘、當時現場ニ立合ヒタルニヨリ、異狀アリタル爲工場へ出向キ、某係員ト處置シ居タル事ハ想像サル、因
ニ七一號機ハ内槽一〇〇封度、外槽一〇〇封度ノ水壓試驗ヲ行ヒタルモノニシテ最高使用壓力ハ内槽三〇封度、外槽五〇封度ニシテ通常ハ
〇乃至一〇封度ニテ十分反應ヲ行ヒ得ルモノトス、其ノ際ノ内槽内ノ溫度ハ攝氏九〇度前後ナリ

災害ニ依ル損害

死亡三名、輕傷一名、金額四、二〇〇圓

兵庫縣 (麥酒及清涼飲料水製造業)

昭和九年二月八日午後二時

破裂シタル設備

麥酒貯藏タンク

事故發生ノ狀況

該タンクハ直徑八呎、長サ十八呎、厚サ鋼板四分ノ一吋、鏡板八分ノ三吋、(軟鋼板)ニシテ、接合部分ハ全部電氣熔接ニ依リ工作サレタル
モノナリ、該設備ハ昭和九年一月据付ヲ完了シ、製作者ニ於テ工場ニ受渡シノ爲契約試驗二十封度水壓試驗ノ代リニ、便宜空氣試驗ヲ行
ヒタルモノトス、當時壓力ヲ保有セザル故、安全弁、壓力計ノ設備無シ)破裂當時ノ壓力ハ、約十二、三封度ト推定サレ、始メ壓力上昇中
ノタンク破裂シ、次イテ隣接ノ二十封度上昇、漏洩試驗中ノモノ破裂セリ、尙現場ニ臨檢セル係員ハ本災害ニ對シテ次ノ如キ意見ヲ附記シ
タリ
破裂ノ裂開部分ハ總テ接合線ニシテ、其ノ断面ヲ見ルニ、融着狀態不良ナリ、之明カニ熔接技術ノ拙劣ナルヲ證スルモ、尙一面斯カル尅大
ナル容器ニシテ、材料厚薄キ品物ハ運搬、積卸等取扱中不注意ノタメ外傷ヲ受ケ易キモノナルモ、此ノ點遺憾ノ形跡アリ

福岡縣 (足袋製造業)

昭和九年七月二十三日午前七時二十三分

破裂シタル設備

横置加硫罐、大サ徑五呎、長十二呎、制限壓力六十封度、製造年月昭和二年十二月、附屬品壓力計一個、發條式安全弁(一吋二分ノ一)一個

災害發生ノ狀況

前日公休日ヲ利用シ、加硫罐バツキンガノ入替ヲ爲シタル爲、當日午前七時作業開始ニ際シ蓋ノ嵌合充分ナラズ、依ツテ「バツキンガ」ヲ軟
カクスル爲、蓋ヲ出来ルダケ強ク締メ、「ホールト」ニテ止メ栓ヲナシ、蒸汽ヲ送り、罐内壓力ヲ八封度位ニ上昇セシメタルトコロ、約三四
分後蓋ノ周圍ヨリ、蒸汽漏洩シ始メタレバ、罐ノ側方ニ居タル罐係ハ、送汽ヲ中止スル様、ゲージ係ニ注意シ、「ゲージ」係ハ給汽弁ヲ閉メ
ントシタル際蓋板ヲ吹き飛ばシタリ

災害ニ依ル損害

負傷者四名、金額十一圓

(三) 勢輪又は高速回轉機の破裂

勢輪又は高速回轉機の破裂事故は件數六、負傷者五名、損害金額一、六三〇圓にして、工場の業務別、破裂したる設備の種
類及び損害の明細は附表第九表(乙)の内(ハ)に示す如し。

(四) 起重機又は高速回轉機の破裂

起重機又は昇降機の鎖若は索の切斷又は起重機の梁若は支柱の折損事故は、件數九、負傷者九名(内死亡三名)、損害金額
四、八三一圓にして、工場の業務別、損害の明細は附表第九表(乙)の内(ニ)に示す如し。

(五) 工場附屬建設物の倒壊

工場、附屬建設物、煙突又は高架槽の倒壊事故は一、一五六件、負傷者二五五名(内死亡者四十八名)、損害金額九、四五六、六
六七圓に達せり。右の内九月二十一日に突發したる關西地方を主とする未曾有の大風水害に依るものは一、〇九一件、負傷者百
八十九名(内死亡者二十八名)損害金額九、二六三、一〇七圓にして、此の大天災を控除したる分は、件數六十五、負傷者六十六名
(内死亡者二名)損害金額一九三、五六〇圓なり。工場の業務別、損害の明細につき附表第九(乙)の内(ホ)表に示し、附表第九表
(乙)の内(ホ)のBは九月二十一日の風水害に因るものを掲げ、附表第九表(乙)の内(ホ)の(A)は附表第九表(乙)の内(ホ)より風水害を
控除したる分を掲げたり。

附表第九表(乙)の内(ホ)に掲ぐる損壊六十五件の原因中風に因るもの二十八件、積雪に因るもの十五件の外、建設物の老朽に因る自然倒壊は八件に及びたり。九月二十一日の風水害は全國廣範圍に及びたるも、最も著しきは關西一體にして、右に府縣別の統計を掲げたり。(但し表示数は建設物の倒壊に因らざる他の災害をも含む)。

九月二十一日風水害に因る災害調

府縣	種別	被害		内		職		傷		者		總計
		工場數	棟數	損書見積額	其ノ他	男	女	男	女	男	女	
京	都	1,170	4,644	1,099	71	7	3	3	19	5	13	1,170
大	阪	1,567	4,855	377	76	8	3	6	3	11	1,567	
兵	庫	610	1,133	101,848	1,133	2	1	4	1	5	610	
同	山	355	1,333	1,433,777	1,333	1	1	5	1	5	355	
鳥	取	34	33	3,444	33	1	1	1	1	1	34	
德	島	34	33	1,007,711	33	1	1	1	1	1	34	
滋	賀	33	33	377,994	33	1	1	1	1	1	33	
岐	阜	33	33	377,994	33	1	1	1	1	1	33	
山	梨	33	33	68,995	33	1	1	1	1	1	33	
長	野	185	153	91,910	153	1	1	1	1	1	185	
福	井	9	6	114,335	6	3	3	7	10	10	9	
計		10,808	20,111	110,000	10,808	33	33	33	33	33	10,808	

備考 一、本調査ハ昭和九年十一月九日迄ニ報告アリタルモノナリ
 一、死傷者數ハ職員ヲモ含ム故三三八頁並ビニ三五二頁ニ掲載スル數ト一致セズ
 一、死亡者中男女ノ區別ナキモノハ男トシテ記入セリ
 一、負傷ハ重傷者一括シ男女別ニ記入セリ
 一、記載ナキ欄ハ報告ナキモノナリ

(六) 五人以上死傷者を生じたる事故

工場災害中一時に五人以上の死傷者を生じたる事故は、三十三件、死傷者三百五十一名(内死亡者六十三名) 損害金額二、三一七、八五九圓にして、工場の業務別、災害の原因及び損害の明細は附表第九表(乙)の内へに示す如し。災害一件に對する平均損害は死傷者一〇・六名(内死亡者一・九名)、損害金額七〇、二三八圓強となる。災害種別は火災十四件、暴風雨八件、建設物の損壊六件、内壓力を有する容器の破裂三件、高熱物體熱湯其他に因るもの三件なり。

警視廳

業務ノ種類 鑄鋼品製造
 日 時 昭和九年六月二十二日午後六時三十分
 事故發生ノ狀況 鑄造工場ニ於イテ、鐵管鑄込ミヲ必要トスル機械附屬品ノ鑄型ニ熔融鋼ヲ注入シタル瞬間、鐵管内ニ充填シタル型砂ニ多量ノ水分ヲ含有シ居タル結果、其ノ水分ハ一時ニ水蒸汽ト化シ爆發スルト同時ニ、注入シタル熔融鋼ハ、鑄型ヲ破壊シテ、場内ニ飛散セリ
 災害ニ依ル損害 重傷者十一名、金額三〇〇圓

福岡縣

業務ノ種類 金屬精練業
 日 時 昭和九年九月二十四日午後一時二十分
 災害發生ノ狀況 製鐵職工一名、金工三名外三名ハ、凹ミタル甲板ヲ矯正シ補強用「ブラケット」ヲ取付ケル爲、地上約十一米ノ足場上ニテ作業ニ從事セリ、當時金工二名ハ金物取付ニ從事シ、残り四名ニテ、シャッキヲ使用スベク、其ノ裏トシテ用ヘル工型鋼(長さ三米、重量約百六十斤)ヲ移動セシメントセリ、即チ前記工型鋼ノ一端ヲ一人ニテ支へ、他端ヲ右側ニ一名、左側ニ二名着キテ、持揚ゲタルニ、右側一名ノ方ニ偏重シタルタメ支へ兼テ手離シタルヲ以ツテ、其ノ衝擊ニ依リ、足場組立ノ鐵繩一部切斷シ、前記七名中六名ハ足場板ト共ニ、約十一米下方ノピット敷鐵板上ニ墜落セリ、此ノ際足場上ニテ、「ブラケット」取付中ノ金工某ハ、災害ト同時ニ「ブラケット」ヲ兩手ニテ握リタル結果、幸ニ無事ナルヲ得タリ
 災害ニ依ル損害 死亡者一名、輕傷者五名

第六章 工場災害

第三節 災害事故

第一項 災害の統計的調査

(一) 概説

災害豫防研究の目的は、災害惹起の法則を發見して之に對する適確なる對策を決定するにあり。而して災害惹起の法則は、災害發生時の科學的原因調査と、災害の科學的統計研究によつて發見せらるべきものなるを以て、近時災害の統計的研究に注目するもの漸く多きを加へ來りたれども、未だ不完全なる統計的數字を以て概念的指示をなすの境地を脱せざるを遺憾とす。以下に掲記する統計は其の方法に於て既に科學的ならず、誤差の含まるゝ限界可成り大なりと雖も、災害豫防上の一參考資料たるべしと信ずるを以て之を掲記せり。

(二) 適用工場死傷數年次統計

全國法適用工場より發生したる死傷者の千人當率につき、昭和二年以降の統計を示せば左の如し。表中の災害指數は昭和二年の災害千人當率を一〇〇・〇としたる爾後年度の發生比率を示す。

年次	種別	適用工場職工數		死		重傷		輕傷		合計	
		千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數
昭和二年		一、六七、四三三	一〇〇・〇	五・七〇	一〇〇・〇	一〇・七	一〇〇・〇	二六・五	一〇〇・〇	二六・五	一〇〇・〇
同三年		一、七五、三三七	〇・一三	五・四〇	九四・七	三〇・一	九六・八	二五・七	九六・三	二五・七	九六・三
同四年		一、八〇、一七六	〇・三九	三・六〇	九四・五	二・六	一〇四・〇	二七・一	九七・三	二七・一	九七・三
同五年		一、六三、四五九	〇・四二	八・九	八八・二	三〇・四	九八・七	二六・一	九八・六	二六・一	九八・六
同六年		一、五九、七〇七	〇・一五	一〇・一	八四・〇	一・六	八〇・六	二二・九	八二・六	二二・九	八二・六
同七年		一、五九、七〇七	〇・三三	九・五	八八・五	一・六	八〇・五	二二・四	八〇・五	二二・四	八〇・五
同八年		一、七五、六六九	〇・三三	一六・〇	九三・〇	一・八	八九・五	二四・〇	九〇・三	二四・〇	九〇・三
同九年		二、〇〇、四七五	〇・二六	一五・〇	六九・六	一・三	一三三・〇	二二・六	一三三・〇	二二・六	一三三・〇

(三) 死傷數業務別年次統計

前記に示したる死傷數年次統計を業務別に分別して見れば次の如し。

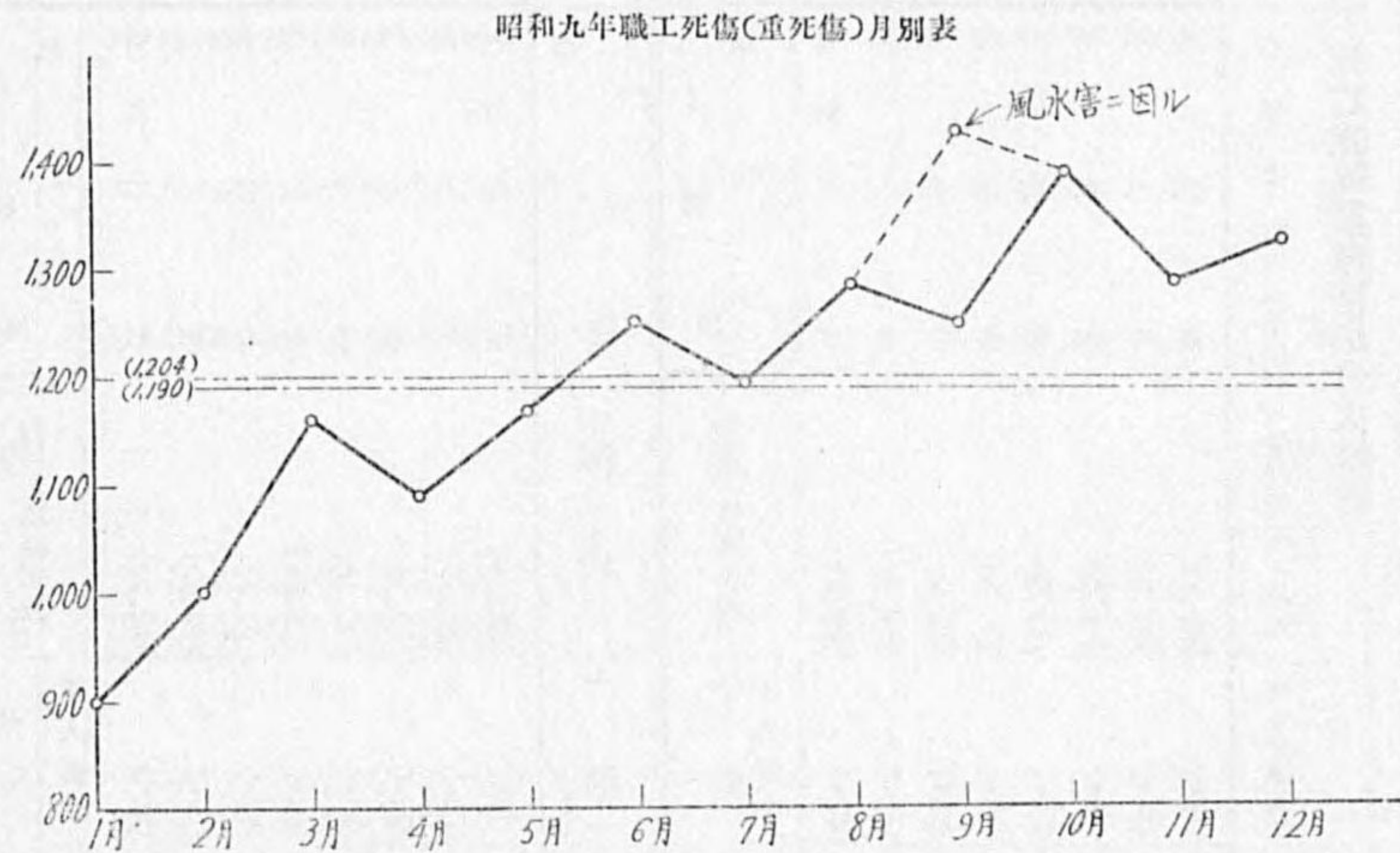
(イ) 染織工場

年次	種別	適用工場職工數		死		重傷		輕傷		合計	
		千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數
昭和二年		九六、四四三	〇・三三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二・七	一〇〇・〇	七・六	一〇〇・〇	九・九	一〇〇・〇
同三年		九六、四四三	〇・四三	一四・〇	一〇〇・〇	一・〇	八三・七	七・三	九六・五	九・三	九六・四
同四年		一、〇〇、七三三	〇・三〇	一三・〇	一〇〇・〇	一・四	六六・九	九・〇	九六・〇	八・六	九六・〇
同五年		九〇、一四七	〇・〇九	五・〇	六六・七	一・四	六二・二	八・〇	七九・七	七・七	七九・九
同六年		九〇、〇〇〇	〇・三九	三三・〇	六六・〇	一・三	四八・一	三・七	六三・七	六・七	六三・八
同七年		八五、〇三六	〇・四四	二六・〇	六六・八	一・六	四九・〇	四・〇	六四・〇	六・〇	六四・一
同八年		八六、五三三	〇・四四	二六・〇	六六・八	一・七	四九・〇	四・〇	六四・〇	六・〇	六四・一
同九年		九三、三三〇	〇・一三	一六・〇	八三・五	一・九	三九・九	三・八	五八・八	五・八	五八・九

(ロ) 機械器具工場

年次	種別	適用工場職工數		死		重傷		輕傷		合計	
		千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數	千人當率	災害指數
昭和二年		二四、七三三	〇・三三	一〇〇・〇	一五・五	一〇〇・〇	六・三	一〇〇・〇	八・五	一〇〇・〇	
同三年		二六、八六三	〇・三三	一一・〇	一五・四	九・四	七三・五	九七・五	八三・〇	九七・八	
同四年		二六、七五三	〇・三〇	一四・〇	一五・四	七・八	七三・九	一〇六・五	九七・〇	一〇五・三	
同五年		二六、四三六	〇・〇一	一四・〇	一四・八	九・三	六三・三	九三・〇	八二・〇	九三・六	
同六年		二四、七三三	〇・〇七	二七・〇	一三・三	八・三	五九・五	八二・五	七〇・〇	八三・三	
同七年		三六、一八九	〇・六一	一〇七・〇	一三・四	八・五	四九・七	七三・〇	七三・〇	七三・六	
同八年		三四、三九九	〇・七二	一四・〇	一三・九	八・八	五三・三	七八・五	六六・三	六八・三	
同九年		四四、九六三	〇・七〇	一四・〇	一四・九	八・三	五四・四	七八・六	六九・三	六八・三	

(圖中) 線は平均値にして
線は風水害を除く平均値なり



て上昇の一途を辿りたるを知る。但し其の間重工業に属する職工数も遞増しつつありたるを以て上昇線は其の儘作業場の危険性増大を示すものと見る能はざるものとす。然し乍ら、安全週間の實施せらるゝ七月に於て災害数の上昇傾向の阻止せられたる事實と、並に九月の風水害が死亡重傷数の突然の上昇を招きたる事實とを明白に知ることを得。(表中括弧内数字は風水害による被害者を示す)

業種別	月別											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
工場織機	115	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160
工場器具	165	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210
工場化學	175	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220
工場食物	185	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230
雑工場	195	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240
工場特別	205	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250
計	1100	1050	1100	1150	1200	1250	1300	1350	1400	1450	1500	1550

(五) 官設工場死傷数年次統計

年次	職工数	實數			千人當		
		死亡数	重傷数	輕傷数	死亡	重傷	輕傷
昭和二年	13,553	35	3,025	9,108	0.26	22.2	6.7
昭和三年	13,432	38	3,432	9,812	0.28	25.5	7.3
昭和四年	13,421	33	2,832	8,910	0.24	21.1	6.6
昭和五年	12,944	39	2,832	8,910	0.30	21.9	6.9
昭和六年	12,688	33	2,832	8,910	0.26	22.3	7.0
昭和七年	12,736	37	3,179	9,212	0.29	25.0	7.2
昭和八年	14,052	35	3,432	9,812	0.25	24.4	7.0
昭和九年	14,966	34	2,832	8,910	0.23	18.8	5.9

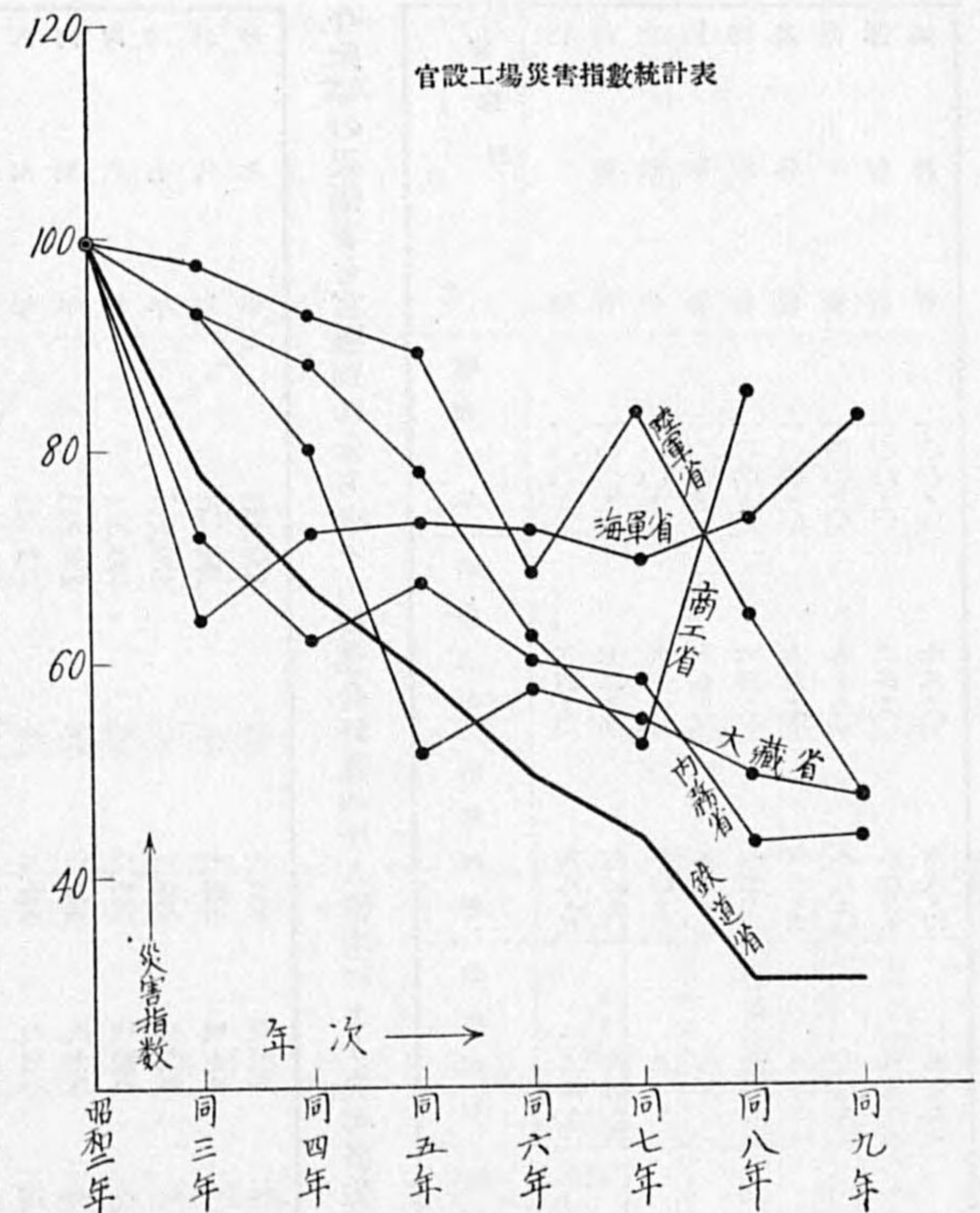
今此等の死傷者を官廳別に分ち夫々の死傷合計数の千人當率により災害發生指數を見れば次の如し。

官廳別	年次	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
		職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数	職工数	死亡数
内務省	昭和二年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和三年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和四年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和五年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和六年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和七年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和八年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4
内務省	昭和九年	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4	1,000	12.4

今變動率甚だしき内閣、農林省及遞信省を省略し、之を圖表にて示せば左の如くにして、多年鐵道省が安全運動に努力せる

結果を如實に示し、八年間に災害数を三〇%に低下し得たるは偉とすべし。

官設工場災害指数統計表



(六) 報告せられたる地方的災害統計
 地方官憲が其の管下工場より発生する災害を統計的に調査して監督上の参考資料とすると同時に之を管下工場に公表して指導の用に供するもの次第に數を加へつゝあるは喜ぶべし。各府縣各其の特徵を示せども其の内より數例を掲出するに止む。

兵庫縣

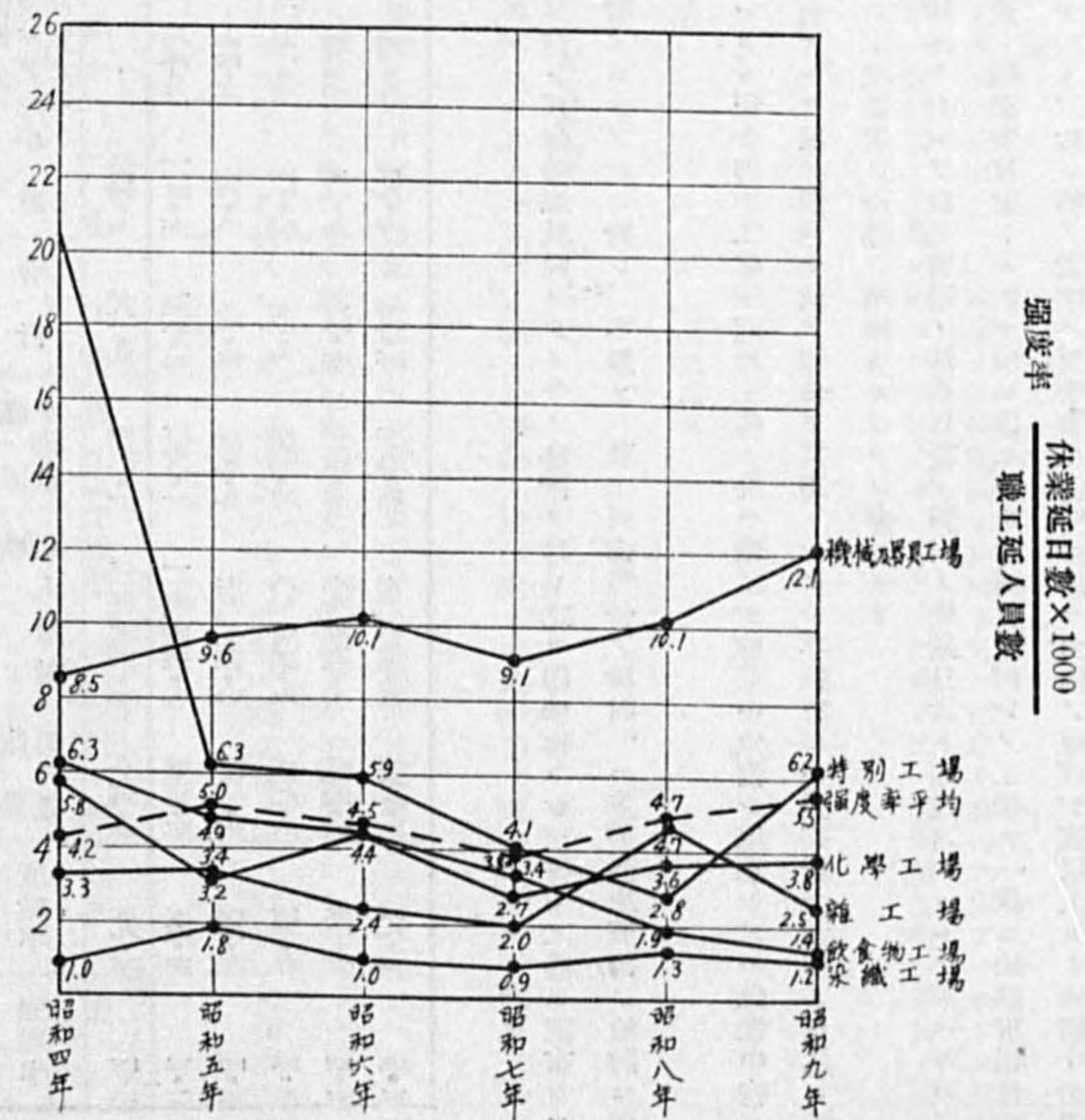
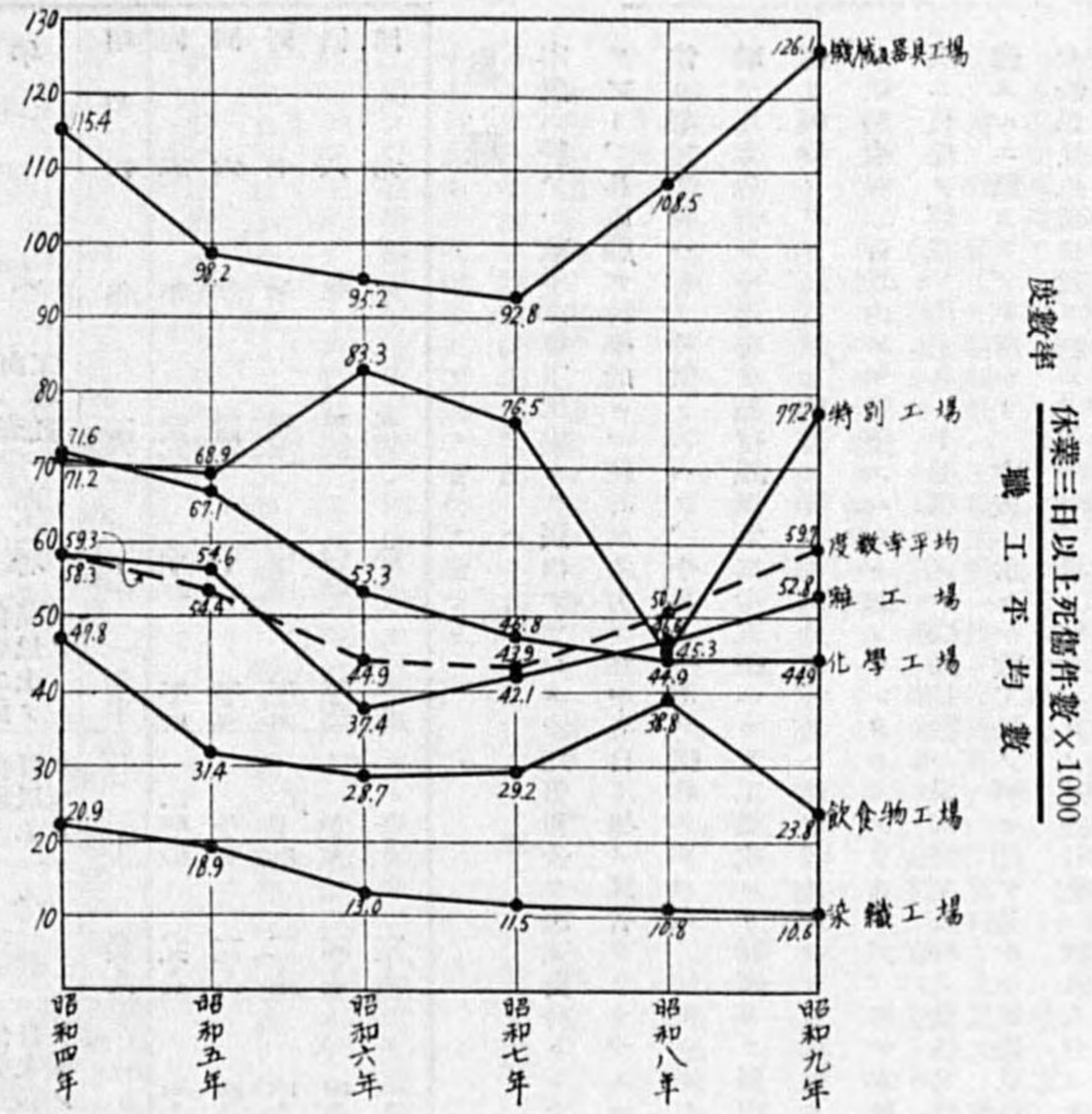
本縣ハ昭和四年以來管下工場ノ一定規模以上ニツキ災害發生率ノ特別調査ヲ施行シ來リタル處ナルガ、次第ニ其ノ範圍ヲ擴張シ別表ノ如ク昭和九年度ニ於テハ法適用工場職工數ノ七五%ヲ占ムルニ至リシハ偉トスルニ足ルベク、其ノ結果ハ「安全ノ歩ミ」ナル小冊子トシテ管下工場ニ配布シ以テ工場各自ノ反省資料タラシメツツアリ、此處ニハ只「安全ノ歩ミ」中ヨリ一般ノ参考タルベキ一部ヲ採録シタリ

死 亡 者	種 別 業	昭 和 九 年 度 死 傷 者 調		所 在 地	一 日 常 時 職 工 平 均 數	工 場 名
		職 男	女			

休業二週間以上ノモノ	休業三日以上ノモノ	小 計	合 計	一 年 間 作 業 日 數	一ヶ年職工延人員數
支給シタル件數	支給シタル件數	一 號	二 號	三 號	四 號
休業三日未満ノモノ	休業ニ及バザルモノ	一 號	二 號	三 號	四 號
死傷ノタメノ休業延日數	休業日數ノハ之ヲ發生年	一、死亡者及障害扶助料第一號ニ該當スルモノハ	二、死亡者及障害扶助料第一號ニ該當スルモノハ	三、死亡者及障害扶助料第一號ニ該當スルモノハ	四、死亡者及障害扶助料第一號ニ該當スルモノハ
度 數	率	度 數	率	度 數	率
休業三日以上ノモノ	死傷件數	死傷件數	死傷件數	死傷件數	死傷件數
死傷件數	職工平均數	職工平均數	職工平均數	職工平均數	職工平均數
死傷延日數	職工延人員數	職工延人員數	職工延人員數	職工延人員數	職工延人員數

二、今回ノ調査工場ノ中報告ヲ得タル工場數ハ五九三テアツテ、年々増加シテ來ルコトハ喜コバシイコトデアル、然シコレヲ縣下工場法適用工場數(昭和九年十月一日調査)四二九八ニ比スレバ僅カ十四%ニ過ギナイ
 過去六回ノ經驗ヲ經テモ報告ノ未提出工場及内容ノ不完全ナル工場ノ尙頗ル多イコトハ遺憾デアル
 三、縣下工場法適用工場職工數、調査ヲ行ヒタル工場ノ職工數(平均職工數ノ和)及ビ其ノ比率ヲ見ルニ昨年ニ比シ調査職工數及其ノ比率共ニ増加シテキル
 次表ノ如ク本調査ハ縣下職工數ノ七五%ノ調査ト云ヒ得ルノデアル

種 別	年 次	法 適 用 工 場 職 工 數		調 査 工 場 職 工 數		率	
		昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年		昭 和 八 年
		一五〇、五六三	一三八、六六六	一三六、二〇八	一三三、五五二	一五〇、二五五	一六六、〇四九
		九一、八〇四	九六、三三八	九五、四五七	九五、五三五	一〇八、一五二	一二四、七五九
		六一%	六九%	七〇%	七二%	七二%	七五%



年次	工場調査	死亡者	休業二日以上ノモ	休業三日以上ノモ	小計	休業三日未満ノモ	休業二日及バザルモ	小計	合計	平均職工数	延職人員数	延休日数
昭和四年	二九六	三	一四六四	三七五七	五、四四四	二、一三三	三六、四三〇	三〇、二九七	四、一三三	九、八五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和五年	三〇八	四	一、五〇〇	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和六年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和七年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和八年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和九年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五

年次	工場調査	死亡者	休業二日以上ノモ	休業三日以上ノモ	小計	休業三日未満ノモ	休業二日及バザルモ	小計	合計	平均職工数	延職人員数	延休日数
昭和四年	二九六	三	一四六四	三七五七	五、四四四	二、一三三	三六、四三〇	三〇、二九七	四、一三三	九、八五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和五年	三〇八	四	一、五〇〇	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和六年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和七年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和八年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五
昭和九年	三三六	一〇	一、二九一	二、八八七	五、四四四	三、四九四	三〇、五三三	三六、〇二七	四、〇三三	九、五五五	三、〇三三	一三三、五五五

自昭和四年至昭和九年 総合比較表

業種	度数	強度	率	度数	率	強度	
製材業	二九五・一	人造肥料製造業	二六・九	護謄業	三八・二	木工業	二・一
染料塗料糊料製造業	一八六・四	機械製造業	一五・五	ラムネ、水、鏡泉業	三七・五	紙製品業	一・七
金属品製造業	一六八・八	製糖業	一五・二	瓦斯業	三三・二	畜産品製造業	一・五
機械製造業	一四六・二	金属品製造業	一一・七	畜産品製造業	二八・七	食品雜業	一・五
船舶製造業	九八・二	船舶車輪製造業	一一・四	紡績業	二六・三	紡績業	一・五
船舶車輪製造業	九五・五	船舶車輪製造業	一一・四	織造業	二六・三	織造業	一・四
電氣業	九四・〇	セルロイド製造業	九・六	菓子製造業	二二・〇	菓子製造業	一・二
電氣業	八三・七	セルロイド製造業	九・二	菓子製造業	二一・五	菓子製造業	一・二
人造肥料製造業	七八・九	化学業	八・〇	菓子製造業	二一・三	菓子製造業	一・二
人造肥料製造業	七七・一	化学業	七・〇	菓子製造業	一九・一	菓子製造業	一・一
石鹼及蠟燭製造業	七四・八	染料塗料糊料製造業	六・九	菓子製造業	一三・六	菓子製造業	一・一
石鹼及蠟燭製造業	五九・二	染料塗料糊料製造業	四・八	菓子製造業	一一・三	菓子製造業	〇・八
器具製造業	五二・九	織造業	四・七	菓子製造業	七・六	菓子製造業	〇・六
器具製造業	五二・九	織造業	四・七	菓子製造業	六・八	菓子製造業	〇・六
器具製造業	四八・一	織造業	四・〇	菓子製造業	四・〇	菓子製造業	〇・四
器具製造業	四八・一	織造業	四・〇	菓子製造業	四・〇	菓子製造業	〇・四
器具製造業	四四・三	織造業	三・七	菓子製造業	二・〇	菓子製造業	〇・二
器具製造業	四四・三	織造業	三・七	菓子製造業	二・〇	菓子製造業	〇・二
器具製造業	三九・二	織造業	二・三	菓子製造業	二・三	菓子製造業	〇・一
器具製造業	三九・二	織造業	二・三	菓子製造業	二・三	菓子製造業	〇・一

四、次ニ度数率、強度率ノ高イ順序ニ、業務ヲ列記シテ参考ニ供スルコトスル

自昭和四年至昭和九年 總平均比較表

年次	調査工場数	死亡者	休業二週以上ノ日ノモ	休業三週以上ノ日ノモ	小計	休業三日未滿ノ日ノモ	休業二日未滿ノ日ノモ	小計	合計	平均職工数	延職人員数	休業日数	度数率	強度率
昭和四年	一四一	〇・二	一四・〇	一四・〇	二八・〇	一・〇	一・〇	二九・〇	二八・〇	二二・五三三	二二・五三三	八四・三	五九・三	四・三
昭和五年	二六九	〇・二	二六・九	二六・九	五三・八	一・〇	一・〇	五四・八	五三・八	二二・六六七	二二・六六七	七五・三	五〇・〇	四・五
昭和六年	三六六	〇・三	三六・六	三六・六	七三・二	一・〇	一・〇	七四・二	七三・二	二二・六〇三	二二・六〇三	八二・〇	四九・九	四・五
昭和七年	三六七	〇・三	三六・七	三六・七	七三・四	一・〇	一・〇	七四・四	七三・四	二二・六〇三	二二・六〇三	八二・〇	四九・九	四・五
昭和八年	五〇六	〇・四	五〇・六	五〇・六	一〇一・二	一・〇	一・〇	一〇二・二	一〇一・二	二二・七三七	二二・七三七	一〇〇・六	四九・九	四・五
昭和九年	五九三	〇・二	五九・三	五九・三	一一八・六	一・〇	一・〇	一二〇・六	一一八・六	二二・七三七	二二・七三七	一〇〇・六	四九・九	四・五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

廣島縣

本縣ニ於テハ數年來管下工場ヨリ届出テラレタル死傷報告ヲ調査資料トシテ一年間ノ死傷發生狀況ニツイテノ検討ヲ行ヒ之ヲ印刷物トシテ管下工場ニ配布シツツアリ、兵庫縣ガ科學的タル統計ニ主力ヲ注ギ各自工場ノ反省ヲウナガサメク努メツツアルニ對シ、本縣ノ「職工死傷報告ノ検討」ハ災害發生原因ノ検討ニ相當ニ努力ヲ拂ヘルヲ特徴トスベク、今其ノ一部ヲ摘録スレバ左ノ如シ

職工死傷報告トハ工場法施行規則第二十五條ニヨリ工業主ヨリ縣知事ニ届出ラレタル報告即チ工場法適用工場ニ於テ職工ガ就業中負傷シ窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ療養ノタメ三日以上缺勤ヲ要スル見込ノ者又ハ死亡者ヲ生ジタル場合ノ報告ナルヲ以テ隨ツテ此ノ報告ヲ基礎トシタル本統計ニハ災害發生當時ノ見込ニ於テ缺勤療養二日以内ニテ治療スベシト認メラレタルモノヲ含マズ、即チ本統計ハ工場災害ノ全部ヲ網羅セルモノニ非ルナリ

次ニ負傷ノ輕重ヲ決定スル主要項目タル缺勤日数ハ災害發生當時ノ見込ヲ以テ届出ラレタルヲ以テ實際ノ缺勤日数ガ届出ノ缺勤日数ト相違スルコトアルベキハ想像スルニ難カラザル所ナリ、左表ニ示セル數工場ノ例ニ付テ見ルモ缺勤見込日数ト缺勤實日数トハ稍ヤ喰ヒ違ヒラ生ジ而カモ何レノ工場モ一樣ニ缺勤實日數ガ缺勤見込日數ヲ超エ、B造船工場ノ如キハ其ノ超過日數一四八六日ニ及ビオレリ、此レ等ノ數字ハ災害發生當時ニ於テ負傷ノ程度ガ實際上ヨリモ輕ロク考ヘラレ易キ傾向アル事ヲ示スモノニシテ實際ノ災害事實ハ以下示ス所ノ統計數字ヨリモ其ノ強度及度數ニ於テ幾割カノ割増シヲ必要トスルコトヲ牢記シ置カザル可カラズ

缺勤見込日數ト缺勤實日數トノ對照

區分	工場別	A 製鋼工場	B 造船工場	C 機械工場	D 鐵管工場	E 鐵工工場
總件數		八四四件	一四四	九四	七三	二八
見込ノ的		三二六件	五〇	三〇	一〇	五
實際ノ缺勤日數		一八二件	三二	三〇	三二	一三
實際ノ缺勤日數		三三六件	六二	三四	三一	一〇
見込日數		六、二七五日	一、二六九	七六九	六八六	二五二
實際日數		七、九八三日	二、七五五	一、〇三七	八六八	二九五
見込延日數ニ對スル實延日數ノ比率		一・二七	二・一七	一・三五	一・二七	一・一七

昭和九年十月一日現在ニ於テ本縣下工場法適用工場數及職工總數ハ
工場法適用工場數 一、六八九 職工總數 三六、二二二

備考 職工死傷報告ハ工場法第一條ノ工場即チ (1)常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ (2)事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノヨリ報告ヲ徵スルモノナルヲ以テ右ニ舉ゲタル工場數及職工數ハ何レモ第一條該當ノ工場ニ關スル數字ナリ、第二十四條ノ法一部適用工場ハ報告ノ義務ヲ負ハザルヲ以テ除外セリ

以下統計ニ表ハルル工場數及職工數ハ格別ノ説明ナキ限り凡テ其ノ年ノ十月一日現在數ヲ示セリ

ニシテ右ノ内死傷報告ヲ提出セルモノハ
報告提出工場數 三三三 死傷報告件數 二、三八九
ナリ、即チ

報告提出工場ノ適用工場數ニ對スル比 一九・一% 職工千人ニ對スル死傷件數 六六・〇
ニシテ八年度ノ報告提出工場比一九・七%、職工千人ニ對スル死傷件數六二ニ比較スルトキハ災害工場ノ全適用工場ニ對スル比ハ稍ヤ低下セルニモ拘ラズ職工千人ニ對スル死傷率ハ四人ノ増加ヲ示セリ
工場ノ災害發生率ガ近年増加ノ傾向ヲ示シ居レルコトニ付テハ八年度死傷報告檢討ニ於テ稍ヤ詳細ニ説述セシ所ナルガ更ニ九年度ノ遞増ノ原因ニ付テハ前年來好況ヲ續ケ來リタル兵器製造工場ハ勿論其レ以外ノ一般工業界モ亦九年ニ入りテ著シク活氣ヲ呈シ來リタルコトヲ主タル理由トシテ舉ゲザルベカラズ
昭和五年以來各年次ノ工場法適用工場數、職工總數及災害件數ハ左表ノ如ク八年ト九年トヲ比較スルトキハ工場數ニ於テ二割、職工數ニテ二割強、災害報告件數ニ於テ三割ノ増加ヲ示セリ

年次	工場數	職工總數	報告提出工場數	報告件數	職工千人ニ對スル死傷率	年次	工場數	職工總數	報告提出工場數	報告件數	職工千人ニ對スル死傷率
昭和五年	一、〇六一	一八、〇〇五	三三〇	一、〇〇一	五五・五	昭和八年	一、四九二	三九、八二二	三七八	一、八三六	六六・六
同	一、〇六一	一八、〇〇五	三三〇	一、〇〇一	五五・五	同	一、四九二	三九、八二二	三七八	一、八三六	六六・六
昭和六年	一、四九二	三九、八二二	三三三	一、一七五	五九・四	昭和九年	一、六八九	四三、三三三	三三三	二、三八九	六六・〇
同	一、四九二	三九、八二二	三三三	一、一七五	五九・四	同	一、六八九	四三、三三三	三三三	二、三八九	六六・〇

第六章 工場災害

死傷報告ヲ其ノ缺勤見込日數ニヨリテ分類スルトキハ左ノ如ク十五日以上ノ缺勤ヲ要スル見込ノモノ及死亡セルモノノ合計ハ總件數ノ一七%ニ相當シ八年度ノ一四・四%ヨリ稍々増加セリ、即チ災害ノ強度モ亦高マリシコトヲ觀フコトヲ得

三日以上七日以内缺勤見込ノモノ 一、四三三 六〇・〇%

八日以上十四日以内缺勤見込ノモノ 五四九 二三・〇%

十五日以上三十日以内缺勤見込ノモノ 三二三 一三・五%

三十日ヲ超エテ缺勤見込ノモノ 六四 二・七%

死 亡 二〇 〇・八%

合計 二、三八九 一〇〇・〇%

事業別ニヨリ法適用工場數、職工總數、死傷報告提出工場數、死傷件數職工千人ニ對スル死傷率等ヲ示セバ次ノ各表ノ如シ

區分	法適用工場 職工數	死傷報告セル工場 職工數	缺勤見込日數				死	合計	職工千人ニ對スル死傷率
			三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内	三十日ヲ超ユルモノ			
製絲	二一〇	一					一	〇・八	
紡績	一〇	七					五	一三・六	
製綿	六〇	八					一〇	一三・〇	
織物	一二五	七					一	三・九	
染色整理	二一	四					九	一五・一	
計	五九七	四					九	八・六	
染織工場職工總數	一〇、七六九								
合計	二、三八九						九	九三	
職工千人ニ對スル死傷率								八・六	

染織工場ハ工業ノ六大分類中ニ於テ最モ災害率低ク職工千人ニ對スル死傷率ハ僅カニ八・六ナリ、然ルニ災害ノ強度ニ於テハ十五日以上三十日以内缺勤見込ノ者三七・六%、三十日ヲ超ユル者九・七%、死亡五・四%等何レモ高率ヲ示シオレルハ一月二十七日三原町〇〇〇紡績株式會社寄宿舎火災ノ際ニ於テ死亡五名、缺勤見込三十日ヲ超ユル負傷一名、缺勤見込十五日以上三十日以内ノモノ十一名、同シク八日以上十四日以内ノモノ五名ヲ出シタルヲ加算シ居レルガタメナリ

B 機械及器具工場

區分	法適用工場 職工數	死傷報告セル工場 職工數	缺勤見込日數				死	合計	職工千人ニ對スル死傷率
			三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内	三十日ヲ超ユルモノ			
機械	八三	二					一	二・一	
船舶車輛	二、一七一	八					九	一五〇・八	
器具	一九	二					一	七・三	
金屬品	二八五	七					三	六五・三	
計	四、四七四	二〇					一四	一四六・五	
機械器具工場職工總數	一一、〇一八								
合計	三、九六二	二二					九	九九六	
職工千人ニ對スル死傷率								二五・四	

機械及器具工場ハ六大分類中最モ災害率高ク職工千人ニ對スル死傷率ハ一四六・五ヲ示セリ、就中機械製造業ノ職工千人ニ對スル死傷率ハ二五・一・四ハ各業種中最高ノモノナリ、機械器具工場ニ於テハ重傷者比較的少ナク十五日以上缺勤見込ノ者ノ百分率ハ縣下全工場ノ平均百分率ヨリモ低シ

C 化學工場

區分	法適用工場 職工數	死傷報告セル工場 職工數	缺勤見込日數				死	合計	職工千人ニ對スル死傷率
			三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内	三十日ヲ超ユルモノ			
窯業	四〇	一					一	二・五	
紙製	六	一					一	一五〇・八	
革	二	一					一	一五〇・八	
發火物	三	一					一	一五〇・八	
製藥	六	一					一	一五〇・八	
護謨	三	一					一	一五〇・八	
染料	二	一					一	一五〇・八	
人絹	二	一					一	一五〇・八	
化學雜	二六	一					一	一五〇・八	
計	一八三	一					一	一五〇・八	
化學工場職工總數									
合計	一、六一四	一					一	九九六	
職工千人ニ對スル死傷率								二五・四	

區分	職工數	死傷ヲ報告セル工場			職工數	死	合	職工千人ニ對スル死傷率
		三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内				
窯業	二六五	三	九	一〇	三	三	一一・二	
製紙	四七〇	一	一	二	二	八	四・三	
製革	五一	一	一	二	二	一	三・九	
發火物	一七一	一	一	二	二	一	一・四	
製藥	四三	一	一	二	二	六	一四・三	
護謨	一、八九〇	一	一	二	二	三	二・二	
染料	一、三二	一	一	二	二	三	一・五	
人絹	二、八五九	一	一	二	二	三	二・七	
化學雜	一〇八	一	一	二	二	三	一・九	
計	五、〇〇六	一〇	一〇	二〇	二〇	三〇	三・九	

職工千人ニ對スル死傷率ニ於テ製紙業ノ二一・〇ハ機械製造業ニ次ケトコロノ高率ナリ、尙ホ染料製造業モ災害率高シ
製紙業及人絹業ノ死傷ヲ報告セル工場數ガ法適用工場數ヨリモ多キハ製紙ニ於テハ十月一日以前ニ於テ休業シタル工場アリ人絹ニ於テハ十月一日以後ニ於テ開業シタル工場アルヲ以テナリ

D 飲食物工場

區分	職工數	死傷ヲ報告セル工場			職工數	死	合	職工千人ニ對スル死傷率
		三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内				
醸造	一、一六二	一	一	二	二	一	一・七	
製米	八二	一	一	二	二	一	二・四	
菓子	二五一	一	一	二	二	一	一・〇	
罐詰	八一七	一	一	二	二	一	二・三	
水産品	三三一	一	一	二	二	一	三・一	
飲食雜	七一	一	一	二	二	一	二・八	
計	二、七五四	六	六	一二	一二	六	四・〇	

區分	職工數	死傷ヲ報告セル工場			職工數	死	合	職工千人ニ對スル死傷率
		三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内				
印刷	九五四	一	一	二	二	一	二・一	
製材	二、〇〇〇	一	一	二	二	一	一・〇	
木工	七二六	一	一	二	二	一	二・七	
麥稈	一一四	一	一	二	二	一	一・七	
雜ノ雜	二、二八四	一	一	二	二	一	一・五	
計	六、二四一	六	六	一二	一二	六	一・八	

E 雜工場

區分	職工數	死傷ヲ報告セル工場			職工數	死	合	職工千人ニ對スル死傷率
		三日以上七日以内	八日以上十四日以内	十五日以上三十日以内				
印刷	三三八	一	一	二	二	一	五・九	
製材	四七九	一	一	二	二	一	四・二	
木工	三三三	一	一	二	二	一	六・〇	
麥稈	一一四	一	一	二	二	一	一・七	
雜ノ雜	一、三三七	一	一	二	二	一	一・五	
計	六、二四一	六	六	一二	一二	六	三・一	

雜工場中ニ於テハ製材及木工業ノ死傷率ガ斷然高率ヲ示セリ

第六章 工場災害

區分	電氣業	百分率
法適用工場 (工場數)	七一 三八九	
死傷ヲ報告セル工場 (工場數)	四 七七	
見込日數	一	一四・三
八日以上十四日以内	二	二八・六
十五日以上三十日以内	二	二八・六
三十日ヲ超ユルモノ	一	一四・三
死	一	一四・三
合計	七	
職工千人ニ對スル死傷率	一八・〇	

株式會社〇〇製鋼所廣島工場

本工場ハ海軍及陸軍ノ指定工場トシテ専ラ兵器砲彈等ノ製造ニ從事シ來リタルガ滿洲並ニ上海事變以來業務遂ニ繁忙ヲ來シ其ノ使用勞働者モ兩三年來逐次増員シ昭和九年十月一日現在ニ於テハ二、一六三名ノ勞働者ヲ使用スルニ至レリ、如斯業務多忙ヲ來スニ伴ヒ災害ノ發生モ亦激増ヲ示シ九年中ニ於テ報告サレタル死傷ハ實ニ八四四件ニ及ベリ、昭和六年以來ノ同工場ノ職工數、死傷報告件數並ニ職工千人ニ對スル死傷率ハ左表ノ如シ

區分	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
職工千人ニ對スル死傷率	二九・五	四七・七	六二・四	三九・二
死傷報告件數	二七八	四五〇	六八六	八四四
職工數	九二八	九四四	一一〇四	二、一六三

八四四件ノ災害ヲ其ノ缺勤見込日數ニヨリテ分類スルトキハ次ニ示スガ如ク缺勤見込三日以上十四日以内ノ所謂輕傷ニ屬スルモノ七七五件ニシテ總件數ノ九二%ニ當リ輕傷ガ大部分ヲ占ムルコトヲ知ル、尙ホ九年中ニ於テ一人ノ災害死亡者ヲモ發生セザリシハ當工場ノタメ喜ブ所ナリ

缺勤見込日數ニヨル分類

日數	件數	百分率
三日以上七日以内	六六四	八一・一
十五日以上三十日以内	五九	六・七
三十日ヲ超ユルモノ	〇	〇

災害ノ原因ハ左表ニ示スガ如ク物體(主トシテ金屬材料及製品)ノ取扱ニ基因スルモノ最モ多數ヲ占ム、蓋作業ノ性質上油ノ附着セル鑄形金物ヲ取扱フ場合多キガタメ誤ツテ之ヲ取落シ又ハ轉倒セシメ依テ手先又ハ足部ヲ負傷スル場合多シ尙ホ取扱物體ガ主トシテ重量物ナル關係上之ガ取扱中捻挫ヲ起スモノ相當多シ切粉、研磨粉、ハツリ粉等ノ飛來ニヨル眼負傷ハ依然トシテ減少ヲ示サズ八年度ノ一〇〇件ニ増加セリ、保護眼鏡又ハアイシールドノ使用勵行ニ付キ今一段ノ努力ヲ要スル所ナリ、バイト、カツター等ニ依ル負傷スパナノ取扱ニ基ク負傷切粉削屑等ニ依ル負傷モ亦本工場災害中著シキモノト謂フ

原因別災害件數

運轉中ノ金屬工作機械又ハ同機械ニ取付ケラレタル加工材料ニ觸レ	二九
工作機械ニ附屬スルベルト又ハベルトレーシングニ依リ	七六
研磨棒ニ打タレ	一〇
研磨作業ノ際誤ツテ手ヲケラインダーニ觸レ	七六
作業服、手袋等ガ工作機械ニ捲キ込マレ	一四
運轉中ノバイト、カツター等ニ觸レ	四
其ノ他	六
停止セルバイト、カツター等ニ觸レ	二〇
バイトヲ油砥石ニテ研磨中手ヲ迂ラセバイトニ觸レ	八一
スパナノ迂ラセタル他ノ物體ニ墜突シ又ハ顛倒シテ	七一
スパナノ迂ラセタルバイトニ手ヲ觸レ	七
取扱中ノスパナニ依リ自己ノ身體ヲ打撲シ	六
ハムマーヲ打チ損ジ	一一
ハムマーノ柄ガ抜ケ又ハ折レテ其ノ頭部ガ飛來シ	一五

第六章 工場災害

種別	手	上膊及前膊	足	上腿及下腿	軀	幹	頭部	眼	計
挫傷、挫創及擦過傷	二一〇	二五	九七	二〇	一一	一一	二一	一	三八四
皮下挫傷	一〇	一一	四三	一七	三七	三七	二	一	一二〇

負傷ノ性質及負傷部位ニヨル分類

種類	別	上	下	肢	頭部及軀幹
主働的	自己取扱中ノ物體ト他ノ物體トニ挾マレ 取扱中ノ物體ヲ取落シ、轉倒セシメ又ハ迂ラセテ 身體ヲ他ノ物體ニ打チ當テ 其他取扱中ノ物體ニヨル切創	七二	一一	一一	一一
半主働的並他	積ミ重ネラレタル材料製品又ハ工具ガ崩レ落チ 立チカケラレタル材料製品又ハ工具ガ倒レカカリ 自己取扱中ニアラザル物體ノ落下轉倒又ハ飛來ニヨリ	一一	五	一一	一一
小計		一一	一一	一一	一一
分類ノ困難ナルモノ及其他					
合計		二二	一六〇	二二	二二

前掲各號ニ該當セザルモノニシテ物體取扱ニ基ク災害、物體ノ落下轉倒飛來ニヨル災害並ニ物體ニ擊突シタルニ依ル災害ヲ分類スルトキハ左ノ如シ

重量物體ヲ抱ヘ揚ゲムトシ又ハ手ニテ移動セシメントシ腰部挫挫
同上 原因ニヨリ腕關節挫挫
過ツテ床上ニ散亂セル物體ヲ踏ミ挫挫
物體落チカカリタルヲ急ニ支ヘムトシテ挫挫
飛來又ハ轉落スル物體ヲ避ケムトシテ挫挫
ハムマー又ハスパナノ取扱中挫挫
迂リ置キタル機ミニ挫挫
其ノ他

一六
四
五
三
二
四
六
六
六

四六

火傷

眼負傷

汽種作業ニ關スルモ

其他ノ工具使用ニ基
クモノ
使用ノシカラツプ、小刀、木螺子廻シ、鑿、ハムマー等ノタメ
切粉又ハ削屑ヲ取除カムトシ
切粉、削屑又ハハツリ粉ガ反撥又ハ飛來シ
切粉ヲ踏ミ立テ
其他切粉ニ觸レ
箸又ハタツプノ柄ニ手ヲ挾マレ
材料ガ箸ヨリ外レテ落下又ハ飛來シ
箸、鑿、支ヘ棒等ニ刺ホラレ
其他汽種作業ニテ
起重機ニ荷ヲ掛ケ又ハ取下ス場合並ニ起重機ニテ釣揚中ノ物體ニテ
トロツコ又ハ手押車ノタメ挫傷又ハ打撲傷
トロツコ又ハ手押車ニ積込又ハ取卸作業中又ハ運搬中積載物體ガ轉落シ
足ヲ迂ラセテ轉倒シ、墜落シ又ハ他ノ物體ニ擊突シ
踵キテ轉倒シ又ハ他ノ物體ニ擊突シ
梯子又ハ足場ヨリ墜落
釘ヲ踏ミ抜キ
トースカンニテ刺創
鑄張リ、返リ等ニ觸レ
切粉飛來
研磨粉飛來
研磨粉飛來
ハツリ粉飛來
金屬破片、金屬切斷片、鋸粉、削皮、炭粉、砂、塵埃等ノ飛來
電眼症
熔融金屬
高熱金屬
電氣
トーチラムプ
其他

四三
一五
一三
一五
二五
四
九
八
三
二
七

一〇
五
八
八
三
五
三
六
一
三
一
二
二
三

二九

三六六

種別	手		上膊及前膊		足		上腿及下腿		軀幹		頭部		眼		計
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	
挫傷	38		15		7		5		1		1		3		54
打撲傷	6		1		7		4		1		1		1		31
火傷	10		1		1		4		1		1		1		5
腦震盪	1		1		1		1		1		1		1		5
切創	1		1		1		1		1		1		1		5
刺創	1		1		1		1		1		1		1		5
切斷	1		1		1		1		1		1		1		5
骨節脱臼	1		1		1		1		1		1		1		5
捻挫	3		2		2		3		2		2		2		13
其他	7		3		4		2		1		1		8		15
合計	331		214		214		214		214		214		214		877

備考 一、其他欄ニ於ケル眼八九ハ主トシテ角膜結膜ノ外傷、炎傷、及異物竄入並ニ眼球穿孔等ナリ
 二、同一災害ニシテ身體數箇所ニ負傷シタルモノハ各該當欄ニ各一件ヲ計上シタルヲ以テ災害總件數ハ八四四ナルニモ拘ラズ本統計ハ八七七ヲ計上セリ

三、負傷ノ性質ハ大體ニ於テ一九二三年國際勞働統計家會議ニ於テ決定シタル分類法ヲ採用セリ

負傷ノ性質ヨリ見ルトキハ挫傷挫創最モ多クシテ全災害ノ半ヲ超エ、負傷部位ヨリ謂フトキハ手及足最モ多シ、前述ノ災害原因ノ傾向ト對照シテ箇カレル所ナリ
 月別ニ依ル災害件數ハ左ニ示スガ如ク冬季ハ概シテ災害發生率低ク夏季ニ至リテ劇ニ發生率ヲ増加シカレリ、之ガ理由トシテハ冬季ハ寒冷ノタメ勞働者ノ身體動作敏捷ヲ缺クル緣アレドモ夏季ニ於テハ自由ニ活動シ得ルヲ以テ隨ツテ勞働速度ヲ増シ災害ヲ發生シ易キニハ非ルカ、尙七月ハ安全週間ノ催サレタルアルニモ拘ラズ死傷率四三・〇ヲ計上シタルハ週間ノ努力ノ酬ヒラルルコト甚ダ薄カリシヲ憾マザルヲ得ザル所ナリ、會社ノ安全指導ノ地位ニ在ル人々ニ同情ヲ表スルト共ニ現場員全般ニ對シ安全精神ヲ普及セシムルコトニ關シ今一般ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ望ム

月別災害件數

月次	死傷件數	其月ニ於ケル平均在籍職工數	職工千人ニ付死傷率	月次	死傷件數	其月ニ於ケル平均在籍職工數	職工千人ニ付死傷率
一月	47	1,630	28.8	七月	88	2,045	43.0
二月	38	1,670	22.8	八月	80	2,080	38.5
三月	61	1,800	33.9	九月	98	2,150	45.6
四月	50	1,900	26.3	十月	87	2,200	39.5
五月	80	1,980	40.4	十一月	72	2,245	32.1
六月	81	2,020	40.1	十二月	62	2,265	27.4

作業場別ニ依ル災害件數ハ左表ノ通りニシテ之ヲ八年ニ比較シテ著シク増加セルモノヲ舉グレバ仕上組立工場ガ八年ノ四七ニ對シ九年ハ一三〇ヲ數ヘ鑄造工場ガ八年ノ五六ニ對シ九年ハ一三六ヲ示シタルコトナリ又鍛冶工場ハ八年度ニ於ケル一一四ヨリ九年度ノ七三ニ減少セリ

災害發生場所ニ依ル分類

第一機械工場	第二機械工場	仕上組立工場	其他	合計
鑄造工場 鑄鋼工場 鑄鐵工場 合金工場 模範工場	鍛冶工場 製罐工場 營繕工場 青寫真室	製織工場 製織工場 製織工場 製織工場	其他	合計
378	100	130		844
76	33	24		136
73	23	11		107
1	1	1		3

愛媛縣

災害率ノ増減

前年ト比較シテ著シク災害率ノ増加セルモノハ(罹災者五名以下ノ業種ヲ除ク)次ノ如キモノデアル

第六章 工場災害

業種別	前年		本年		増加
	前	本	前	本	
製材業	八〇八	一〇五一	二〇四三	一〇四	一・二七
染色整理其他加工業	〇・四七	二・二二	一・七四	三・九六	二・三一
船舶車輛製造業	四・二〇	五・九一	一・七一	四・八七	〇・九一

其ノ他紡績、織物業ヲ除ク他、何レモ増加ノ傾向ヲ示シ居リ、災害發生率第一位ヲ占ムル人造肥料製造業ハ僅ニ〇・七ヲ増加セルニ止マルモノナリ
次ニ災害率ノ減少セルモノハ

業種別	前年		本年		増加
	前	本	前	本	
紡績業	一・二三	〇・七六	〇・七六	〇・五四	〇・四七
織物業	〇・六一	〇・五四	〇・五四	〇・〇七	〇・〇七

ノ業種アルノミニシテ特ニ紡績業ニ於ケル災害率ノ減少ハ一面、危害豫防施設完備ノ域ニ達シツアル結果ト推測セラレ、又木工業ニ於ケル増設、新設ニ對シテハ何レモ危害豫防及衛生規則ニ抵觸スルコト無キ新施設ヲ以テスル結果相當實效ヲ擧グ之ガ施設改善ニ努力ノ跡ヲ認ムルモノアリ

死傷者増加ノ原因ニ付テ

死傷者増加ノ原因ニ付テ考察スルニ最近一部工業ノ物與ニ伴ヒ工場ノ新設又ハ増設ニヨル職工ノ増加、特ニ當年ヨリ人造絹絲業ノ繰業開始ハ約二千名ノ職工ノ就業トナリ、又九月ヨリ職工約一千名ヲ使用スル住友機械製作株式會社工場ノ工場法適用ニヨリ著シク職工數ヲ増加シ、製絲業ノ衰微ニヨル職工減少ヲ凌駕スル状態トナリ災害率激増ノ現象ヲ呈シタルモノト認ムルモノニシテ、更ニ工業主ノ義務タル「職工死傷報告」ノ提出忌避ヲ摘發シタルモノ又相當多數ヲ算シ隨テ死傷數ノ増加ガ本表ノ示數ニ影響シ、本年重傷者四六二中其ノ六五ハ當局ニ於テ死傷ノ事實ヲ發見指示ニヨリ提出セシメタルモノニシテ(六五件中製材業二三、織物業一〇、染色整理其他加工業七、製紙業五等ヲ主ナルモノトス)輕傷部ニモ亦指示ニヨリ提出セシメタルモノ相當多數アリ、工業主ガ本死傷報告ノ提出ニ誠意ヲ缺クニ對シテハ嚴重督勵シ居レルモ之ガ遲滯ノ爲の確ナル死傷者數ヲ記録シ得ザルハ甚ダ遺憾トスルモノナリ

職工罹災率

業種別	就業職工數	死傷者數	罹災百分率	順位
製材業	八、三五五	一五	〇・一八	1
紡績業	五、三七七	四一	〇・七六	2
織物業	一六一	一	〇・六二	3
染色整理其他加工業	九、三二九	五一	〇・五四	4
機械製造業	一、七六	二六	二・二一	5
船舶車輛製造業	六九七	三四	四・八七	6
器具製造業	二二〇	一三	五・九一	7
金屬品製造業	二五五	四	一・五七	8
窯業	一八八	四	二・一三	9
製紙業	二五五	五	一・九六	10
製油業	一、七七七	一	一・一三	11
人造肥料製造業	二、〇九二	一	一・五二	12
人造絹絲業	一、八二五	九六	五・二六	13
醸造業	一九七	一	〇・五〇	14
水産品製造業	五六	一	一・七九	15

業種別	就業職工數	死傷者數	罹災百分率	順位	昭和		合計
					前年	本年	
水産品製造業	一六二	一	〇・六二	1	同	同	同
製材業	一、〇九〇	三	〇・二七	2	同	同	同
木工業	五八	三	五・一七	3	同	同	同
雜氣業	九二	一	一・〇九	4	同	同	同
電氣業	三三九	二	〇・六〇	5	同	同	同
金屬精鍊業	二五	一	四・〇〇	6	同	同	同
雜氣業	二五	一	四・〇〇	7	同	同	同
金屬精鍊業	二五	一	四・〇〇	8	同	同	同
合計	三五、三六五	七四	二・〇二		昭和三〇、二〇〇	三三、三六五	三五、三六五

神奈川縣

備考 一、合計就業職工數ハ全就業職工數ニシテ之ニ對スル罹災率ヲ示スモノトス 二、括弧内ハ死亡者ヲ示ス

月次	死亡		重傷		計	前年トノ比較	月次	死亡		重傷		計	前年トノ比較
	前	本	前	本				前	本	前	本		
一月	一	二	一	二	二	増	一月	六	四	六	三三一	増	七五
二月	二	三	二	三	三	増	二月	二	二	四	三〇一	増	一一五
三月	三	三	三	三	三	増	三月	二	二	八	三〇七	増	一一二
四月	三	三	三	三	三	増	四月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
五月	三	三	三	三	三	増	五月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
六月	三	三	三	三	三	増	六月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
七月	三	三	三	三	三	増	七月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
八月	三	三	三	三	三	増	八月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
九月	三	三	三	三	三	増	九月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
十月	三	三	三	三	三	増	十月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
十一月	三	三	三	三	三	増	十一月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
十二月	三	三	三	三	三	増	十二月	七	六	八〇	三〇七	増	一一二
合計	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	増	合計	三九	三七	三七	二、九六〇	増	七、七四

即チ逐月死傷件數ノ増加ヲ示シ月毎ノ前年同月ノ件數ト比較スルニ各月共月ヲ逐フテ増加シタルヲ見ル然ルニ職工數ノ月ヲ逐フテ増加シタルト對照スレバ大要
第六章 工場災害
三七一

愛知縣

職工數ノ増加ノ割ニ死傷件數ヲ増シタルハ事實ナリ

Table with columns for year (昭和2-9), number of workplaces, male/female workers, and death/injury counts. Includes a summary row for '死、傷、率(一萬分比)'.

福岡縣

本年中工場法適用工場ニ於テ惹起シタル職工ノ死傷件數ハ六千九百九十九名、工場災害事故件數ハ二十三件ナリ...

Table with columns for industry type, workplace count, employee count, and injury statistics. Includes a summary row for '計'.

備考 *印ハ爆發、破裂、起重機事故ヲ示ス

ニシテ損害額ノ最モ多キハ化學工場中ノ二件ニテ一萬八千八百十八圓ナリトス...

Table with columns for industry type, workplace count, employee count, and injury statistics. Includes a summary row for '計'.

ニシテ死傷總數ニ對スル職工總數ノ割合ハ八四・五(千分率)ニ當リ前年ノ比六〇・二ニ對シ二四・一ノ増加トナレルガ是特別工場ノ負傷件數ノ激増ニ因ルモノナリ

次ニ業種別ノ死傷件數ヲ見レバ次ノ如シ

Table with columns for industry type, workplace count, employee count, and injury statistics. Includes a summary row for '計'.

災害ニ基テ死亡件數ハ本年中四十八件ニ及ビ前年ニ比シ三十四件ノ増加ヲ示シ三、四倍強ニ當ル而シテ内二十七件ハ特別工場ニ於ケル死亡ニシテ之ヲ原因別ニ見ルトキハ動力ニ依ル運搬機、揚重機ニ因ルモノ十四件ニ達シ更ニ電氣ニ因ル死亡件數ハ八件ニ及ブ

負傷原因別ヨリ其ノ主タルモノヲ掲グレバ 機械ヲ用ヒザル運搬又ハ取扱中ノ物體ニ因ルモノ 物體ノ落下顛倒又ハ飛來ニ因ルモノ

計

ニシテ負傷總件數ノ三割六分強ニ當リ更ニ運轉中ノ機械及動力傳導裝置ニ因ルモノト然ラザルモノトヲ對比スルニ左ノ如シ

第六章 工場災害

區分	災害總件數	運轉中ノ機械及動力傳導裝置ニ因ル	總數ニ對スル百分率	其他ニ因ルモノ	總數ニ對スル百分率
死	四八	二二	四六	二六	五四
重傷	一、八四五	四九九	二七	一、三四六	七三
輕傷	五一〇六	七二八	一四	四、三七八	八六

第二項 設備改善監督狀況

(一) 概説

工場災害の發生は物的人的兩方面に亘りて廣く伏在する諸誘因が偶發的に協合して決定せらるるものなるを以て、單に工場監督のみを以て短日月に所期の目的を達すること困難なるは勿論なれども兩三年以降災害發生率上昇傾向著しきは國家將來の發展力を阻止する不祥事たるを以て、工場の監督に細心の注意を拂ひ、設備的改善に努むると共に、工場主の自發的研究を指導して工場の物的人的兩方面の管理組織を向上せしむること緊要なるものありと信ず。今各府縣當局者の報告の内參考資料たるべきものを左に掲記せり。但同種の報告についてはなるべく代表的のものを採用して他は省略したり。

(二) 一般的危害豫防監督標準と施設結果

埼玉縣

第一 危害豫防施設		第二 衛生設備	
一	原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆	一	危害豫防ノ作業服又ハ帽子
二	調帶緩金具ノ安全型	二	保護眼鏡
三	ベルトスクリワ、ホールト、ナット及楔類ノ安全裝置	三	マスク又ハ呼吸器
		四	各種訓練(安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等)
		五	安全委員會ノ設置
		六	安全係、衛生係等ノ設置
		七	講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催
		八	宣傳物ノ貼付又配付(全國又ハ府縣ニ於テ作製シタルモノ以外)
		九	安全週間記念物品ノ給與
		十	其ノ他

第一 危害豫防施設		第二 衛生設備	
九	機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被覆又ハ柵圍	一	各種訓練(安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等)
一〇	機械ノ危險(勢輪、カム、聯)ノ柵圍被覆又ナル運動部(動部突出部等)ハ安全裝置	二	安全委員會ノ設置
一一	鋸機・鉋機、ローラー、カレンダー、パンチプレス、シャワー及カッター等ノ安全裝置	三	安全係、衛生係等ノ設置
一二	研磨機ノガード	四	講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催
一三	織機ノシャトルガード	五	宣傳物ノ貼付又配付(全國又ハ府縣ニ於テ作製シタルモノ以外)
一四	ゴム煉ロール應急停止裝置	六	安全週間記念物品ノ給與
一五	其ノ他ノ機械ノ急停止裝置	七	其ノ他
一六	作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ被覆		
一七	持運ビ梯子ノ滑止(鉤又ハ脚ノ下部ノ靴等)		
一八	危險箇所ノ標示		
一九	其ノ他ノ豫防施設		
第二 火災及爆發等ノ豫防及避難施設		第五 其ノ他一般的施設	
施設事項		施設事項	
一	爆發性、發火性又ハ引火性物品ノ置場容器ノ危害豫防措置	一	各種訓練(安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等)
二	油浸ホロノ處理施設	二	安全委員會ノ設置
三	避難出口、避難通路及其ノ標示	三	安全係、衛生係等ノ設置
四	危險箇所ニ立入禁止ノ標示	四	講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催
五	其ノ他防火設備	五	宣傳物ノ貼付又配付(全國又ハ府縣ニ於テ作製シタルモノ以外)
第三 服裝及保護具ノ施設		六	安全週間記念物品ノ給與
		七	其ノ他

新潟縣

危害豫防施設調

(昭和九年中)

製業種別	施設	新 潟 縣						
		七	六	五	四	三	二	一
原動機	ノ	一	一	一	一	一	一	一
機械	シ	一	一	一	一	一	一	一
被覆	ノ	一	一	一	一	一	一	一
動力停止	ケ	一	一	一	一	一	一	一
緊急装置	ケ	一	一	一	一	一	一	一
原動機	ケ	一	一	一	一	一	一	一
合機	ケ	一	一	一	一	一	一	一
附割丸鋸	ル	一	一	一	一	一	一	一
刃鋸	シ	一	一	一	一	一	一	一
ニ	ダ	一	一	一	一	一	一	一
緊急救助	付	一	一	一	一	一	一	一
用具	ケ	一	一	一	一	一	一	一
備用	ノ	一	一	一	一	一	一	一
更衣室	ノ	一	一	一	一	一	一	一
モ	ケ	一	一	一	一	一	一	一
手	善	一	一	一	一	一	一	一
金	シ	一	一	一	一	一	一	一
ト	ノ	一	一	一	一	一	一	一
選	ル	一	一	一	一	一	一	一
ト	ケ	一	一	一	一	一	一	一
原動機	ノ	一	一	一	一	一	一	一
機械	シ	一	一	一	一	一	一	一
被覆	ノ	一	一	一	一	一	一	一
動力停止	ケ	一	一	一	一	一	一	一
緊急装置	ケ	一	一	一	一	一	一	一
原動機	ケ	一	一	一	一	一	一	一
合機	ケ	一	一	一	一	一	一	一
附割丸鋸	ル	一	一	一	一	一	一	一
刃鋸	シ	一	一	一	一	一	一	一
ニ	ダ	一	一	一	一	一	一	一
緊急救助	付	一	一	一	一	一	一	一
用具	ケ	一	一	一	一	一	一	一
備用	ノ	一	一	一	一	一	一	一
更衣室	ノ	一	一	一	一	一	一	一
モ	ケ	一	一	一	一	一	一	一
手	善	一	一	一	一	一	一	一
金	シ	一	一	一	一	一	一	一
ト	ノ	一	一	一	一	一	一	一
選	ル	一	一	一	一	一	一	一
ト	ケ	一	一	一	一	一	一	一

第一 危害豫防施設

項 事 設 施	新 潟 縣																		
	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
製絲	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
紡績	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
織物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
組物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製車輛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
器具	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金屬品	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
窯業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
護謨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
工飲食物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
木工	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

業種別	業種別		作業衣	作業帽	保護眼鏡	ゴム手袋及靴	マスク	醫局	藥局	救急箱
	業種別	業種別								
製材業	二一	一〇								
木工業	三五	一〇								
電気業	一四	一〇								
瓦業	一三	一〇								
計	七、五三七	二、三六三								
合										一、一〇九

(三) 染織工場と関係深きもの

福井縣 (急停止機及救急施設の監督)

急停止機調

(昭和九年)

業種別	業種別		福田式	荒井式	上野式	宮木式	竹内式	小林式	戸上式	其ノ他	計
	業種別	業種別									
製糸業	四	四									
紡績業	四	五									
織造業	二	七									
綿織業	二	二									
麻織業	三	三									
絹織業	一	〇									
染色整理其ノ他加工	一	一									
機械製造業											
器具製造業											
木製業											
電製業											
計	一三	一〇									
合											九三九

京都府 (女工作業服装の研究)

女工作業服装ニ就テハ工場災害豫防並ニ衛生及作業能率上最も重要ナル事項ニシテ本府ニ於テハ從來ヨリ各工場ニ付工場臨検ノ都度注意シ指導シツツアリタル處ナルガ本年二月左ノ如キ女工作業服装研究座談會ヲ開催シ

記

主 催 京都府工場衛生會

日 時 昭和九年二月十三日午後一時ヨリ

場 所 株式會社島津製作所三條工場講堂(京都市三條通西大路西入)

参加者 工業主、工場管理人、人事係、職工係等五十餘人

優良ナル女工作業服装ヲ制定使用セル

- 一、鐘淵紡績株式會社京都支店
- 二、京都織物株式會社紫野工場
- 三、杉本精練場
- 四、都是製絲株式會社本工場
- 五、辻紡績株式會社
- 六、鐘淵紡績株式會社下京工場
- 七、日本レイヨン株式會社宇治工場
- 八、東洋紡績株式會社伏見工場
- 九、山本吉次織物工場
- 十、大阪地方專賣局京都工場
- 十一、株式會社丸居商店第一製造所
- 十二、株式會社大内啓治商店工場
- ノ十二工場ヨリ夏、冬、各種ノ作業服装ヲ出品セシメ島津製作所ニ於テ製作セル、マネキン人形ニ之レヲ着用セシメ出品工場ノ係員ヨリ
- 一、作業服装制定ノ動機
- 二、特長
- 三、災害豫防上ノ效果
- 四、衛生上並ニ保健上ニ及ボス影響
- 五、作業能率上ノ效果
- 六、作業服ノ地質、一着ノ經費
- 並ニ工場支給又ハ本人負擔ノ別
- 七、其ノ他

神奈川縣 (織物工場の改善)

鶴見區平安町二工場ヲ新設セル帝國蠶絲株式會社絹服地模範工場ハ其作業場六二二坪中機織室二一六坪、撚絲室一四四坪、染色室五四坪、莫大小室七二坪ナルガ此ノ中機織室ニハ廣幅用力機織三十二臺ヲ配置ス之ニ對シ通路ハ主路六尺ヲトリ其他ハ三尺トシ充分ノ餘裕ヲトラシメタルノ外壁面ニハ「コンクリート」造ノ上ニ淺野物産製「ケンタツキス」ヲ使用シテ防音工作ヲナサシム此ノ結果室内機織ヨリ發スル雜音ハ吸收セラレ就業上聽神經ヲ疲勞セシムルコト少クスルノ結果ヲ見タリ、電動機ハ機械ニ直結セシメ電氣配線ハ「フレキシブルチューブ」ニ納メタルヲ以テ作業中ニ接近シテ危害ヲ生ズルノ虞ナカラシム

第六章 工場災害